

平成26年～令和4年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	1	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	関西広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定、推進している。「広域計画」は3年毎に改訂を行うのに対して、国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」は10年毎の改訂であるなど、時代の変化により的確に対応しにくいものとなっている。 また、広域連合は、構成府県市での調整機能を有するとともに、特別地方公共団体として、「関西全体の広域行政を担う責任主体」であり、関西における計画を推し進める主体としてより適切である。 現在、第32次地方制度調査会でも地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されていることから、国土形成計画法の目的である、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」を実現するためには、関西圏の都道府県・政令指定都市で構成される関西広域連合が関西の計画を策定することが必要である。	—
R2	2	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。	現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たり関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京視点の全国計画の地方版であると言わざるを得ない。 以上のことから、地方創生の更なる推進のためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化のために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	—
R2	3	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨る都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているものの、二以上の府県にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても府県域を超える場合においては、国の関与がないよう、府県単位で区域指定が行われてきた。本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくなく、設立から9年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立てそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。	—
R2	4	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理のうち、行為許可等権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合への移譲を求める(山陰海岸国立公園)。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。 第32次地方制度調査会で地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されているように、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。現代は自然の保護と活用の両立に対する需要が高まっており、国立公園の区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、迅速かつ効率的・効果的な対応が必要とされているところ、現状では圏域に応じて速やかなマネジメントができないと言わざるを得ない。	—
R2	5	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のインシアティブが發揮しにくい。また、過去にも軽微な計画変更により約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。 なお、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	—
R2	6	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項第291条の2	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化及び範囲拡大並びに国との共同事務処理の枠組み創設	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることから、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。 関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務を、予め構成府県市から持ち寄ることが必要となる。 しかしながら、持ち寄る段階では移譲を求めたい事務・権限は国にあり、関連する事務・権限のみを広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。 このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、形骸化している。 については、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。 併せて、広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務以外であっても要請権を行使できるよう、要請できる事務の範囲の拡大をお願いしたい。 また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	—
R2	7	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項	専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲	申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、専門職大学の認可等に係る権限について、関西広域連合への移譲を求める。そのため、まずは設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べることで枠組みをつくることを求める。	これまでの開設審査では、ほとんどが専門学校設置法人からの申請であったが、その法人の所管が都道府県であり、文科省と接点がないことや初年度の認可校が1校校設置法人のみであったことから、専門学校設置法人にとっては専門学校設置に躊躇せざるを得ない状況。 また、専門学校からの移行設置する場合、専門学校の募集停止などにより、学校法人の経営や地元高校生の進学先への影響も大きく、地域への影響も配慮した丁寧な対応が求められる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



※空白セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分について未対応です。

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	8	05_教育・文化	その他	関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	専門職大学設置基準第8章(第4条、第8条、他)	専門職大学の設置に係る認可基準の緩和	地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体との協定による緩和を求める。	地方の各主体による高等教育機関の誘致や設置の取組がある一方で、専門職大学設置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となっており、ハードルが高いとの声もある。設置基準で必要な体育館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。また、人口減少が進む中、地域では社会教育施設等の持続可能な運営が求められている。自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えない。現在、第32次地方制度調査会でも、地域ストックの有効活用が求められていることから、設置基準の緩和が必要である。	—
R2	9	05_教育・文化	その他	関西広域連合	財務省、文部科学省	A 権限移譲	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項、第26条第2項、同法律施行令第17条第1項	地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部委譲	関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。	文科省の補助事業においては、学術研究的観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。しかし、地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体質や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中で審査では地方での成果の活用につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	10	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第8条、第9条、第60条第1項	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限の移譲	人材の受け皿となる中小企業の経営強化を図るため、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限について、複数府県に跨がるものは、関西広域連合へ移譲を求める。	当該権限については、地区組合の地区、もしくは中小企業者及び組合等が共同で作成した場合の代表者もしくは個別中小企業者の主たる事務所の所在地が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されていることにより国と地方の二重行政となっており、事業者にとっても利便性が損なわれている。	—
R2	11	03_医療・福祉	中核市	富山市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則、病児保育事業実施要綱	体調不良児対応型の病児保育事業における要件の緩和	体調不良児対応型の病児保育事業においては、看護師等を1名以上配置することが要件であり、看護師等は体調不良児への対応のほか、施設及び児童全体の日常的な保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うこととされているが、次の要件緩和を求める。 ①病児対応、病後児対応型と同様に近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば看護師等の配置を要件としない。 ②本事業における看護師等の役割については、体調不良児への対応に特化する。	利用児童の有無にかかわらず看護師等の配置が必須のため体調不良児対応型を実施する施設数の拡大が進まない。 H27の地方からの提案等に関する対応方針により、病児保育事業については、近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば職員の常駐を要件としないなど柔軟な対応が可能であることが明確化されたものの、体調不良児対応型については適用されていない。 また、実施要綱上、体調不良児対応型を担当する看護師等に施設及び児童全体の日常的な保健対応等の役割が課せられているが、本役割は体調不良児対応型の実施如何に関わらず必要なことであり、病児保育事業未実施施設においても保育士が行っていることから、本事業の実施要件として定めることは不要と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	12	02_農業・農地	中核市	富山市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域等の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更にかかる県との協議・同意の廃止	農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更において、変更理由が農家住宅、農家分家住宅の場合に限り、県との協議・同意を廃止する。	市町村は、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更(農振除外)の手続きに多くの時間を要している。その主な要因として、市町村で届出書類の審査を行い、県へ書類を提出した後、県でも再び同様の書類審査を行っていることにある。市で地域の実情を把握し、適正な農用地利用計画であると審査したものを、県で再度同様の審査を行うことは、二重行政による不要な事務手続きにほかならず、期間短縮の大きな妨げとなっている。また、審査後に県で協議を行い、計画変更の公告縦覧を経て知事同意を得る必要があるが、過去に農家住宅、農家分家住宅の農振除外において、県の不同意は1件もない。しかしながら、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項より、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとあるため、本市では農振除外に約6ヵ月の期間がかかり、迅速な地域住民サービス及び農地の有効な利活用の支障となっている。農業の健全な発展を図るためには、農業を営む者の農家住宅、農家分家住宅は必要不可欠である。その農振除外に約6ヵ月もの期間がかかっているのは、効率的な営農を構想しても1作分の遅れが生じ、効率的かつ安定的な農業経営を営むことができない。なお、農家住宅、農家分家住宅に限っては、他市にまたがることもなく、一市町村内で完結するため、農地のマクロ管理や広域調整の観点からも、都道府県知事との協議・同意は不要である。	—
R2	13	02_農業・農地	中核市	富山市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第6項第3号及び第5条第2項第3号、農地法施行規則第30条第4号及び第57条の4第2項第1号	農地転用許可申請における必要な資力及び信用があることを証する書面の添付の緩和	農地転用許可申請において、農家・農家分家・自己用住宅の場合に限り、必要な資力及び信用があることを証する書面の添付を不要とする。	農地転用許可申請には、「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」について、費用の多寡を問わず添付しなければならないとあるが、自己用住宅等の建設については、事業費も少額であり、事前に住宅建設業者と資金面での相談がなされているため、転用申請の際にも添付を求めることは申請者の負担が大きい。住宅資金については、金融機関からの借入れだけでなく、親や親族からの借入れのケースもあり、親族の預金残高まですべて確認させることは至極失礼にあたる。また、必要経費の積算に担当職員の労力と時間を要することや、申請期限までに添付がなければ、翌月の申請扱いとなり、転用許可に1ヵ月の遅れが生じる。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	14	05_教育・文化	一般市	小都市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	「PFI導入可能性の検討マニュアル」の配付について(平成20年7月8日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)別添1「PFI導入可能性の検討マニュアル」作成の趣旨及び留意点について	PFI手法によらない学校施設整備に対する学校施設環境改善交付金の交付要件の明確化	PFI手法によらないPPP-BTO方式での学校給食施設整備により、割賦払いを行った場合についても、学校施設環境改善交付金の交付対象となること及び通常事業と同様の財政措置を受けることができること、について通知等により明らかにする。	【現状】 学校給食共同調理場の改築における学校施設環境改善交付金の交付については、その交付要件として、「地方公共団体負担分を含め、国庫補助に係る事業については、全額を採択年度に支出すること」とされているが、公立学校施設をPFI手法により整備する場合は、「国庫補助の対象内経費における地方負担分にPFI事業者の資金を充当し、後年度に渡る割賦払いとする場合も、施設整備の実施年度に一括して国庫補助を受けることができる」とされている。また、地方財政措置についても、「通常の国庫補助事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置がなされることになって」いる。 一方で、これらの取扱いについては、PFI手法によらないBTO方式(PPP-BTO方式)での学校給食施設整備においても、同様の国庫補助、交付税措置となるものと理解している。 【支障事例】 これまで、PFI法の制定からその普及、浸透という必要性により、PFI事業を例外的に取り扱ってきた流れがあったかと思われるが、法制定から20年経ち、初期のPFI事業が終了し、PPP/PFI手法による公共施設整備の実績も多数積み上げられてきたこと、また、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づく多様なPPP/PFIの推進を国が求めていることからすれば、PFI手法が否かを要件とすることなく、これまで全国各地で蓄積されてきた様々な官民連携手法を横展開していくことこそが、時流に沿った考え方であると思われる。 また、人口が多く、整備する施設が大規模となる大都市と違い、小規模の自治体では施設の規模も小さくなり、市場性のあるPFI事業に限られてくる現状もあり、補助金等の適用条件としてPFI手法が求められることで、官民連携手法の導入を断念することもあることから、小規模自治体へのPPP/PFIの推進を図っていくためには、補助金、財政措置等による柔軟な支援が不可欠である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	15	03_医療・福祉	一般市	須坂市、中野市、飯山市、茅野市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。	国制度による幼児教育・保育の無償化により、子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。 保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。  (参考)須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人(H30)⇒1,309人(R2) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む  【中野市】 令和元年度に待機児童が発生したが、民設民営の小規模保育事業所2施設を整備することで令和2年度は待機児童が解消された。 しかしながら、途中入所の希望も多く、保育室等の居室面積を緩和できると預かれる児童が増え待機児童の発生を抑制することができる。  【飯山市】 全体的に園児数は減少傾向であるものの、核家族化、共働き世帯の増、また平成27年度から入所年齢の引き下げ(1歳6か月→満1歳)等により3歳未満児の入所は増加している。 一方で、保育所施設については、建設年度が古いものが多く、3歳未満児の入所が少ない時代に建設されており、未満児室を中心に面積基準をクリアすることが困難になってきている。 また、出生数は減少傾向であり将来的な(継続的な)園児数の増加が不明確ななかで、多額の経費を要する増築等もなかなかできない状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	16	11_その他	一般市	袖ヶ浦市	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第24条の2 住民基本台帳法施行令第24条、第24条の2 住民基本台帳法施行規則第7条	住民基本台帳法に基づく「特例転入」の適用	個人番号カード所持者に限定している特例転入をすべての人に適用すること。	住民基本台帳法第24条の2において個人番号カードの所持者に限定している特例転入は、住基ネットからの転出情報の取り込みにより入力箇所が大幅に省略され、時間短縮が図られている。特に3人以上の世帯など複数人の転入の際には入力時間とともに確認時間も大幅に短縮できている。 自治体においては、個人番号カードの交付率を向上させるよう取り組んでいるが、いまだ個人番号カードを所持していない住民は多く、特例転入の制度を活用できていない。そのため、ほぼ全ての転入者につき、転出証明書に記載されている情報を住民記録システムに手入力しており、多くの時間を要している。特に、転出証明書に記載された文字のうち、近似文字(「凜」と「凜」やデザイン差文字)を誤って手入力してしまうことも多く、各自治体で誤りを防ぐため苦慮している。また、転入は付帯して住民票の発行、印鑑登録、戸籍届出、健康保険証、転入学通知書の発行、児童手当などの手続きなどを行うことが多く、元となる住民基本台帳の入力に時間を要することは市民の待ち時間を増長させる根本的な要因となっている。 一方、民間企業において、転出証明書をOCRにより読み取ることにより、住民記録システムに反映させる方法が検討されているが、各自治体で用いている住民記録システムが異なり、様々な転出証明書のレイアウトが存在することから、実用には至っていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	17	11_その他	一般市	袖ヶ浦市	内閣官房、総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の2 住民基本台帳法施行令第24条の2	個人番号カードを用いた転入届等の簡素化等	個人番号カードを所持する者は、新市町村で転入届のみを行い、新市町村では、前市町村から取得する転出証明書情報により、入力を行うことができ、かつ、前市町村では、新市町村から通知された転入通知情報をもって前市町村で転出の手続きをしたものとする。 また、内閣官房が推進している引越しワンストップサービスと連携を図ることにより、新市町村に対し、事前に転入届をオンラインで提出できるようにする。	他市町村へ住所を異動しようとする者は、前市町村で転出届、新市町村で転入届を行う必要がある。このことについては、住民基本台帳法第22条及び第24条において、届出を行うよう規定されている。しかしながら、住所異動者にとっては、法令で定められた期間内に必ず転出・転入の2つの手続を行う必要があり、住民にとって負担となっている。 住民基本台帳法第24条の2において、個人番号カード所持者に対し、特例が認められているが、転出届そのものは何かしらの方法で前市町村に対し届出する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (イ)保育所等における待機児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を進め、更なる保育の受け皿整備に向けた取組について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (イ)保育所等における待機児童対策については、可能な限り早期に待機児童の解消を目指すとともに、更なる保育の受け皿整備のため、地域の特性に応じた支援などを柱とする「新子育て安心プラン」を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)]	保育所等における待機児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を行い、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」をとりまとめ、公表した。	-	-	厚生労働省子ども家庭局保育課
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	18	08_消防・防災・安全	一般市	逗子市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第2条第1項及び第6条第1項、「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)」(平成27年2月27日付け国住指第4544号)	床面積10㎡以下の防災備蓄倉庫について建築確認を不要とする見直し	「自治体が設置及び認めた防災倉庫のうち、床面積10㎡以下のもの」については、建築基準法第2条第1項に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要とすること。	小規模な既製物置等が備蓄倉庫として活用されている事例を踏まえ、土地に自立して設置する小規模な倉庫(物置等を含む。)のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として建築物に該当しないものとし、建築確認等の手続きについて不要との見解が示された(「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて(技術的助言)平成27年2月27日国住指第4544号」)。これを受けて、当市の所在都道府県においては、小規模な倉庫を「奥行き1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2㎡以内」として取り扱うこととされたが、防災倉庫はその地域の防災備蓄庫として設置されるもので、床面積が2㎡以内では不十分であり、依然として建築確認等の手続きが大きな負担となっている。	—
R2	19	11_その他	中核市	姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	商業登記法第47条、会社法第58条第1項、地方自治法第260条の2第1項	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化	市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること	当市管内において、離島と港をつなぐ航路を運行している2社が事業統合することとなった。2社から、地元からも株式の購入による出資することを要望され、地元自治会も同意したため、事業統合する新株式会社について、地元自治会(認可地縁団体)が株式を購入(5株・5万円)することを含む商業登記法第47条に基づく法人設立の登記をしようとしたところ、公証人役場から「認可地縁団体は、地方自治法第260条の2第1項において、『地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する』とされており、株式の保有については認可地縁団体がすることはできず、株式会社としての登記に地縁団体は記載できないのではないかと」の指摘があり、地元自治会が株式を保有することに支障が生じた(認可地縁団体を株式会社としての登記に記載できない理由は明確ではない)。結果、株式会社設立が当初予定日に間に合わない判断され、地元自治会を出資者から外して、株式会社を設立することとなった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	20	07_産業振興	一般市	南砺市	文部科学省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電源立地地域対策交付金規則第17条、18条、19条	電源立地地域対策交付金の申請事務の簡素化	複数事業を一括で記載できる様式で申請できるようにするなど申請書類の簡素化すること。また、当初の事業目的を達成でき、30%を超えない変更であれば、国への協議を不要とするなど軽微な変更の範囲を見直すこと。更に市の財産(市道、公園)の整備に関する各府省への協議については必要なものに限ること。	複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。また、事業ごとに独立した申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担である。現在は、個別事業について主務大臣の審査、決定を受けているが、審査に時間を要することが多く、事務に支障をきたしている。変更の協議においても同様で、軽微な変更において、他の補助金では変更協議を要しない額の変更であっても、本交付金では、変更協議を要するなど、事業の執行にも支障をきたす場合もある。また、文部科学省、経済産業省以外が所管する公共施設整備については、申請にあたり所管庁の協議も必要となっており、協議先が増えることで、申請事務に時間を要している。以上を踏まえ、申請等の事務について、申請及び変更協議等の手続きに時間を要するため、変更協議の要否を含め、事務の簡素化を求めるもの。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	21	11_その他	一般市	高岡市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	特定非営利活動促進法第10条、第13条	NPO法人設立に係る手続の提出書類の見直し	(事業計画書・活動予算書) NPO法人認証申請書類の事業計画書・活動予算書について、それぞれ設立年度分と翌事業年度分の提出が求められているが、申請する団体が従来から特定非営利活動を行っていた場合は、翌事業年度分については、その実施団体の直近の事業報告書・決算書で代替できるものとする。(登記事項証明書) NPO法人設立後の提出書類の中に、登記事項証明書が含まれているが、登記事項証明書の写しのみの提出を可能とする。	【現状・課題】本市では、地域における市民ニーズが多様化する中、各種団体等と連携し、事業の実施等を通して課題解決に取り組んでおり、市内では自治会等のコミュニティ活動をはじめボランティア、NPO活動等の多様な主体による活動機会が増えてきている。しかしながら、人口減少・少子高齢化等に伴い、地域における生活環境や生活様式が変化し、地域課題はますます複雑化してきており、自治会組織等の高齢化、担い手不足もあり、コミュニティ活動の維持・継続自体が困難な状況が出始めている。 【支障事例】地域運営組織は、地域内の施設を拠点として、当該地域に関する活動や事業を行っていくことで活動の充実が図られる。円滑な施設管理や事業運営を進めるためには、法人格をもった組織とすることが適当であり、設立に係る費用負担が少ないNPO法人になることで地域活動の活性化を推進する場合、設立手続に必要な書類が多いなど、住民の負担感が強い。	—
R2	22	06_環境・衛生	都道府県	石川県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法施行規則第11条第12項	太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインのとりまとめによる自然公園法に基づく許可基準の明確化	国立公園における太陽光発電施設の設置に係る許可基準を明確にするため、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」と同様に、太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインをとりまとめ、図や写真、数値、実施例等を示しながら、景観への影響に関する許可基準を具体的に示すこと。	【現状】国立公園における太陽光発電施設の設置許可に係る審査にあたっては、過去の事例や現地調査をもとに判断しているところだが、自然公園法施行規則第11条第12項や「国立・国立公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方(平成27年2月環境省自然環境局)」には許可基準が定性的で明確に示されていないため、審査が困難である。環境省が策定した環境影響評価法に関する「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月)」を参考にすることも、記載されている環境対策例が定性的であり、自然公園法上の審査事務に応用することは難しい。 【制度改正の必要性】許可基準が明確に示されていないことから、特に、景観(自然公園法施行規則第11条第1項第3号の「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること」、第4号の「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと」、第5号の「屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと」)について、設置許可者である都道府県知事が、周辺の景観との調和に影響が認められると判断し、申請者へ施設の仕様変更等の指導を行う際に、客観的に指導の根拠を示せず窮することがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p><b>5【総務省】</b>  (1) 地方自治法(昭22法67)  (ii) 地縁による団体に対する市町村長(特別区の長を含む。)の認可(260条の2第1項)については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等の保有の有無にかかわらず、これを可能とする。</p>	—	<p>認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができることとする地方自治法の改正を含む第11次地方分権一括法が第204回通常国会で成立し、令和3年5月26日に公布。  市町村長の認可に係る申請において、地縁による団体の代表者が申請書に添える書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とするとともに申請書の様式を改正するものとする等の地方自治法施行規則の一部を改正する省令が8月31日に公布。  ※施行日はともに令和3年11月26日。</p>	<p>【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の改正について(令和3年5月26日付け総務省自治行政局長通知)  【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和3年9月1日付け総務省自治行政局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_19">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_19</a></p>	総務省自治行政局市町村課
<p><b>5【文部科学省(13)】【経済産業省(4)】</b>  電源立地地域対策交付金  (i) 交付事業に他府省の所管する事業が含まれる場合の事前協議については、以下の措置を講ずる。  ・農林水産省への事前協議を廃止する。  [措置済み(令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]  ・国土交通省への事前協議については、協議手続の効率化及び迅速化を図るため、令和3年度の申請に関するものから、申請書などの提出書類を簡素化するとともに、電子的な手段による提出を可能とし、地方公共団体に令和2年度中に通知する。  (ii) 申請方法については、複数事業の申請を一括で行うことが可能であることを、地方公共団体に改めて通知する。  [措置済み(令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]  (iii) 当該交付金事業の軽微な変更については、主務大臣の承認が不要であることを、経済産業局に改めて通知する。  [措置済み(令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)]  (iv) 各種申請書類等については、令和2年度中に電源立地地域対策交付金交付規則(平16文部科学省、経済産業省告示2)を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とする。</p>	—	<p>(i) 交付事業に農林水産省の所管する事業が含まれる場合の事前協議については、廃止した。  国土交通省への事前協議については、令和3年度から、電子的な手段による協議資料の提出を可能とし、その旨通知した。(令和3年2月26日付け事務連絡)  (ii) 申請方法については、一の申請書で複数事業の申請を一括で行うことが可能である旨通知した。  (iii) 交付金事業の軽微な変更について、主務大臣の承認が不要であることを、経済産業局宛てに通知した。  (iv) 各種申請書類等については、電源立地地域対策交付金交付規則を改正し、公印の押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とした。(令和3年3月31日文部科学省経済産業省告示第2号)</p>	<p>【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金に係る農林水産省所管事業に係る協議について(令和2年9月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室)  【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金における国土交通省所管公共施設に係る協議について(令和3年2月26日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡事務連絡)  【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金の交付申請について(令和2年10月15日付け文部科学省研究開発局立地地域対策室、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)  【経済産業省】電源立地地域対策交付金に係る計画変更の取扱いについて(令和2年10月30日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電源地域整備室事務連絡)  【文部科学省・経済産業省】電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則(令和3年3月31日文部科学省経済産業省告示第2号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_20">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_20</a></p>	<p>文部科学省研究開発局原子力課立地地域対策室  資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課</p>
—	—	—	—	—	—
<p><b>5【環境省】</b>  (1) 自然公園法(昭32法161)  自然公園における太陽光発電施設の設置に関する許可基準(施行規則11条12項)については、運用の明確化を図るため、都道府県や地方環境事務所における審査事例を令和2年度中に収集し、整理する。その上で、当該事例とともに許可基準の具体的な考え方を記載したガイドラインを策定するなどの必要な措置を講じ、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>	—	<p>自然公園における太陽光発電施設の設置に関する許可基準(施行規則11条12項)については、運用の明確化を図るため、都道府県や地方環境事務所における審査事例を令和2年度中に収集し、整理した。その上で、当該事例とともに許可基準の具体的な考え方を記載したガイドラインを策定するなどの必要な措置を講じ、都道府県に令和3年度中に通知した。</p>	<p>【環境省】国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン(令和4年3月30日付け環自国発第2203301号環境省自然環境局国立公園課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_22">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_22</a></p>	環境省自然環境局国立公園課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	23	09_土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3	社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出	押印文書の提出の電子化(PDF提出、電子署名等)を図ること。	交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、県と市町とのやりとりが簡素化され、業務が効率化した。アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	24	03_医療・福祉	指定都市	新潟市	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)	「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。	小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	25	02_農業・農地	都道府県	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県	法務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	自作農創設特別措置登記令第10条第1項、同令施行細則第4条、法務局民事行政部長通知(平成2年5月11日付け登記第339号)、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令第33号	自作農創設特別措置法に基づく農地買取に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化	・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権削除の義務化	国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買収した際、特例により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となった事例が発生している。私人による登記を削除し二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を削除することについての承諾書を徴集する必要があるが、その事務は法務局民事行政部長通知により県が行うことになっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により関係者が多数に上り、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮る必要があるが、不定期開催のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、県営土地改良事業区域内で発見されており、事業の進捗に影響している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	26	01_土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、所在都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
R2	27	11_その他	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条第2項、第5項	利用者負担額に係る行政不服審査法に基づく審査請求手続の公立と私立における施設別による差異の解消	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問すること及び不服申立前置が適用されないよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(私立幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)] ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修等を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。</p>	-	<p>公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、その旨を地方公共団体に通知。また、社会資本整備総合交付金システムを改修した上で、当該システムのマニュアルを改正し、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【国土交通省】社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_23">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_23</a></p>	<p>国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室</p>
<p>5【内閣府(3)】【総務省(2)】【財務省(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【法務省(4)(iv)】【農林水産省(7)(iii)(iv)】 農地法(昭27法229) (iii)国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭51農林省構造改善局長)及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」(昭51農林省構造改善局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方法務局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。 ・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。 ・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。 ・協議会は、定期的に開催することとする。 [措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)] (iv)自作農創設特別措置法に基づく買取による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。 ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。 [措置済み(令和2年12月4日付け務省民事局民事第二課事務連絡、令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)]</p>	-	<p>二重登記に関し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知した。 また、自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営を改善すること及び占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知した。</p>	<p>【法務省】自作農創設特別措置法による買取嘱託登記を看過し、第三者への所有権の移転の登記がされている土地の二重登記の解消について(令和2年12月4日付け法務省民事局民事第二課事務連絡) 【農林水産省】「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_25">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_25</a></p>	<p>法務省民事局民事第二課 農林水産省経営局農地政策課</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	28	03_医療・福祉	一般市	藤枝市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	幼保連携型認定こども園の付近にある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。	保育所の設置基準では、保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を屋外遊技場とみなしてよいこととされているが、幼保連携型認定こども園の園庭は、園舎と同一敷地内または隣接する位置に設けることが原則とされている。既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際、狭小地においては、同一敷地内や隣接地に園庭を設置することが困難な立地条件の施設もある。本市の支障事例は、幼児の徒歩圏内に公園があるにも関わらず、一時的に民間駐車場を園庭として有償で借上げ、設置認可のために借地権を設定するなど、こども園設置者にとって大きな負担となっており、何より、子供たちの身体づくりに影響を与える規定になっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	29	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項、同施行規則第6条の6第2号、障害者の生涯学習の推進方策について(令和元年7月8日付元文科教第237号文部科学省総合教育政策局長通知)	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。これら事業所のように独自の取組みを展開する場合には、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	府では、平成30年に文部科学省「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により、検討・検証を行い、上記「学びの場」の情報公表の仕組みの創設のほか、障がい福祉サービス(とりわけ「自立訓練」)に関し、その利用期間について、弾力的運用が可能となるよう、所要の制度改正を国に対して求める必要のあることについて、結論を得た。 【主な支障事例】 自立訓練は、障がいのある人の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援であり、本来、学校卒業後等の「学びの場」として活用するもの。しかしながら、自立訓練(生活訓練)の期間は、原則2年であり、障がい特性を踏まえると、個々の成長を促すには、期間があまりにも短い。自立訓練と就労継続支援B型を組み合わせ、4年間の「学びの場」を確保している例もあるが、B型は一定の工賃収入が求められるなど、あくまでも就労の場であり、「学び」にはなじまない。以上のとおり、自立訓練(生活訓練)の期間を延長することにより、新たに制度創設することなく、障がい者の学校卒業後等の学びの場を全国的に確保することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	30	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)	重度障がい者等の就労中における介助の法定給付化	重度障がい者等の就労中における介助については、全国一律の制度として法定給付化されることを求める。	常時介護が必要な重度障がい者については、就労中においても日常生活と同様、生活上の介助が必要であるにも関わらず、現行制度上では、就労中であることをもって法定給付(重度訪問介護サービス等)の支給対象外とされている。	—
R2	31	03_医療・福祉	都道府県	大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱交付要綱7(1)イ及び11(1)イ、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱6(1)ウ、7(1)ウ及び10(1)ウ、保育所等整備交付金交付要綱12(1)イ及び16(1)イ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法施行令第17条第1項～第4項	保育対策総合支援事業費補助金等に係る事務手続の簡素化	保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育所等整備交付金について、道府県知事に市町村からの申請・実績報告について必要な審査を行うという事務処理規定がなされているが、東京都知事に係る規定と同様にすること。 なお、上記の補助金等については、交付要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令の規定によるとされているが、同法施行令第17条に基づく同意を外すことが可能かどうか明確にされていない。	本提案に係る国から市町村へ直接交付される補助金について、市町村から国になされる交付申請等を、道府県が取りまとめ、内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、国へ提出することが交付要綱で定められている。国からの交付申請依頼等は短期間で回答が必要な場合が多く、特に市町村が事業者へ間接補助を行っている場合、事業者→市町村→道府県→国という手続きの流れとなり、道府県を経由することで、事業者及び市町村はより短期間での対応が求められる過度な負担が生じている。また、道府県において書類の審査等のために当該補助金の運用について国に確認するも回答が得られないことも多く、当該書類の審査、市町村とのやりとり等の事務も多大なことから、道府県に過度な負担が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(33)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ii) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)のうち園庭面積に係る基準(同令6条7項)については、幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行や施設の老朽化等に伴う園舎の建替えなどの施設整備により、当該施設整備に係る期間において当該基準を満たせない場合、幼保連携型認定こども園の設置等の認可権者である地方公共団体が、教育・保育の内容等を確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	-	<p>幼保連携型認定こども園への移行や園舎の建替えなどの施設整備期間において基準を満たせない場合、認可権者が教育・保育の内容について確認した上で、一時的な園庭面積の不足についてやむを得ないものとして取り扱うことができることを通知。</p>	<p>【内閣府・文部科学省・厚生労働省】「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について(通知)(令和3年1月29日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知) 【内閣府・文部科学省・厚生労働省】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)(令和3年1月29日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_28">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_28</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p>5【厚生労働省】 (32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 自立訓練(生活訓練)の利用期間(施行規則6条の6)については、原則2年間(長期入院していた者等にあつては3年間。以下この事項において「標準利用期間」という。)としているが、個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間(施行規則15条)の更新が可能であることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	-	<p>個別の状況に応じ、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合には、標準利用期間を超えて最大1年間(原則1回)の支給決定期間の更新が可能であることを令和3年3月26日付け事務連絡において、地方公共団体にに対して周知した。</p>	<p>【厚生労働省】自立訓練(生活訓練)に係る支給決定期間の更新の取扱いについて(令和3年3月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課生活支援推進室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_29">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_29</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
-	-	-	-	-	-
<p>5【厚生労働省】 (9) 児童福祉法(昭22法164)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金 保育所等整備交付金(56条の4の3)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、申請書類の簡素化やFAQの整備など必要な方策を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【厚生労働省】 (9) 児童福祉法(昭22法164)、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育対策総合支援事業費補助金 保育所等整備交付金(56条の4の3第2項)及び子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の申請等に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請書類の簡素化やFAQの整備等を行い、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年3月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課人材研修係事務連絡、令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室事務連絡)] また、保育対策総合支援事業費補助金の申請等に係る事務についても、地方公共団体の事務負担を軽減するため、申請書類の簡素化を行い、地方公共団体に通知する。</p>	<p>保育所等整備交付金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金についての措置を講じた。</p>	<p>【厚生労働省】子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費の国庫補助手続き等に係るFAQの送付について(令和3年3月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課人材研修係事務連絡) 【厚生労働省】保育所等整備交付金に関する質疑応答集(FAQ)(第1版)について(令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設業務等調整室事務連絡) 【厚生労働省】保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和3年12月1日付け厚生労働事務次官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_31">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_31</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	32	03_医療・福祉	都道府県	大阪府	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項、第2項、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン2・3(1)、3(3)、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し	施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修受講要件について、新型コロナウイルスの影響を考慮し研修受講必須化年度の延期及び研修受講ではなくレポート提出での代替を認めるなどの研修方法の多様化を行うこと。 また、園内研修等の内容及び時間の確認事務について都道府県の事務負担が増えない形での全国統一のスキーム及び標準様式の提示並びに他県での研修の取扱いを明確化、統一化するとともに、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等について集約し、加算要件に該当するものについて各自治体に情報提供すること。	研修に係る要件については、令和4年度を目途に必須化を目指すこととされているが、新型コロナウイルスの影響で集合研修の開催が見送られ、保育所、認定こども園等の職員の計画的な研修受講に支障が生じている。施設からも保育士が研修を最大60時間受講することは負担が非常に大きいこと、代替職員の手配が大変であるといった要望が寄せられている。 園内研修及び免許状更新講習が処遇改善加算Ⅱに係る研修であることを都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となる。令和元年6月24日付け通知で園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修など様々な研修が加算要件になることが示されたことで、今後、園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修それぞれの受講地が都道府県域を超えることが想定されるため、他県等で受講した研修の内容を加算要件に該当するか確認することや研修の取扱いを自治体間で調整することについても事務負担が生じる。 また、文科省等の補助等を受け、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等を実施する機関もあり、各自治体で内容の確認、該当認定を行うことで、認定結果に差異が生じないよう、他県等での認定状況について、双方で確認、調整作業等の事務負担が生じ、非効率である	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	33	08_消防・防災・安全	都道府県	和歌山県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	「物資調達・輸送調整等支援システム」運用開始及びその準備について(令和2年3月10日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)通知)	物資調達・輸送調整等支援システムとLアラートの連携による入力作業の効率化	物資調達・輸送調整等支援システムについて、Lアラート(全都道府県の防災情報システムと連携している災害情報伝達基盤)から避難所開設情報を取得できるよう、システムを見直すこと。	当県においては、既に県総合防災情報システム(以下「県システム」という。)において市町村の避難所開設情報等を入力し、当該情報を共有するとともに、Lアラートとの連携により、県民や報道機関等に災害情報を提供している。なお、県システムに当該情報を入力すれば、連携しているLアラートにも同時に同情報が入力される仕組みとなっている。 そうした現状の中、内閣府は、令和2年4月から避難所から国災害対策本部まで、救援物資の要請や調達、輸送に関する情報を一元的に管理できる物資調達・輸送調整等支援システム(以下「国システム」という。)の運用を開始した。 上記の現状を踏まえると、市町村においては、国システムと県システムのそれぞれに避難所開設情報の登録を行う必要があるため、災害時における市町村職員の作業負担が大きい。なお、それぞれのシステムに入力しなければならない避難所開設登録内容は、開設日時、避難者数、避難者数内訳(要配慮者、乳幼児)、ライフライン状況及び無線の有無である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
R2	34	03_医療・福祉	市区長会	中核市市長会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性のある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。	情報連携を利用することにより、他市町村から異動してきた者の保険税の算定・給付の迅速な支給決定や、資格喪失証明書等の添付書類の省略が可能となっている一方、資格管理に関連して次のような課題がある。 ・被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入(市での全件把握は困難) ・無保険者の把握 ・資格喪失届出勧奨や滞納整理などの業務の煩雑化	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】子ども・子育て支援法(平24法65) (vi)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27 内閣府告示49)1条35 号の5)の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</li> <li>・保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</li> <li>・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。</li> <li>・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。</li> <li>・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。</li> <li>・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</li> <li>・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p>&lt;令3&gt; 5【内閣府(16)】【文部科学省(11)】【厚生労働省(50)】子ども・子育て支援法(平24 法65) (i)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27 内閣府告示49)1条35 号の5)の要件となっている研修受講の必須化については、地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和5年度から段階的に適用する。 [措置済み(令和3年9月2日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等を対象とした保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、各自治体に通知を行い、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化し、また積極的な活用を促した。</li> <li>・保育所等が企画・実施する当園内研修については、都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、各自治体に通知した。</li> <li>・令和3年度より、幼稚園・認定こども園教諭向けの研修の実施主体に関して、各加算認定自治体における認定状況を集約した上で、各加算認定自治体に情報提供を行うこととし、その旨を各自治体に通知した。</li> <li>・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、各自治体に通知した。</li> <li>・幼稚園・認定こども園教諭が受講した、幼稚園・認定こども園団体等が実施する研修の修了証については、団体等を認定した加算認定自治体内でのみ有効であること、及び、転勤などやむを得ない理由がある場合は、他の加算認定自治体が認定した団体等の研修の修了証を有効とする取扱いを行うことも可能であることを、併せて各自治体に通知をした。</li> <li>・令和2年度末に研修受講の状況等に関する調査を実施し、令和3年6月18日開催の子ども子育て会議(57回)において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わず、令和5年度から段階的に適用する旨の研修修了要件の取扱いに関する方針案が了承されたことを踏まえ、9月2日に当該方針を自治体に通知した。</li> </ul>	<p>【厚生労働省】保育士等キャリアアップ研修に係る保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野及びeラーニング等による研修の実施の促進について(令和3年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの園内研修(保育所等)に係る都道府県への申請書類の標準様式及び保育士等キャリアアップ研修の修了証の効力について(令和3年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>【文部科学省】処遇改善加算Ⅱ 修受講要件FAQ(令和3年3月31日)</p> <p>【内閣府・文部科学省・厚生労働省】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」の一部改正について(令和3年9月2日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_32">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_32</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】(20)国民健康保険法(昭33法192) (iv)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。</li> <li>・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<p>&lt;令4&gt; 5【厚生労働省】(30)国民健康保険法(昭33法192) (ii)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報により喪失処理を行うことを可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)]</p>	<p>令和3年2月末及び3月5日に厚生労働省から、資格重複状況結果一覧の取扱い(提供情報等)について都道府県等に通知したものの、医療保険者の資格情報登録ミス等により、オンライン資格確認等システムがブレ運用を継続することを受け、同システムが本格運用を開始するまでの間、同一覧は事業所照会の代替手法として利用できない旨を3月31日に通知した。</p> <p>その後、オンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、市町村による資格重複状況結果一覧の利用を可能とするとともに、同一覧については、対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものと位置づける旨を令和3年10月15日に通知した。</p> <p>市区町村における国民健康保険被保険者の資格喪失に関する事務について、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理の流れを令和4年11月29日に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(令和3年2月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェック等の新機能の導入について(令和3年3月5日付け厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課連名事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(留意事項)(令和3年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】「オンライン資格確認」本格運用開始について(協力依頼)(令和3年10月15日付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長通知)</p> <p>【厚生労働省】「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_34">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_34</a></p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	35	11_その他	市区長会	中核市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、158条の2第1項	普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>私人の公金取扱いの制限について定めた地方自治法第243条中の「若しくは収納」を削り、収納事務について、私人委託を可能とする。</p> <p>または、地方自治法施行令第158条の2第1項中、「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税・・・その収納の事務を委託することができる。」と定められている普通地方公共団体の歳入の対象を地方税に限定しないよう改正し、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納ができるようにする。</p>	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>当市(※)では、令和元年度から33債権(16課)に及ぶ市の全ての債権の回収業務を債権管理課へ統合し、一元的に行っている。</p> <p>現在、普通地方公共団体の歳入の収納事務は、地方自治法施行令第158条第1項、同施行令第158条の2第1項又は他の法令の規定に基づき、特定の歳入に限り、コンビニの店頭等で行うことができる。※中核市市長会に属する1市</p> <p>【支障事例】</p> <p>債務者の6割程度は、市税と市税以外の債権を同時に滞納している状況であるが、コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債務者双方の手間が生じている。</p> <p>また、日中に就労している債務者は、金融機関に行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに指定金融機関がないために納付困難となっているケースが発生している。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>地方自治法243条において収納事務の私人への委託を原則禁止し、施行令において歳入を限定列挙し、収納事務の私人への委託を認める現行制度は、生活様式が多様化した現代において適当ではないと考えている。また、種類の異なる債権が随時発生する普通地方公共団体においては、債権毎に納付窓口が異なることは、納付勧奨を行う側としては事務が非常に非効率となるため、制度改正の必要性を感じている。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	36	03_医療・福祉	市区長会	中核市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第122条の3第1項、保険者機能強化推進交付金に関するQ&A(令和元年6月4日版)	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の充当先拡充	交付金の対象となる事業を実施するにあたり、支障となっている一般会計への負担増加を回避するため、交付金の充当先を総務費や介護予防以外の一般会計への充当、地域支援事業の市町村負担分への拡大について要件の緩和を求めるもの。	<p>【支障事例】</p> <p>保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防等に必要な取組に活用することとされており、第1号被保険者介護保険料の代替財源たる性質を有する。このため、当該交付金の使途について、介護給付費や地域支援事業等に対する市町村負担分及び総務費に属する経費への充当は不可とされている。</p> <p>しかし、評価指標に位置付けられた取組の中には、総務費に属するものがある上、地域支援事業の拡充を図る場合でも市町村の定率負担分の増加は避けられない。このため、当該交付金を獲得しても市町村の一般会計負担は増すのみで、真に保険者努力に対する財政的インセンティブ機能が働いているとは言い難い状況にある。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html</a>
R2	37	03_医療・福祉	市区長会	中核市市長会、山梨県、静岡県、高知県、出雲市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第122条の3第1項、保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止	評価指標の見直しを毎年ではなく、介護保険事業計画と同様の3年毎にすることについて変更を求めるもの。	<p>【支障事例】</p> <p>保険者機能強化推進交付金は、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために創設されたものであり、令和元年度は65項目の評価指標が設けられている。</p> <p>しかしながら、本評価指標については、介護保険事業計画と連動したものであるべきところ、指標の削除や配点の変更が毎年度行われ、次年度に向けて場合によっては検討した対策案の変更が必要となるなど、効率的な事業運営の妨げとなっている。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	38	03_医療・福祉	指定都市	相模原市、高松市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 別表(平成12年2月10日厚生省告示第21号) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)	特別養護老人ホームの定員規模別の報酬の設定	特別養護老人ホームの基本報酬について、「介護事業経営実態調査」の結果を踏まえて、定員80人以下の施設については、定員規模別(30人、31人～50人、51人～80人)の報酬を設定すること。	<p>【支障事例】</p> <p>特別養護老人ホームの基本報酬については、地域密着型施設の単価は導入されているものの、通所介護と異なり、定員規模別による仕組みとなっておらず、介護事業経営実態調査では、特に定員80人以下の施設における収支差率が低く、安定的な施設の運営に苦慮している。</p> <p>特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設を運営する社会福祉法人が会員となっている団体からは、収益が伸びず、人件費の高騰等により施設運営状況が悪化しており、支援を求める要望がある。</p> <p>なお、同団体による「2018年度特別養護老人ホーム実態調査報告書」によると、従来型施設においては約6割に当たる13施設が赤字となっており、平均の収支差率も-1.57%という厳しい経営状況が明らかとなっている。</p> <p>こうした状況が続くことは、本市の安定的な介護サービスの提供に支障が生じる恐れがある。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	39	03_医療・福祉	指定都市	相模原市、栃木県、知多市、姫路市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第72条の5、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱	国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱で定める基準額等の見直し	国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱の基準単価を実勢単価とする等の改正をすること。基準単価の算定額根拠を示されたい。不可能な場合は基準単価の参考としている全市町村国保保険者の委託料について、委託料の調査年度及び最低額・最高額・平均額を示されたい。糖尿病性腎症重症化等の早期発見に資する項目について、基本項目に加えること。また、各自自治体独自に行う追加項目に係る経費についても、助成対象とすること。	<p>【支障事例】</p> <p>国民健康保険の特定健康診査に係る費用額は、国・県・市において3分の1ずつ負担する仕組みとなっているが、基準となる単価(基準単価)が実勢単価と乖離していることから、多額の法定外繰入をすることにより経費を負担している。</p> <p>厚生労働省の「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き」にある特定健康診査の結果から糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者を把握するために必要な検査項目について、基本健診項目となっていないことから国の補助金は交付されず、事業に必要な健診費用は自治体負担となっている。</p> <p>また、地域の実情に合わせ必要に応じて行っている追加項目に係る経費の助成がないこと等から、各自自治体の負担が増大している。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (iv) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、以下のとおりとする。 ・負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(施行令158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とするを含め、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令3 &gt; 5【総務省】 (1) 地方自治法 (ii) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。</p>	<p>私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを可能とした。 後段については検討中</p>	<p>【総務省】地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.35">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.35</a></p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】 (30) 介護保険法(平9法123) (iii) 保険者機能強化推進交付金等(122条の3)については、毎年度の評価指標の見直しの検討において、当該交付金に係る地方公共団体の取組の円滑な実施に配慮するとともに、評価指標や評価結果の通知を令和3年度交付分から可能な限り早期に行う。</p>	—	<p>令和3年度交付分については、評価指標を令和2年9月に、評価結果を同年11月に通知し、昨年度分より早期に通知した。 令和4年度交付分の評価指標については、介護保険事業計画期間中は極力指標を変更しないことにより地方公共団体における取組の円滑な実施に配慮するとともに、昨年度分より発出時期を更に前倒し、令和3年8月に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】令和3年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標について(令和2年9月18日付け厚生労働省老健局介護保険計画課交付金審査・交付係事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金の評価結果及び交付見込額の算定に用いる参考値について(令和2年11月30日付け労働省老健局介護保険計画課長通知) 【厚生労働省】令和3年度都道府県保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者努力支援交付金の評価結果及び交付見込額の算定に用いる参考値について(令和2年11月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知) 【厚生労働省】令和4年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標について(令和3年8月24日付け厚生労働省老健局介護保険計画課交付金審査・交付係事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.37">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.37</a></p>	<p>厚生労働省老健局介護保険計画課</p>
<p>5【厚生労働省】 (30) 介護保険法(平9法123) (iv) 定員80人以下の介護老人福祉施設の介護報酬(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示21))については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令3 &gt; 5【厚生労働省】 (45) 介護保険法(平9法123) (ii) 介護老人福祉施設(定員80人以下を含む。)の介護報酬(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平12厚生省告示21))については、基本報酬を引き上げる。 [措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号))]</p>	<p>社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年11月5日)において、定員規模別に利用者負担が変わることや効率的な事業運営からの逆行等に対する懸念が示された。これを踏まえ検討した結果、特別養護老人ホームの基本報酬について定員規模別に報酬を設定する見直しは行わないこととした。 ただし、令和3年度介護報酬改定では、特別養護老人ホームの基本報酬全体を引き上げるとともに、小規模特養への介護報酬の経過措置を継続することとした(令和3年3月厚生労働省告示)。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月15日厚生労働省告示第73号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.38">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.38</a></p>	<p>厚生労働省老健局高齢者支援課</p>
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	40	03_医療・福祉	都道府県	広島県、宮城県、中国地方知事会	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第174条の26第8項、令和元年5月30日付け事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」(厚生労働省子ども家庭局保育課)	指定都市及び中核市が設置する公立保育所への指導監査の実施主体を都道府県とする、とした厚生労働省の事務連絡(令和元年5月30日付け)につき、法律上の根拠の明確化	指定都市及び中核市が設置する公立保育所への指導監査の実施主体を都道府県とする、とした厚生労働省の事務連絡(令和元年5月30日付け)につき、法律上の根拠の明確化を求める。	本県には、指定都市等が設置する公立保育所が147か所存在するが、これまでは総務省への確認のもと、地方自治法施行令の解釈に基づき、都道府県及び指定都市いずれも、当該施設に対し児童福祉法に基づく指導監査を行っていない。(これについては、本県のみならず、多くの都道府県においても同様と承知している。)この度の事務連絡の内容が正とするならば、都道府県は指定都市等が設置する公立保育所に対し、毎年度1度以上の監査を実地により行うこととなる。このことには、多くの人役を要し、また他の社会福祉施設(障害者施設等)も同様の対応が求められることとなる。従前の法解釈を変更し、県として指定都市等が設置する公立保育所に対し監査を実施する(または、条例によりその権限を指定都市等へ移譲する)にあたっては、その経緯や理由を明らかにする必要がある。	—
R2	41	02_農業・農地	都道府県	広島県、宮城県、広島市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条	集落法人に使用収益させている農地の所有権移転に係る農地法の改正	農地を集落法人に使用収益させている場合、当該農地については非農業者であっても農地法第3条による所有権移転の許可が得られ、集落法人が継続的に土地利用できるよう、規定の改正を求める。また、規定の改正に時間を要する場合は、特区での対応を求める。	地元に住居する親族(妹:現在、非農業者)に農地の所有権を移転したいが、所有権移転後も、引き続きこの集落法人Bに使用収益権を設定したいと考えている。しかし、この親族は、農地法第3条許可要件(全部耕作、常時従事)を満たさないため、所有権移転が認められない。	—
R2	42	10_運輸・交通	都道府県	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」における各種申請の電子化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」における各種申請の電子化(様式の電子化・電子申請システム化)	「地域公共交通確保維持計画」は国の様式に合わせて各事業者が独自にExcelデータ等で作成し、補助対象期間前に当初計画として県の協議会へ提出するものであるが、一度作成された計画に対して、事業者の運行計画変更がある場合には都度計画の修正と変更認定申請を行う必要があり、そのたびに数値や計算式のチェックなど多大な時間を要するものとなっている。当初の計画策定や計画変更について、事業者のミスが起きないよう、国が様式を厳密に定め、正しい計算式やマクロ、入力制限等が設定されたExcelデータ、もしくは電子申請システムを作成・共有してもらうことを求める。	—
R2	43	11_その他	都道府県	広島県、宮城県、三重県	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第22条(転入届)、23条(転居届)、24条(転出届)	人口の移動理由を把握するための、国による全国統一的な調査の実施	国による、人口の移動理由を把握するための、全国統一的な調査実施を提案。その方法として、「住民基本台帳制度」を活用した調査の実施を図るための住民基本台帳法の改正を提案。	・首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠。 ・しかしながら、住民基本台帳を使った移動人口は把握されているが、移動理由についての全国統一的な調査は現在行われていない。 ・現在、本県を含めて8県が独自に調査を行っているが、その調査方法や調査項目は様々であるため、容易に比較することが困難。	—
R2	44	11_その他	都道府県	東京都	総務省	B 地方に対する規制緩和	規則(平成15年総務省令第48号)第2条2項にて掲げられている電子契約に利用できる電子証明書の種類	電子契約における電子署名の見直し	国における政府認証基盤(GPKI)の職責認証と同様に、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証を、自治体が電子契約を行う際に利用できる電子署名の対象とする。	【現状】 国の電子契約では政府認証基盤(GPKI)の職責認証を利用して電子署名を行っている。しかし、現在の法令では電子契約で有効となる電子署名として地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証は対象となっていない。 このため自治体では職責認証を利用した電子契約が成立せず、契約者及び、契約者の代理人、それぞれ本人の「電子証明書」を取得する必要があるため電子契約の導入を妨げる大きな原因となっている。 【支障事例】 ○「電子証明書」の発行には約2週間程度必要であり、人事異動により人が入れ替わる場合、「電子証明書」の発行が間に合わず、契約事務が行えない期間が発生する可能性がある。 ○「電子証明書」の発行には、費用負担に加え、住民票、印鑑証明の提出が必要であり、人事異動毎に「電子証明書」を発行することは、事務負担が非常に大きく現実的ではない。 ○国交省の電子契約では「電子証明書」として「職責認証」(役職による認証)を使用しているが、「職責認証」は地方自治法施行規則の「電子証明書」には含まれないため、自治体では使用できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu_kekka.html</a>
R2	45	11_その他	都道府県	愛知県、高知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17、総務省自治行政局長通知(平成16年総行第143号)	長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大	地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借入れ等)、又は法施行令第167条の17に基づき条例で定めることができる対象契約(当該政令で定める一定の物品の借入れ又は役務提供を受ける契約)にソフトウェア(無体物)のライセンス(使用許諾)契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。	ソフトウェアのライセンス契約は長期継続契約の対象として法定されていないこと、また、ソフトウェアは無体物であり「物品」ではないため、条例で定めることができる長期継続契約の対象には当たらないことから、商慣習上、複数年度にまたがる契約とすることが一般的であるにもかかわらず、毎年度、契約更新を繰り返す不合理を生じている。ソフトウェアを用いた情報処理は行政運営を行う中で欠かせないものとなっており、最近ではクラウド上に複数のシステムを構築し、多種多様なライセンス契約を締結する必要があるが、ソフトウェアのみの単年度契約を締結することは商慣習上困難であり、また全ての契約について債務負担行為を設定することも、合理的でない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu_kekka.html</a>
R2	46	11_その他	都道府県	愛知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	消費生活協同組合(連合会)実態調査要綱	消費生活協同組合(連合会)実態調査における都道府県による組合票送付事務の廃止及び都道府県票の調査項目の見直し	厚生労働省が毎年実施する消費生活協同組合(連合会)実態調査に関する事務のうち、「都道府県所管生協への調査票の配布」については、同省の「消費生活協同組合(連合会)実態調査要綱」では、都道府県が各組合(連合会)へ組合票の送付を行うこととされているが、都道府県経由を廃止し、国(又は調査先委託事業者)が直接送付することとする。また、都道府県票の調査項目のうち、「財務状況」については、組合票の調査項目(各組合から国(調査先委託事業者)へ決算関係書類等を直接提出する)とする。	各組合は、「組合票」の回答を国(民間業者)に送付し、「決算関係書類」データを都道府県に送付することとされており、送付先が複数となることで、事務に負担が生じている。また、各組合の決算関係書類については、本調査以前に報告を受け、確認を行っているものであり、都道府県から回答(提出)する必要はなく、各組合への調査票の送付、決算関係書類データの回収及び国(調査委託業者)への送付等の事務負担のみが生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (i) 地方公共団体が契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、電子署名と併せて送信することにより当該契約を確定させることができる電子証明書(施行規則12条の4の2)については、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書を追加する。 [措置済み(地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号)、地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号))]	—	地方公共団体が契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合に、電子署名と併せて送信することにより当該契約を確定させることができる電子証明書(施行規則12条の4の2)については、省令の改正及び告示の制定により、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)において作成する職責証明書を追加し、地方公共団体が当該職責証明書を活用した電子契約を可能とした。	【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(令和2年9月18日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第90号) 【総務省】地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件(令和2年総務省告示第273号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_44">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_44</a>	総務省自治行政局行政課
5【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (iii) 長期継続契約(234条の3)を締結することができる契約については、ソフトウェアのライセンス契約も含まれることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—	長期継続契約(地方自治法第234条の3)を締結することができる契約については、ソフトウェアに係る使用許諾契約(ライセンス契約)も含まれることを明確化し、その旨通知した。(令和2年12月22日付け総行第307号)	【総務省】ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について(令和2年12月22日付け総務省自治行政局行政課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_45">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_45</a>	総務省自治行政局行政課
5【厚生労働省】 (50) 消費生活協同組合(連合会)実態調査 消費生活協同組合(連合会)実態調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、都道府県を經由せず国が直接実施する方向で検討し、令和3年度調査までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (58) 消費生活協同組合(連合会)実態調査 消費生活協同組合(連合会)実態調査については、令和3年度調査から都道府県を經由せず国が直接実施する。 [措置済み(令和3年11月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知)]	令和3年11月1日に、都道府県を經由せず国が直接令和3年度調査を実施することを消費生活協同組合(連合会)に通知した。	【厚生労働省】令和3年度消費生活協同組合(連合会)実態調査の実施について(令和3年11月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_46">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_46</a>	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 消費生活協同組合業務室



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	47	03_医療・福祉	都道府県	愛知県、横浜市、高知県	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健疾発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。	都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益(医療費立替負担)が生じている。保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり(年間100件程度)、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者証が受給者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。上記について、平成28年12月27日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。また、「医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を100%正確に医療受給者証に記載することは困難である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	48	06_環境・衛生	都道府県	愛知県、埼玉県	総務省、環境省	B 地方に対する規制緩和	土壌汚染対策法第3条第7項、第3条第8項	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し	法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする(土壌汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。	現在の手続きにおいては、届出が提出された場合、必ず命令を発出することになっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手順を踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)→「弁明の機会の付与(県)」→「回答(土地所有者等)」→「土壌汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)」→「土壌汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。土地所有者等が、届出時点において土壌汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事着工を妨げる要因となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	49	06_環境・衛生	都道府県	富山県	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成5年3月8日付け環水管第21号、環境庁水質保全局長通知)	水質汚濁防止法に基づく常時監視における要監視項目の見直し	水質汚濁防止法に基づく常時監視における要監視項目については、環境基準項目に移行するか、移行する必要があるければ要監視項目から落とすか、速やかな見直しを求めるもの。	都道府県知事は、水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況について常時監視が義務付けられている。具体的な測定対象物質については、法第16条の規定による測定計画において各県において定められており、環境基準が設定されている項目については、通知において、常時監視の対象として位置付けるよう求められている。一方、現時点では環境基準項目とせず、国において引き続き知見の集積に努める必要があると考えられる物質については、平成5年3月8日付け局長通知において「要監視項目」と位置付けられた(令和2年4月時点で31物質が該当)。この通知では、要監視項目について、「今後、国等において物質の特性、使用状況等を考慮し、体系的かつ効果的に公共用水域等の水質測定を行う」とされており、都道府県等には測定そのものの義務付けはされていない。しかし、地域の実情に応じて測定を行い、結果を国に報告するよう依頼されているため、大多数の県において測定計画上の調査項目として常時監視が行われ、事実上測定が自治体の業務となっており、その測定に多くの労力、費用を要している。	—
R2	50	11_その他	都道府県	岡山県	厚生労働省	A 権限移譲	地方自治法施行令174条の26第1項及び174条の49の2第1項ほか	指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限移譲	地方自治法施行令を改正し、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市等に移譲する。	現行の地方自治法施行令の規定では、指定都市等に所在する保育所は、設置を初めとして人員、設備等運営に係る変更や休止、廃止に関する権限を指定都市等が有している一方で、公立保育所の指導監査に関する権限のみを都道府県が行使することとされている。これは、指定都市等以外の市町村に所在する公立保育所や内閣府が所管する幼保連携型認定こども園に対する権限のあり方は異なるものであり、都道府県は指導監査に必要な情報を指定都市等から一つ一つ収集する手間が発生するため、都道府県が円滑に指導監査を実施する上で支障が生じている。なお、地方自治法施行令において都道府県が指導監査を行うこととされている指定都市等が設置する他の公立施設についても同様である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	51	11_その他	都道府県	秋田県、男鹿市、大仙市、仙北市、小坂町、井川町、大湯村	総務省	B 地方に対する規制緩和	令和元年9月27日付行情第54号総務省自治行政局マイナポイント施策推進室長通知	マイキーID設定支援計画に係る実施実績報告における「調査・照会(一斉調査)システム」の活用	毎月、都道府県が市町村分をとりまとめて報告している。マイキーID設定支援計画に係る実施実績について、「調査・照会(一斉調査)システム」を利用して、市町村が総務省に直接報告すること。また、報告結果について、都道府県別に集計したものを当該システム上で閲覧できるようにすること。	「マイキーID設定支援計画」については、各市町村が策定の上、設定支援に取り組み、各都道府県において、その実績報告を毎月とりまとめて電子データにより総務省に報告することとなっている。各市町村の提出様式及び都道府県用のとりまとめ様式はエクセルファイルであるが、県では、市町村から提出されたエクセルファイルに含まれる都道府県集計用シート(7シート)から実績報告分の3シートを正しく抽出し、都道府県用のとりまとめ様式に転記して集計・作成する作業を全市町村(25市町村)分行っており、事務負担が大きくなっている。また、とりまとめ結果については、総務省からは、「マイキーID設定者数」として、個人での設定件数を含めた全国の積み上げデータのみ提供されているが、個人で設定した件数を含めた各団体ごとの集計結果をシステム上で閲覧可能となれば、設定支援の取組にあたり非常に有用な情報となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	52	11_その他	都道府県	秋田県、新潟県	総務省	B 地方に対する規制緩和	統計調査員確保対策事業実施要領(平成17年8月15日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)、令和元年5月31日付け総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室普及指導担当事務連絡	「都道府県別登録調査員研修」における研修対象者への周知・募集等の事務を研修受託事業者に委託すること	統計調査員確保対策事業のうち、総務大臣が実施する事業である「都道府県別登録調査員研修」について、都道府県が事務連絡による依頼に基づき行っている、研修対象者への周知・募集及び出席者への旅費支給等の事務を、都道府県ではなく、総務省が研修業務を委託する事業者に行わせていただきたい。	「都道府県別登録調査員研修」は、統計調査員確保対策事業実施要領(以下「要領」という。)において、「7 総務大臣が実施する事業」に定められた事業であり、国が実施する統計調査の統計調査員となる意思を有する者として登録された、登録調査員を対象に行う研修で、総務省が、直接、事業者と委託契約を締結して実施している。本来、都道府県の事務ではないが、事務連絡による依頼に基づき、研修対象者への周知・募集や、出席者への旅費支給等の事務を行っている。県内の対象者約1,300名への開催通知の発送や、参加者約100名に係る名簿の作成、事前に提出されるワークシートのデータ化、旅費支給対象者への支給手続き等、事務量が膨大で、統計専任職員の削減が進む中、事務負担が増している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府(11)】【総務省(12)】【財務省(4)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(36)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【総務省(10)】【環境省(7)】 土壤汚染対策法(平14法53) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壤汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事等が土壤汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令(3条8項)を行う場合には、行政手続法(平5法88)第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に周知する。 [措置済み(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壤環境課長通知)]	—	都道府県知事等が土壤汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令を行う場合には、行政手続法(平5法88)第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、都道府県等に通知を発出した。	【環境省】土壤汚染対策法第3条第8項の土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壤環境課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.48">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.48</a>	総務省行政管理局行政手続室 環境省水・大気環境局土壤環境課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (ii)指定都市、中核市及び児童相談所設置市(特別区を含む。以下この事項において「指定都市等」という。)が設置する保育所に対する指導監督については、当該指定都市等の長が行う旨を明確化し、都道府県及び指定都市等に通知する。 [措置済み(令和2年10月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)]	—	指定都市等が設置する保育所に対する指導監督については、当該指定都市等の長が行う旨を明確化し通知した。	【厚生労働省】指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監督の実施主体について(周知)(令和2年10月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知) 【厚生労働省】指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監督の実施に関する直近の対応について(令和2年10月30日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.50">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.50</a>	厚生労働省子ども家庭局保育課
5【総務省】 (17)マイキーID設定支援計画 マイキーID設定支援計画の実施実績報告については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、市町村(特別区を含む。)の実施実績についての都道府県の取りまとめに係る運用の改善を行うとともに、全国での実施実績について地方公共団体に情報提供する。 [措置済み(令和2年9月29日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡等)]	—	マイキーID設定支援計画の実施実績報告については、市区町村からの実施実績について都道府県の取りまとめを不要とし、その旨を地方公共団体に通知した。	【総務省】「マイキーID設定支援計画」の実績報告の提出方法の変更について(令和2年9月29日付け自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.51">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.51</a>	総務省自治行政局地域政策課マイナポイント施策推進室
5【総務省】 (15)統計調査員確保対策事業 統計調査員確保対策事業のうち、都道府県別登録調査員研修については、都道府県と総務省の委託を受けた事業者との業務分担を明確化するとともに、都道府県の事務負担の軽減に資するよう、研修の実施回数、開催規模等について都道府県の柔軟な取扱いが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。	—	都道府県別登録調査員研修について、都道府県と総務省の委託を受けた事業者との業務分担を明確化し、当該研修の実施回数、開催規模等について都道府県の事務負担等を考慮した柔軟な取扱いが可能である旨通知した。(令和3年2月19日付け事務連絡)	【総務省】都道府県別登録調査員研修の実施について(通知)(令和3年2月19日付け総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.52">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.52</a>	総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官付地方統計機構担当



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	53	11_その他	都道府県	秋田県、男鹿市、大仙市、井川町、羽後町	法務省	B 地方に対する規制緩和	令和2年1月23日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡、令和2年2月28日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡	外国人受入環境整備交付金に係る提出書類の明確化	外国人受入環境整備交付金の提出書類を明確化すること。 現在、提出が求められている書類は、当該時期に提出できない等の理由により、国に確認の上、代替書類を提出していることから、実態に合わせて求める書類を明確な記載に変更してほしい。 (記載変更の例) ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算措置が行われていることを確認できる資料 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→決算見込みを確認できる資料	外国人受入環境整備交付金については、交付金交付申請書の提出締切が3月中旬(令和2年度交付金は、令和2年3月13日)とされている。その際の添付書類として、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」の提出が指示されているが、この時期には提出できないものであるほか、当県の同書類には、個別事業の予算額等について記載がない。 同様に、実績報告については、4月上旬(令和元年度交付金は、令和2年4月10日)までとされており、「歳入歳出決算(抄本)」の提出が指示されているが、決算書が出来るのは秋頃であり、この時期には提出できないものである。 したがって、添付書類については、国に確認の上、代替書類を提出している。 ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算内容説明書 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→事業に係る収支精算書	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	54	11_その他	都道府県	秋田県、青森県、岩手県、宮古市、久慈市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三種町、井川町、大潟村、羽後町、姫路市、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添2	地方創生推進交付金の対象経費の拡充	地方創生推進交付金については、地方の実情に応じて活用しやすい制度となるよう、現在対象外である経費のうち、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る地方公共団体職員の旅費及び、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業や、お試し移住等に係る個人への旅費について、対象経費とすること。	地方公共団体職員の旅費については、経常的経費のみならず、一律に対象外経費とされているため、観光PRコンベンションや移住フェアといったイベント等への参加に必要な職員旅費を単独予算で措置しなければならなくなっており、財源の確保に窮する地方公共団体の取組を阻害している。これらの職員旅費は経常的な経費ではなく、地方創生のための特定の政策目的を達成するために必要な経費である。また、インターンシップやおためし移住等のための旅費は、個人給付に該当するとして対象外経費とされているが、こうしたインセンティブは、インターンシップや移住の促進等の事業目的の達成に大きく資するものであり、一律に個人給付として対象外経費とすることで、政策目的の達成を阻害している。	—
R2	55	11_その他	都道府県	秋田県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市、陸前高田市、洋野町、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、三種町、井川町、大潟村、羽後町、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	第55回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について(通知)(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)、2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	地方創生推進交付金に係る提出書類の簡素化	地方創生推進交付金については、「地方創生推進交付金実施計画(以下、実施計画)」を「地域再生計画(以下、再生計画)」とみなし、実施計画のみ作成すれば足りるよう、運用を見直すこと。	地方創生推進交付金の活用は、①実施計画の作成→②国との事前相談による内容の調整→③調整後の実施計画の国への提出(メール)→④実施計画の内容を踏まえた再生計画の作成→⑤再生計画の国への提出(メール。ただし、認定申請書(要押印)はメールに加え、紙ベースでも提出)という流れで行われる。その際、再生計画の作成・提出期限(④・⑤)は、実施計画提出期限(③)の翌日に設定されることが多く、実施計画の確定に時間を要した場合、再生計画策定のための時間が限られ、時間外労働等、負担が大きい上、作業時間の制約から、内容の精査が十分に出来ず、記載誤り等が発生している。また、認定申請書については紙で提出する必要があるため、実施計画の確定に時間を要した場合、提出期限内の対応が困難である。 ※直近の第55回申請では、実施計画の提出期限が1/23(木)、再生計画の提出期限が1/24(金)であり、秋田県では、当初予算編成の最終段階の作業と並行することになったため、全実施計画の内容確定が1/23の夕方となったことから、深夜までの作業で対応した。また、認定申請書の紙提出は、期限超過となっている。 また、地方創生推進交付金申請が不採択となった場合には、地域再生計画の取下処理が必要となり、この点についても業務上負担であり非効率である。 国においては、自治体の負担軽減のため、地域再生計画作成支援ツールの開発・提供等に尽力いただいておりますが、一方で、そのような対応によっても現場の重複感・負担感は拭かれていないため、過去にも同様の提案を行っているが、再度見直しを提案するものである。	—
R2	56	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、大仙市、仙北市、小坂町、三種町、井川町、埼玉県、山梨県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	令和元年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、令和元年度地域少子化対策重点推進事業実施要領	地域少子化対策重点推進交付金の運用改善	地域少子化対策重点推進交付金について、都道府県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業は、夫婦の年齢が共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満と要件が厳しいため、対象者が少なく事業を実施できない市町村があることから、年齢要件を40歳程度までとする等緩和すること。	本県では晩婚化が進行しており、特に男性においては、年齢別初婚者数について、制度対象外となる35歳以上が全体の婚姻者数の24%に上っており、35～39歳で結婚している割合は13.4%を占めている。また、男性の35～39歳の未婚率は36.9%と全国平均を上回っている。こうした中で申請の相談にきたカップルが補助対象外になってしまう事例が多く見られている。実際に、本県において当該交付金を平成30年度に活用した市町村は、5市町村であるが、3市町村において、補助対象外となる事例があったと報告されている。	—
R2	57	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱	医療施設運営費等補助金の早期交付決定	医療施設運営費等補助金について、早期に交付決定すること。	標記補助金の交付決定の時期が年度末近くとなり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 令和元年度 令和2年3月19日 平成30年度 平成31年2月18日 平成29年度 平成30年1月12日	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	58	03_医療・福祉	中核市	明石市	厚生労働省	A 権限移譲	・生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱3(3)ク(ウ) ・ひきこもり対策推進事業実施要領2(2)	ひきこもり地域支援センター設置運営事業の実施主体に中核市を追加	ひきこもり地域支援センター設置運営事業の実施主体について、都道府県又は指定都市であるところ、中核市を加えること	県の「ひきこもり地域支援センター」は遠方で、当事者・家族が相談しづらく、市で把握しているニーズに対して、実際に相談しているケースは極めて少ない。また、センターは、管轄する区域が広域のため地域の実情や課題の把握が難しく、アウトリーチ支援を含む地域に応じた支援が難しい状況である。 ひきこもりの支援は、当事者・家族への直接的・継続的な支援に加え、地域住民や地域団体、地域資源と連動した居場所の創出や見守り・支援体制の構築等の必要性があることから、県レベルの広域ではなく、保健所を有する中核市においては、市がセンターの実施主体となることで、市の実情を把握した上で、市の関連部署と地域が一体となってひきこもりに対する施策展開が可能と考える。 また、当市が、潜在的なひきこもりに対する支援やアウトリーチ支援などきめ細かな支援を継続して行うには、精神保健福祉士や保健師、臨床心理士等の専門職員がまだまだ不十分であり、地域の実情や課題を把握したひきこもり支援コーディネーターを確保・育成・配置し、定着させるための予算に補助がでないことが支障となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【法務省】 (8)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「外国人受入環境整備交付金Q&A」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課)において、交付申請及び事業実績報告に係る提出書類の例示を追加し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。	—	地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「外国人受入環境整備交付金Q&A(令和3年1月版)」Q26において、交付申請及び事業実績報告に係る提出書類の例示を追加し、地方公共団体に周知した。	【法務省】令和3年度外国人受入環境整備交付金の事前相談の受付について(連絡)(令和3年1月18日付け出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課補佐官事務連絡) 【法務省】外国人受入環境整備交付金Q&A(令和3年1月版)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2.53">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2.53</a>	法務省出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年3月23日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度医療施設運営費等補助金交付決定通知書(厚生労働省発医政)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2.57">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2.57</a>	厚生労働省医政局医療経理室
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	59	06_環境・衛生	中核市	明石市	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	大気汚染防止法施行規則様式第1、第2の2、第3、第3の2、第3の4、第3の5、第4～第6の2騒音規制法施行規則様式第1～第4、第6～第10振動規制法施行規則様式第1～第4、第6第10水質汚濁防止法施行規則様式第1、第2の2、第5～第7、第10、第10の2ダイオキシン類対策特別措置法施行規則様式第1、第3～第7瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第1、第2、第5、第7～第9特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第1～第3の4、第6、第8	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化(押印・本人署名の省略等)をすること	現行の指定様式では押印が必要とされていることで、本社が東京にある企業などは代表者の印を容易に押印できない場合がある。「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」では、押印を電子署名に換えることができるとされているが、実際には、電子署名を利用した届出を導入している自治体においても、利用率が低いと聞いている。届出事務は、種類によっては年間数百件受理するものもあり、多量に発生する文書の管理や、集計作業等に非常に多くの労力を要している。また、当該様式には、「氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」との記載があり、押印に代えて本人署名でも届出が可能であるが、代表者による本人署名は、場合によって、押印を求める以上に時間と労力を費やす場合がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	60	03_医療・福祉	一般市	白山市、七尾市、加賀市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第63条の2第3項	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できることの明確化	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できることの明確化	国民健康保険法第63条の2第3項において、保険料滞納者の保険給付額から滞納保険料額を控除できる規定があるが、保険給付額から滞納保険料額に充当できるとは解せない。その結果、市町村に余計な事務負担が生じている。また、取扱いが不明確なため、各市町村によって対応が異なっている。保険料滞納者に給付金等を支給することは、保険料を納付している被保険者との公平性に欠き、一般住民にとって理解されない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	61	05_教育・文化	施行時特例市	平塚市、神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直し	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準のうち、共同調理場に係る配置基準を規模に応じた配置基準に見直すよう求める。	当市では小学校28校のうち、7校は自校式、21校は共同調理場方式(2場)で学校給食を提供している。また、国の配置基準により、栄養教諭及び学校栄養職員が、自校式7校には4人(児童数551人以上は4校)、共同調理場には4人(児童数1,501人～6,000人の共同調理場2場のため、2人×2)が配置されている。共同調理場はともに設置から40年以上が経過し、老朽化が著しく、かつ耐震性能が不足しているため、統合・移転を検討している。また、当市においても、全国や県内で実施が進む中学校完全給食を実施するため、新たな共同調理場を1場整備し、小学校21校(約9,000食)に加え、中学校15校(約7,000食)にも給食をできるよう検討している。新たな共同調理場では、これまでの小学校分の給食管理業務(栄養管理、衛生管理、検食・保存食対応、調理指導等)に加えて、中学校分の給食管理業務が必要となるほか、アレルギーに関する児童・生徒への対応にも万全を期す必要がある。さらに、栄養教諭を中核とした食育のネットワークを構築し、各学校の食に関する指導(給食の時間を使った指導や教科と連携した指導)等も展開する必要がある。このことから、給食管理業務のうち栄養管理以外の栄養士業務は、学校数や児童・生徒数に応じた業務量になるため、調理場を集約しても、学校栄養職員等を減らすことはできず、むしろ体制を強化する必要がある。しかし、2場の共同調理場を統合することで、現在の学校栄養職員等の4人の配置が、基準(6001人以上は3人)により1人減るだけでなく、新たに開始する中学校給食に対応する職員が事実上配置されないことになる。上記の業務を3人で対応することは物理的に不可能であり、安全・安心な給食の提供等が担保されないことから、公共施設の効率的な再編等を検討する上でも大きな支障となっている。(例えば1つの土地に調理場を3場整備した場合は基準により最大8人配置されることになるが、効率的に1場整備した場合は3人しか配置されないことになる。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【経済産業省(1)】【環境省(2)】 大気汚染防止法(昭43法97)、騒音規制法(昭43法98)、水質汚濁防止法(昭45法138)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)、振動規制法(昭51法64)及びダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)特定施設設置届出書などの各種届出書類については、令和2年度中に省令を改正し、押印及び本人署名を不要とする。	—	特定施設設置届出書などの各種届出書類について、省令を改正し、押印及び本人署名を不要とした。	【環境省】押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令(令和2年12月28日環境省令第31号) 【経済産業省・環境省】特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年12月28日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_59">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_59</a>	経済産業省産業技術環境局環境管理推進室  環境省水・大気環境局総務課、大気環境課、水環境課、大気生活環境室、閉鎖性海域対策室
5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (i)国民健康保険料については、保険料を滞納し被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の支払の一時差止の措置が取られている者が、滞納している保険料をなお納付しない場合に、市区町村が、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額を当該世帯主が滞納している保険料額に充当することが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。	—	全国高齢者医療主管課(部)長、国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者広域連合事務局長会議(令和3年3月8日開催)において、国民健康保険料を滞納し被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の支払の一時差止の措置が取られている者が、滞納している保険料をなお納付しない場合に、市区町村が、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額を当該世帯主が滞納している保険料額に充当することが可能である旨を周知した。	【厚生労働省】全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議について(令和3年3月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長、厚生労働省保険局高齢者医療課長連名事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_60">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_60</a>	厚生労働省保険局国民健康保険課
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	62	03_医療・福祉	中核市	豊田市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性がある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。	【支障事例】 国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならぬが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は、平成23年12月16日付保国発1216第1号厚労省保健局国民健康保険課長通知により、年金被保険者情報を活用した職権による資格喪失処理が認められている。現状、当市では事業所へ文書照会をし回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っているが、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な事業所もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。 事業所へ文書照会を行っている理由は扶養者の有無の確認(扶養者がいる場合は被保険者と合わせて資格喪失処理を行うため)と新保険の種類の確認(国民健康保険法第8条各号により国民健康保険組合とその他の健康保険では国民健康保険被保険者の資格喪失日が異なるため)をするためである。 【当市の職権による資格喪失処理手順】 ① 日本年金機構から提供される年金1・3号喪失一覧表より、国民健康保険の資格喪失未届であると見込まれる者を抽出し、届出勧奨文書を送付する ② ねんきんネットで未届の対象者の事業所名を調べる ③ 自庁システム、インターネット等で事業所の住所と電話番号を調べる ④ 事業所への連絡し、対象者の在籍確認と照会文書の送付の了承を得る ⑤ 照会文書の作成。事業所へ文書送付 ⑥ 事業所から回答書受理 ⑦ 対象者の国保資格職権喪失	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	63	06_環境・衛生	中核市	豊田市	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条、令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋を回収可能とすること	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の回収ルートで資源回収できるようにする。	プラスチック製容器包装は比重が軽く、風で簡単に飛散してしまうため、回収する際、回収拠点によって2種類の市指定のビニール袋を使用している。どちらもリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製にも関わらず、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する「容器包装」に当たらないため、また、日本容器包装リサイクル協会の設定する市町村からの引き取り品質ガイドラインに「混入していないこと」と規定されているため、職員が破袋して手選別回収し、焼却処分している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	64	09_土木・建築	都道府県	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住生活基本法第17条第4項、第8項	住生活基本計画策定(変更)に係る手続きの簡素化・迅速化等	住生活基本法で定める県の住生活基本計画の「公営住宅供給目標量」算出のための支援ツール(システム等)の充実化や手続きの簡素化等により、計画策定の負担軽減及び迅速化を図ること。	(制度の概要) 住生活基本法(以下「法」という。)に基づく県の住生活基本計画策定(変更)手続きにおいては、法第17条4項(変更の場合8項)により、「公営住宅供給目標量」について国との協議(同意)が定められている。(具体的な支障事例) 県計画の策定(変更)時、国との事前ヒアリングの段階から「公営住宅供給目標量」に関し協議を行う必要があり、その際に国の「公営住宅供給目標量設定支援プログラム」を使用しているが、プログラムの設計が複雑で、目標量が迅速に算出できなかった。結果として、事前協議終了まで、数ヶ月を要した。また、プログラムを使用しない場合には、更に多数の挙証資料が必要となるため、迅速な計画策定(変更)が困難である。	—
R2	65	11_その他	中核市	八王子市	個人情報保護委員会、総務省	B 地方に対する規制緩和	個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	個人情報の取扱いの法律による一元化	現在、各地方公共団体が条例で定めている地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、法律により一元化を図ること。	地方公共団体(以下「団体」という。)が保有する個人情報の取扱いについては、各団体が条例によって定めており、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定以前に条例を制定した団体も多く存在することから、その取扱いが団体ごとに異なる点がある。 多くの団体において、個人情報保護制度はプライバシー保護の観点により運用されており、個人情報の利活用については知識や経験が不足している。 また、国又は都道府県が実施する施策等において、区市町村が保有する個人情報を活用する際、個人情報の目的外利用に当たる場合、必要な手続きが地方公共団体によって異なり、事業実施までの労力やスケジュールが団体間で異なることがある。 たとえば、所得制限のあるプレミアム商品券配布対象世帯の抽出にあたって、本来迅速な政策効果を求めるべき国の経済対策においても、当市においては例外なく個人情報保護委員会の審査手続きを経る必要があり、庁内情報連携の煩雑さがスピーディな施策展開への支障となっている。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (iv)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。 ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt; 5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (ii)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報により喪失処理を行うことを可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)]</p>	<p>令和3年2月末及び3月5日に厚生労働省から、資格重複状況結果一覧の取扱い(提供情報等)について都道府県等に通知したものの、医療保険者の資格情報登録ミス等により、オンライン資格確認等システムがブレ運用を継続することを受け、同システムが本格運用を開始するまでの間、同一覧は事業所照会の代替手法として利用できない旨を3月31日に通知した。 その後、オンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、市町村による資格重複状況結果一覧の利用を可能とするとともに、同一覧については、対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものとして位置づける旨を令和3年10月15日に通知した。 市区町村における国民健康保険被保険者の資格喪失に関する事務について、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理の流れを令和4年11月29日に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(令和3年2月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェック等の新機能の導入について(令和3年3月5日付け厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課連名事務連絡) 【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(留意事項)(令和3年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】「オンライン資格確認」本格運用開始について(協力依頼)(令和3年10月15日付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長通知) 【厚生労働省】「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.62">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.62</a></p>	厚生労働省保険局国民健康保険課
<p>5【経済産業省(2)】【環境省(6)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環施策に関する議論の中で必要な検討を行い、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【経済産業省(3)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村がプラスチック製容器包装廃棄物を回収する際に使用するプラスチック製の収集袋の再商品化については、市町村は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。)において、当該収集袋の再商品化を、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する指定法人に委託できる(法32条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p>	<p>プラスチック製容器包装と収集袋をまとめてリサイクルすることについては、「中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議」におけるプラスチック資源循環施策に関する議論の中で必要な検討を行い、令和3年1月に「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」が取りまとめられた。これを踏まえ、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日に公布された。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、政省令・告示が令和4年1月19日に公布され、同年4月1日に施行された。</p>	<p>【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.63">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.63</a></p>	<p>経済産業省産業技術環境局資源循環経済課容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	66	06 環境・衛生	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	墓地、埋葬等に関する法律第5条、昭和30年8月11日衛環第56号環境衛生課長回答、昭和30年11月15日衛環第84号環境衛生課長回答	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証交付手続きの明確化	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証の交付について示されている通知が発出されてから相当の時間が経過していることから、取扱いを明確に示すことを求める。	墓理法では、日本国内で焼骨を埋蔵等しようとするときは、市区町村長が交付する埋葬許可証等の証明書書類を墓地管理者に提出しなければならない。ところが、海外で死亡し火葬をした焼骨は、国内法の適用除外となるため当該証明書書類を保持しておらず、特例的な対応が必要になる。具体的には、海外で火葬した焼骨を日本国内で埋蔵等しようとする者(以下「納骨希望者」という。)は、通知(昭和30年8月11日衛環第56号、昭和30年11月15日衛環第84号)により、改葬の場合に準じて取り扱うこととしており、その場合、「焼骨の現に存する地の市町村長」が交付する改葬許可証により納骨することされている。しかし、焼骨の納骨先である墓地管理者が、海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証については焼骨の存する地に関わらず、どの市区町村においても交付できると誤解している現状があり、問い合わせ等に対応する事務負担が生じている。また、納骨希望者にとっても墓地管理者からの誤った情報により、申請に訪れた市区町村で改葬許可証の交付を受けられない場合がある。なお、焼骨は動かすことができるものであるため、「現に焼骨が存する地の市町村長」から改葬許可証を受けると限定する必要性は少なく、火葬した国で発行された証明書をもとにどの市区町村においても改葬許可証の交付を受けられることが望ましいと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	67	03 医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)	ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、ICTを活用した業務の効率化など、業務改善で効果が認められた事業所については、人員基準を緩和(看護・介護職員の人員基準3:1(入所者三人に対して職員一人)を、施設の実情により、例えば、常勤換算で0.3を減じた人員基準3.3:1とする)することを可能とする。	急速に増加する介護需要に対し、介護人材確保が困難になる中、介護サービス産業の生産性向上に関し、ICT等の活用による業務効率化は、非常に重要な課題である。現在は、人による介護という視点から、一律に人員基準が定められ、ICT導入等による効率化や、業務内容の改善が基準に考慮される余地が無く、現在の人員基準が、単に介護者の人数を定めているという点は、昨今の社会状況を踏まえると、介護人材不足と事業評価の精査という点で、不十分であると言わざるを得ない。現状では、ICT導入等による業務効率化後も人員確保が必要な状況で、基準を満たすための介護人材確保の負担が増え、施設運営法人の資金が人件費に多く費やされる結果、企画や施設整備に資金を回すことが困難といったことがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	68	03 医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第122条、第122条の2 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第3条、第7条 介護保険法第122条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令第3条、第7条	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象とする期間を暦年単位から年度単位に改定	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象とする期間を暦年単位から年度単位に改めること。	介護保険給付及び地域支援事業に要する費用に対する国庫負担金は、介護給付費等負担金、介護給付費財政調整交付金及び地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業分、包括的支援事業・任意事業分及び総合事業調整交付金を包含する交付金)の3種の交付金により保険者へ交付される。このうち、介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金は、交付対象年度の前年度の1月から当年度の12月までの1年間に支出決定した保険給付費等の額をもとに交付額を算定する。交付額算定にあたっては、例年12月～1月に行われる所要額調において、前年度の1月から当年度12月まで、会計年度をまたいだ1年間の交付対象経費にかかる歳入・歳出額を、会計年度途中の段階で、当該交付金の交付手続きのみのために集計する必要があるため、集計作業が煩雑化し、相応の事務負担が生じている。一方、介護給付費等負担金及び地域支援事業交付金(総合事業調整交付金の部分を除く。)については、交付対象年度の4月から3月までに支給決定した保険給付等の額をもとに交付額を算定しており、交付対象年度経過後に実績報告を行っているため、歳入・歳出の集計は容易である。保険者である市町村の介護保険財政運営において、介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金の交付対象とする期間を暦年単位とする必要性は無く、現行の仕組みは不必要に市町村の事務負担を増大させるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	69	03 医療・福祉	中核市	八王子市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第9条、国民健康保険法施行規則第13条	オンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善	オンライン資格確認システムで一元管理した情報を利用し、保険者(区市町村)の被保険者資格情報を適正化する仕組みを構築する。一元管理した情報を利用し、二重加入の状態となっている被保険者の情報を、資格エラー情報として保険者へ定期的に通知することで、迅速で適正な資格管理を行うことが可能となる。さらに、オンライン資格確認システムによる、自動的な資格の切り替えを可能としたい。	国民健康保険被保険者が、社会保険に加入した場合、国民健康保険の資格を喪失する。現状、国民健康保険の資格喪失については、原則被保険者からの届出に基づき処理を行っている。しかし、被保険者が喪失を届け出ない場合、保険者(区市町村)は資格の異動を把握することができない。資格状況の調査や、届出の勧奨を行っているが、これらは事務が煩雑であり時間がかかるため、迅速で適正な資格管理ができない。その結果、保険税の二重課税、収納率の低下及び不要な滞納整理等の影響を及ぼし、業務量が増加している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (12)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) 海外で火葬した焼骨を埋蔵等する場合の許可については、焼骨の現に存する地の市町村長(特別区の長を含む。以下この事項において同じ。)又は死亡の届出を受理した市町村長が行うことが可能であることを、地方公共団体に令和2年中に通知する。 [措置済み(令和2年11月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)]</p>	-	海外で火葬した焼骨を埋蔵等する場合の許可について、焼骨の現に存する地の市町村長又は死亡の届出を受理した市町村長が行うことが可能であることを、地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】海外で火葬した焼骨の埋蔵又は収蔵をするための許可について(令和2年11月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.66">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.66</a>	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
<p>5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (v)介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に介護ロボット等を導入した場合における看護・介護職員の人員配置に係る見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (iii)介護老人福祉施設に介護ロボットなどのICTを導入した場合の看護・介護職員の人員配置については、夜勤職員配置加算の算定基準において、見守り機器の更なる設置等を行った場合の職員の配置要件を緩和するなどの見直しを行う。 [措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号))]</p>	社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年11月9日)において、サービスの質の確保、安全性の確保への懸念が示された。これを踏まえ検討した結果、ICTを活用した場合における看護・介護職員の3:1の人員配置基準の見直しは全般的には行わないこととした。ただし、テクノロジーの活用により、介護サービスの質の向上、業務効率化等を推進していく観点から、令和3年度介護報酬改定において、見守り機器等のICTを活用し、業務効率化を図る場合に限り、介護老人福祉施設等の夜勤職員配置加算の要件の見直し及び介護老人福祉施設(従来型)の夜間の人員配置基準の緩和を行った(令和3年3月厚生労働省告示)。	【厚生労働省】指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月15日厚生労働省告示第73号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.67">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.67</a>	厚生労働省老健局高齢者支援課、老人保健課
<p>5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (vii)調整交付金(122条)及び介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金(122条の2第2項)の交付額の算定については、市区町村における事務の実態等を把握した上で、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (iv)調整交付金(122条)及び介護予防・日常生活支援総合事業調整交付金(122条の2第2項)の交付額の算定については、省令を改正し、算定期間の見直しを行い、市区町村の事務に係る期間を十分確保する。 [措置済み(介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号))]</p>	令和2年度に、市区町村における事務の実態等について調査を実施。その結果を踏まえ、令和3年3月に省令改正を行い、調整交付金の算定期間の前倒しや報告事項の簡素化を図るなど、市町村の事務負担の軽減措置を実施。	【厚生労働省】介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第69号) 【厚生労働省】令和3年度以降の介護給付費財政調整交付金の算定事務の変更について(令和3年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.68">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.68</a>	厚生労働省老健局介護保険計画課
<p>5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (iv)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、以下のとおりとする。 ・オンライン資格確認の導入に伴い一元的に管理される資格情報を利用し、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報(以下この事項において「資格重複情報」という。)を、市区町村に提供する仕組みを構築し、令和3年3月から運用開始する。それに先立ち、当該仕組みの運用方法について市区町村に通知する。 ・資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt; 5【厚生労働省】 (30)国民健康保険法(昭33法192) (ii)市区町村における国民健康保険の被保険者資格の喪失処理に関する事務については、他の医療保険と重複加入となっている被保険者の情報により喪失処理を行うことを可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)]</p>	令和3年2月末及び3月5日に厚生労働省から、資格重複状況結果一覧の取扱い(提供情報等)について都道府県等に通知したものの、医療保険者の資格情報登録ミス等により、オンライン資格確認等システムがブレ運用を継続することを受け、同システムが本格運用を開始するまでの間、同一覧は事業所照会の代替手法として利用できない旨を3月31日に通知した。その後、オンライン資格確認等システムの本格運用の開始に伴い、市町村による資格重複状況結果一覧の利用を可能とするともに、同一覧については、対象者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものとして位置づける旨を令和3年10月15日に通知した。市区町村における国民健康保険被保険者の資格喪失に関する事務について、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理の流れを令和4年11月29日に通知した。	【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(令和3年2月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】医療保険者等向け中間サーバー等における資格重複チェック等の新機能の導入について(令和3年3月5日付け厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課、厚生労働省保険局高齢者医療課及び厚生労働省保険局医療介護連携政策課連名事務連絡) 【厚生労働省】オンライン資格確認等システムの運用開始に伴う市町村における国民健康保険の資格喪失処理の取扱いについて(留意事項)(令和3年3月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】「オンライン資格確認」本格運用開始について(協力依頼)(令和3年10月15日付け厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長及び医療介護連携政策課長通知) 【厚生労働省】「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の喪失確認処理に係る取扱いについて(令和4年11月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.69">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.69</a>	厚生労働省保険局国民健康保険課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	70	02_農業・農地	中核市	八王子市	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定について都道府県知事から区市町村長へ権限移譲	農業振興地域の指定、区域の変更及び廃止について、区市町村長に権限移譲をする。	①農業振興地域の区域の変更及び廃止をしようとしたところ、廃止する分に相当する区域面積の要求を東京都から指示され、年2回の審査会開催のため、最終的に区域変更及び廃止に2年ほどの期間がかかった。 ②農業振興地域の指定は、農業振興の観点からのみの制度であって、本来であるならば、まちづくり(都市計画)の視点も必要である。市民が農地を手放そうとしても、指定されていることが要因となって、手放すことができず、そのまま休耕地となっている。	—
R2	71	05_教育・文化	中核市	八王子市	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項第4号	教職員の人事について、教育委員会の権限を教育長に一部委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の「市町村教育委員会の内申」に係る事務を、教育長へ委任(内部委任)することができるかどうかを通知等により明確化する。	教育委員会の職務権限について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条(教育委員会の職務権限)第1項第3号に「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」と規定されている。また、同法第25条第1項の規定により、その権限に属する部分の一部を教育長へ委任することができるが、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」とについては、同条第2項第4号の規定により教育長へ委任することはできない。 県費負担教職員の人事異動については、同法第38条の「都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまわって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする」との規定から、市町村教育委員会は、都道府県教育委員会が「任免その他の進退を行うために、内申を行わなくてはならないが、この内申に係る事務が同法第21条第1項第3号の規定により教育長へ委任、もしくは内部委任することができるかどうかは法律上定かでない。内申を教育委員会の議決を経て行う場合、非効率な事例が発生する。 例えば、県費負担教職員が地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、その「任免その他の進退」を行うため、市町村教育委員会の議決を経て、都道府県教育委員会へ内申し、その後、更に都道府県教育委員会の議決により、「任免その他の進退」が行われている。例えば、他の市町村から人事異動により転入してきた県費負担教職員が、異動前の市町村で地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、異動後の市町村が、同法第43条による服務の監督を行うことから、その「任免その他の進退」を行う内申について、異動後の市町村教育委員会の議決を経ている。異動前の他市町村で発生した違反を、異動後の市町村教育委員会において議論することは妥当性に欠け、審議が困難であり、非効率な事例が発生している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	72	06_環境・衛生	中核市	八王子市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条 地方税法第22条(参考) 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条	地方税法の守秘義務に抵触するため利用できない空閑地管理事務における固定資産台帳情報の内部利用	固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について、自治体における空閑地の適正管理にあたって可能とすること。	空閑地における雑草繁茂の市民相談について、当該空閑地の所有者が不明である場合、担当所管において、登記管轄法務局に登記簿上の所有者を確認したうえで、適正な管理を依頼する通知文を送付している。しかしながら、雑草繁茂期には、市民からの苦情が集中し、現地確認も広範囲にわたるため、手続きに時間を要し、迅速な対応に支障をきたしている。 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条第1項の規定では、都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等を知る必要があるときは、地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 この点、例えば雑草が生い茂る所有者不明の空閑地について、当該土地の所有者等を把握し除草等の措置を促すことを目的とし、当該土地を事業の用に供しない場合は、土地所有者等関連情報を内部で利用することができない。 一方、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条では、税務担当部局が保有する固定資産台帳の情報について、同法施行に必要な限度において、行政内部で利用することが可能とされている。	—
R2	73	05_教育・文化	都道府県	福岡県、九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案】 法人の欠格事由として (1)役員に暴力団員等が含まれていること (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。 ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同様の内容	【現状】 法定受託事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。 【具体的な支障事例】(詳細は別添ファイル参照) (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している。 (2)現在においても、暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられている。 (3)既存の宗教法人に暴力団員等の関与が疑われる場合にも警察への照会を行うこともできず、暴力団員等であることを確認することができない。 (4)暴力団員等と関わりのある団体の認証を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない。 このような法人に、適切な法人運営を期待することは困難である。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人があるが、これらは既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	—
R2	74	07_産業振興	都道府県	福岡県、青森県、九州地方知事会	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化すること	○特定資産等に係る判断が難しく法令やマニュアルが抽象的である結果、事業者にとって、下記のデメリットが生じている。 ① 事業者の顧問税理士や会計士が特定資産の基準や事業実態の有無に対する判断に迷い、県へ問い合わせてくる。事業者は県からの回答がないと、手続きができない。 (例:倒産防止共済の掛け金は特定資産に該当するの、関連会社への物品販売は事業実態があるとされるのか、など) ② ①の問い合わせ時に、回答困難のときは、県から国に問い合わせをする必要があり、国の回答がでるまで、手続きができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>5【文部科学省】  (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)  県費負担教職員の任免その他の進退に関する市町村教育委員会の内申(38条)に係る事務については、教育長に委任することができない事務(25条2項4号)に該当するが、同項の規定の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会がその権限と責任において適切に判断した上で、教育長の専決事項とすることは妨げないことを明確化し、都道府県教育委員会等に通知する。  [措置済み(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)]</p>	—	<p>県費負担教職員の任免その他の進退に関する市町村教育委員会の内申に係る事務については、教育長に委任することができない事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律25条2項4号)に該当するが、同項の規定の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会がその権限と責任において適切に判断した上で、教育長の専決事項とすることは妨げないことを明確化し、都道府県教育委員会等に通知した。</p>	<p>【文部科学省】市町村委員会の内申に係る事務の委任等について(令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r271">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r271</a></p>	<p>文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>5【経済産業省】  (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33)  事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。  ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。  ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たっての留意点に関するカリキュラムを充実させる。</p>	—	<p>過去に国に対し問合せがあった事業承継税制に係る個別具体的な内容とそれへの回答を整理した質疑応答集を作成し、令和3年4月に都道府県実務担当者に共有した。これにより、事業者に対する回答の統一性を担保するとともに、都道府県担当者の事務負担の軽減を図った。  また、経営承継円滑化法施行規則の改正(2022年9月1日施行)に備えて、都道府県の認定実務担当者が即時に対応できるよう、改正内容(認定にかかる申請書類の一部省略等)に関する都道府県の認定実務担当者向けに研修会を令和4年8月下旬に実施した。</p>	—	—	<p>中小企業庁事業環境部財務課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	75	07_産業振興	都道府県	福岡県、九州地方知事会	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合等からの申請・報告処理のシステム化	中小企業等協同組合等からの提出書類の申請・報告処理を行うシステムの構築	現在、中小企業等協同組合から法で定められている決算関係書類や役員変更届の提出が紙媒体で行われており、(本県所管組合約1,200組合)管理が煩雑になりつつある。また、当該組合における事務の権限移譲により、複数の行政庁が共管する組合が増えており、当該組合は上記報告書類や定款変更認可申請書等、所管行政庁に提出する書類を複数部作成し、各所管行政庁に提出しなければならない。それに伴い、組合からは「手間がかかる」との声をよく聞くようになった。さらに、定款変更事務において、所管行政庁が変更になる際に、新しい所管行政庁が認可事務を行うため、旧所管行政庁は、連絡がこない限り、所管外になっていることを把握できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.vosan.html</a>
R2	76	02_農業・農地	都道府県	福岡県、九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条、農業振興地域制度に関するガイドライン第16条(農業振興地域整備計画の変更)－2(3)－⑤	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農業振興地域内の農用地区域からの除外については、法令において「工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地である」ことが要件の一つとなっており、農業振興地域制度に関するガイドライン第16－2－(3)－⑤においては、「『工事が完了した年度』とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事が完了した年度における工事が完了の日の属する年度と解されること」とされている。 河川の両岸に跨る土地改良事業において、左岸側は平成21年度に完了していたにもかかわらず、右岸側は広域であり、かつ地盤沈下対策があったことなどから、完了が平成30年度になったため、左岸側についても、平成30年度から8年間は農用地区域からの除外が一律に出来ないこととなった。 一方で、左岸側については、九州農政局より平成21年11月に「工事の完了予定の通知」を受けるとともに、平成22年1月には土地改良法施行令第52条の2に基づく、「負担金の支払い期間の始期の指定」通知を受け、平成22年度から同事業に係る負担金の支払いを開始している。 このことは、地方農政局としても事業効果の発現は認めていた証左であると考えられる(土地改良法施行令第52条の2第4項第1号でも、「地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した」と認められる場合の負担金の支払い始期が規定されている)。事業効果の発現が、農用地区域からの除外に係る起算点として認められない現行制度は均衡がとれていないものと考えられる。 また、国営土地改良事業に係る特別徴収金については、当該事業の受益地が事業完了後8年を経過する日までの間に目的外用途に転用された場合に徴収できることとされているが、この場合の8年間の起算日については、当該事業の工事が完了につき「公告があった日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)」とされている。 特別徴収金制度と同様に、農林水産大臣が、当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めた一部の地域については、農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点をその認めた年度の翌年度の初日とすることを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	77	11_その他	都道府県	長崎県、九州地方知事会	内閣府、財務省	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱、実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について(昭和30年11月17日財務局長事務連絡)	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金については、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付(支払いまで)を完了しなければならないとされている。間接補助事業者が年度末まで事業を行う場合、地方自治体の実績を確認したうえで交付手続きを行うという現状の手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。	地方自治体による補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、一定の日数を要する。民間事業者などの地方創生の取組みを支援する間接補助事業については、年度末までに補助金の交付までを完了させるとすれば、事業者は事業期間を3月31日まで確保することができない制度となっている。例えば、補助事業として民間事業者などは専門人材の配置を年度末まで行っているが、補助事業の活用は3月末分までを対象とすることができない。	—
R2	78	11_その他	都道府県	長崎県、九州地方知事会	内閣府、財務省	B 地方に対する規制緩和	地方創生拠点整備交付金交付要綱、財政法第43条、第43条の3、繰り越しガイドブック	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	地方創生拠点整備交付金については、令和2年度より一部当初予算化されたものの、従来国の補正予算が財源とされている。このため、当該年度中に事業が完了しない場合、対象事業の繰越(翌債)の手続きを行う必要があり、繰越理由書の提出のほか、ADAMSでの繰越承認申請等が必要である。また、繰越承認手続きには事前に財務局と調整を行う必要があるが、ADAMSの使用が可能となる内閣府からの支出負担行為計画示達後からしか受け付けていただけないので、手続期間が十分に確保されていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	79	03_医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第129条及び第130条(国民健康保険法第93条1項)	後期高齢者医療審査会の必置義務の廃止等	後期高齢者医療審査会につき、法の規定により、審査会を必置とせず、常設か、審査請求の提起時の設置かを都道府県の判断でできるようにして欲しい。	高齢者の医療の確保に関する法律第129条において県に設置される後期高齢者医療審査会の審査事項は審査請求の審査のみである。また、同法第130条において準用する国民健康保険法第93条第1項の規定により、この審査会の委員は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織するとされている。しかしながら、後期高齢者医療の被保険者は原則75歳以上のため、被保険者委員の確保に苦勞しており、また、当県においては、過去10年で審査請求が起こされた実績はなく(総務省の行政不服審査裁決・答申DBに搭載されているのは全国で2件のみである。)、委員を選任しても一度も審査会が開催されず3年の任期が満了するという状況である(実際は、保険者委員の異動、被保険者委員が高齢のため任に堪えられない等の理由でほぼ毎年委員の選任を行っている。)	—
R2	80	03_医療・福祉	都道府県	大分県、九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第92条及び第93条第1項	国民健康保険審査会の必置義務の廃止等	国民健康保険審査会につき、法の規定により、審査会を必置とせず、常設か、審査請求の提起時の設置かを都道府県の判断でできるようにして欲しい。	国民健康保険法第92条において、都道府県に設置される国民健康保険審査会の審査事項は審査請求の審査のみである。また、同法第93条第1項の規定により、審査会の委員は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織するとされている。しかしながら、当県においては、審査請求が起こされた実績は少なく(昭和33年以降4件のみ)、委員を選任しても一度も審査会が開催されず3年の任期が満了することが続いている(実際は、保険者委員の異動等の理由でほぼ毎年委員の選任を行っている。)	—







年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	81	11_その他	都道府県	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局事務連絡)	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図りたい。	地方創生推進交付金の申請に当たっては、実施計画を作成し提出する必要がある。実施計画様式や申請に当たっての要件等は、毎年度12月下旬頃に事務連絡文書により通知されるが、申請に係る事前相談期間が1月上旬頃までとされており、年末年始期間を含むため、事前相談に向けて十分な検討・作業時間の確保が困難となっている。また、大きな制度変更等については、事前の情報提供があるが、地方自治体が実施計画を作成する際に重要である、実施計画様式や審査基準については、当該内容の変更に関する情報提供がなされていない。例えば、令和2年度は実施計画の様式において、「自主財源の確保実績」や「自主財源計画未達の場合の見直し内容及び考え方」が追加され、審査基準については、「KPI未達成事業の経費を増額する場合には外部組織等の第三者評価が必要」等の新たな基準が示されたところである。あくまで例であるが、事前相談の締め切りまで営業日ベースでわずか9日間程度というスケジュールの中で変更内容を踏まえた対応をしなければならぬため、単に実施計画様式や審査基準が変更されるだけでなく、地方自治体にとって計画作成の大きな事務負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	82	11_その他	都道府県	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局)	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図りたい。また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	地方創生推進交付金は対象外経費が細かく設定されており、事務連絡文書に対象外経費として明記されていない経費についても、問合せにより対象経費或いは対象外経費であることが判明する等、対象経費を精査するだけで膨大な作業量が費やされている。また、Q&A等で統一的な見解が示されていないため、内閣府に問合せをする前に庁内において「対象経費か否か」の議論を行う必要があるため、負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	83	11_その他	都道府県	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局)	地方創生推進交付金に係る対象経費の要件緩和	地方創生推進交付金の対象経費について、地方創生の推進の観点から、要件の緩和を図りたい。	職員旅費については、地方創生に資するものであっても、知事トップセールスに伴う随行旅費を除き対象外経費とされているため、東京圏や海外をターゲットとする事業の組み立てに当たっての大きな制約となっている。	—
R2	84	02_農業・農地	都道府県	鹿児島県、九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産省関係補助金等交付規則第3条第1号イ及びロ 土地改良事業関係補助金交付要綱第6、第9 農地防災事業等補助金交付要綱第8	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、イa及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及びイ(a)、(2)ウ(ア)	土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金については、国(地方農政局)に対して当初申請し承認を得た内容から、地区における経費の配分や事業量の変更が生ずる場合には、「軽微な変更」を除き、改めて変更の申請・承認を得なければならないこととされている。土地改良事業関係補助金交付要綱第9及び農地防災事業等補助金交付要綱第8においては、各補助金における「軽微な変更」の要件が定められているが、現行の要件に基づくと、大半の案件が「軽微な変更」に該当せず、地方農政局への変更申請が必要となっている。(本県においては、令和元年初予算分の土地改良関係事業については交付申請が141件だったのに対し変更申請が94件、農地防災事業等については交付申請が54件だったのに対し変更申請が25件と、全体の申請のうち6割程度が変更申請となっている。)本県は他の都道府県に比べて台風の被害が発生しやすく、補修工事を行う頻度が多いが、補修工事を行うためには、補助金の変更申請が必要となる。補助金の変更申請を行ってから承認を得るまでには約2週間かかっており、補修工事のような緊急性のあるものについても、機動的に対応できていないのが現状である。近年の自然災害が多発する状況下において、農政局への変更申請等に要する時間が迅速な補修工事等の災害対応の支障となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	85	02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業競争力強化農地整備事業実施要領 経営体育成促進換地等調整事業実施要領	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)の実施予定地区において、農用地利用状況等の調査や関係者間の合意形成、換地設計基準の作成等の費用に対する農林水産省の補助事業である。当該事業について、ハード事業採択前の前年度又は前々年度という事業の実施時期(交付対象の期間)の限定を緩和し、実施計画策定事業(農業競争力強化農地整備事業)と同様に、地域の実態に即した任意の1~2年間で実施できることとしていただきたい。	当該事業は、地元(市町村や土地改良区など)が取り組む換地調整に要する期間のうち、特に事業費が必要となる期間と、交付対象とする期間が一致していない場合がある。また、ハード事業採択の前年度には国のヒアリングが開始されることを踏まえれば、それまでに事業計画が完成している必要があり、当該事業を活用できる期間はより限定される。当県では、ハード事業採択の3、4年前から、当該事業の補助対象である地元との調整を行っている地区が多くある。例えば、地域の総意による農業振興を図るという観点から、現場としては、当該事業についての同意を100%取得することを目標に事業を進めている。そのため合意形成等が困難な土地は除外を行うなど、地区境界の再設定や計画の再検討が必要になることから、換地等調整には多くの時間が掛かっている。(スケジュールの例) ①事業採択4年前:地区内農地等状況調査等(約480万円) ②事業採択3年前:地区内農地等状況調査、地区内アンケート調査等(約230万円) ③事業採択2年前:地区内農地等状況調査等(約200万円) ④事業採択前年:合意形成促進、地域営農構想作成等(約40万円) このような地域の実情により早期の事業着手が必要な状況があるにもかかわらず、現在の仕組みは、当該事業を可能な限り前々年度から実施しようとするインセンティブが働く仕組みになっており、地域の実態に即した事業実施ができないことが支障となっている。なお、要領別紙2第3事業の対象地区では、実施計画策定事業と当該事業どちらも「農地整備事業等の実施が予定されている地区」となっており、当県では、農林水産省に採択申請を提出する前に、県の計画審査会により事業化の妥当性を審査していることから、当該事業実施時点で、ハード事業の実施見込みについては一定の担保がなされているものである。以上のことより、都道府県がハード事業実施の見込みを担保することも可能であるため、地域の実態に即した任意の1~2年間で実施できることとしていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>	



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府】 (15) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の申請手続について、地方公共団体の検討期間を確保するため、事業設計の参考となる情報を、申請に係る事務連絡の発出前の可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 [措置済み(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)]</p>	—	<p>地方創生拠点整備交付金について、財務省令和2年度予算執行調査における指摘を踏まえた対応案を検討中の様式とともに地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】財務省令和2年度予算執行調査における指摘を踏まえた地方創生拠点整備交付金の今後の申請に係る対応について(令和2年11月30日付け内閣府地方創生推進事務局)</p>	—	内閣府地方創生推進事務局
<p>5【内閣府】 (15) 地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体的確な判断に資するよう、引き続き、事前相談等を通じて助言に努めるとともに、「地方創生推進交付金に関するQ&amp;A」の見直しを行い、令和3年度から実施する事業の申請に係る事務連絡に併せて地方公共団体に通知する。</p>	—	<p>地方創生推進交付金の対象となる経費について、地方公共団体からの問い合わせを踏まえた見直しを行い、対象外経費の事例を追記して地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】(別添2) 令和3年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局)</p>	—	内閣府地方創生推進事務局
—	—	—	—	—	—
<p>5【農林水産省】 (15) 土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【農林水産省】 (20) 土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金 「土地改良事業関係補助金交付要綱」(昭31農林省)及び「農地防災事業等補助金交付要綱」(昭31農林省)に定める農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」については、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大する。 [措置済み(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)]</p>	<p>農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更について、地方公共団体等が事業を迅速に実施できるよう、令和3年度交付分から対象を拡大することし、土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の各交付要綱の一部改正通知を发出(令和3年4月1日)した。</p>	<p>【農林水産省】土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について(令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.84">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.84</a></p>	農林水産省農村振興局設計課、防災課
<p>5【農林水産省】 (13) 農業競争力強化整備事業 農業競争力強化整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することに限られているが、地域の実情に応じた時期に実施することを可能とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【農林水産省】 (18) 農業競争力強化農地整備事業 農業競争力強化農地整備事業のうち、経営体育成促進換地等調整事業については、当該事業の予定地区において実施する土地改良事業が採択される前年度又は前々年度から実施することに限られているが、令和4年度事業から地域の実情に応じた時期に実施することが可能となるよう、「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」(平6農林水産省構造改善局長)を改正する。</p>	<p>令和4年4月1日付け3農振第2953号にて「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」(平6農林水産省構造改善局長)を改正。</p>	<p>【農林水産省】経営体育成促進換地等調整事業実施要領の一部改正について(令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.85">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.85</a></p>	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	86	02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領第2の2、農村地域防災減災事業実施要領第3の2、農村地域防災減災事業実施要領第3の2(11)	農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領等における、国庫補助の対象の見直し	現在の国の事業制度では停電対策として自家用発電機の整備は国庫補助の対象となっているが、非常時の施設機能維持のための合理的な手段である「予備線」(メインの回線に係る変電所と同一の変電所からの異なる回線による送電)や「予備電源」(メインの回線に係る変電所と異なる変電所からの異なる回線による送電)の整備は補助対象外とされている。これらの「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。	令和元年度の台風に伴う大規模停電により、10箇所以上の排水機場が機能を喪失した。このため、施設管理者から停電対策の要望が上がっているが、これらの排水機場の自家用発電機については、消費電力が大きいためどうしても大型なものとなってしまう、整備費用や維持管理費、設置スペースの確保などが支障となり、導入が困難である。 そのため「予備線」や「予備電源」を整備することによって、排水機場等の停電対策を行いたいと考えているが、現行の事業要領に基づけば、当該設備の整備に係る費用は補助対象外であり、停電対策の推進の支障となっている。 排水機場等は台風時等の湛水被害軽減を図る上で非常に重要な役割を果たすものであり、一旦機能が停止してしまうと、より甚大な被害をもたらすものである。 地域の防災力を高めるために、「予備線」や「予備電源」の整備に係る費用についても国庫補助の対象となるよう、事業制度を見直していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.vosan.html</a>
R2	87	02_農業・農地	都道府県	千葉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項第5号、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法附則第8条第1項、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項の規定によりなお従前の例よることとされている同法改正前の農地法第44条の3第1項第1号ロ、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法附則第8条、農地法施行令第30条、農地法施行規則第89条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る処理基準第6の2の(2)、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第6の1	都道府県が管理する国有農地の農耕貸付及び売払い時の農家要件の緩和	都道府県が管理する国有農地については、農地法第3条2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当する者であっても、農地としての国有財産に限り、貸付け及び売払いを可能としてほしい。	①農耕貸付 都道府県が管理している国有農地において、新規に農地として貸付けを行うには、その土地が既に入札にかけられ不調となった土地で、かつ、借受け希望者が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上等であることが求められるため、耕作に意欲のある一般の方からの借受け希望があっても貸付けができない場合がある。一方で借受者からの解約希望には対応しているため、結果的に、耕作放棄地が年々増え、県における維持管理費も増大している状況にある。また、不法耕作が行われていても、新規貸付ができないため、不法耕作や転用を解消できない状況にある。 ②売払い 同様に、農地として売払う場合には、買受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上等であることが求められるが、それ以外の農地取得希望者に売払いできないため、国有農地の早期処分に支障をきたしており、県における維持管理等に係る事務負担が生じている。 域内の耕作状況を調査したところでは、農耕借受者のうち30%以上が借受農地の取得を希望している。例えば、長年にわたって当該土地を適切に耕作していた者から借受地の取得希望があっても、要件を満たさない場合には売払うことができず、住民からは不満が出ている。 また、農耕貸付を受けながら、借受地に不法工作物を設置する等の無断転用した者については、既往使用料を徴収後、転用貸付を行い、売払うことが可能であるにもかかわらず、農地として耕作してきた者に売払う場合には、上記の要件が求められているため、県民からは不公平との声が上がっているところ、不法占用を増長し、非農業利用の売払いを助長する仕組みとなっているのではないかと考える。 売却後の継続的農業地利用を担保するためであれば、取得後一定期間は転用を禁止する等地域の実情に合わせた条件を設けることで足り、合計50アール以上の要件等の一律の規制は不要ではないかと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	88	11_その他	都道府県	千葉県、秋田県、高知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」の調査情報照会予定件数等の調査	既存の集計システムを活用した調査とりまとめ事務の効率化	都道府県が市町村分を取りまとめる必要のある調査に関しては、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」や「デジタルPMO」など既存の集計システムを活用すること。	当課は総務省から市町村も対象とした調査・照会を受けるが、調査・照会はメールで送付され、エクセル等に内容を入力し回答する形となっている。 また、併せて市町村分の回答を取りまとめ、内容を確認した上で、一つのファイルにまとめ国等へ回答している。 仮に1調査で様式が6つあった場合、市町村分のファイルは320ファイルとなるが(54市町村×6様式)、メールを確認・フォルダーへ移行・内容確認・集計ファイルへのコピーなど、集計作業に係る一連の作業に1ファイル毎5分かかった場合、1つの回答を取りまとめるのに4日程度の作業量を要する。また、修正があった場合はさらに作業量が増え、職員に掛かる負担は非常に重く、さらに複数の調査が重なった場合は、職員の負担はより増すこととなる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	89	02_農業・農地	都道府県	三重県、宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法第80条、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法施行令第17条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第7の2の(1)	国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮	都道府県が管理する国有農地等について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売払いに係る公告期間(6カ月)の短縮を求める。	国有農地等の処分について、国においては令和11(2030)年度末までに「売却不能国有農地等をゼロ」とする目標を掲げ、管理事務を担う本県においても処分の促進が可能となるよう努めているが、手続きの煩雑さ等から処分件数は年間20件ほどにとどまっており、現時点で判明している本県の自作農財産筆数約2,000筆(約90ha)について、事業が完了するには多大な時間を要することとなっている。 国有農地等の処分にあたっては、買取前の所有者又はその承継人に売り払うことが原則とされている。それ以外の者に売払う場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6カ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、近年では、本県において旧所有者への売払いを行った事例はなく、すでに戦後70年以上経過しており、6カ月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものとする。 6カ月間処分手続が進められないことなどによって、結果的に処分までの所要期間に2年程度掛かっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならないなどの支障が生じている。 また、国有農地等が公共事業や開発事業の用地となった場合、処分期間の長さから事業の遅れにつながるおそれがあり、県民等から処分期間の短縮を求められていることから、制度の見直しが必要であると考え。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	90	02_農業・農地	都道府県	三重県、宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要綱	国有農地等の継続的な維持管理に係る国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の年度当初からの事業実施への見直し	国有農地等の継続的な維持管理のため、4月1日からの事業実施が可能となるよう、早期の交付決定又は交付決定前着手の適用を図ること。	平成21年農地法改正前に取得した国有農地等については、法定受託事務として、都道府県が引き続いて維持・管理等の事務を行うこととされている。 都道府県が行う国有農地等の維持管理は草刈り、現地巡視、境界立会、災害復旧や住民要望への対応等多岐にわたっており、その維持管理に係る経費は国から交付されている。 特に、維持管理業務は、国有財産の安全性や公共性等を確保する観点からも年間を通じて継続的に行うことが必要であるが、交付決定が5月中旬となっている。 そのため、交付決定前に災害等が発生し土地の崩壊や立木の倒壊等が生じた際、早急な対応ができないこととなる。また、年度単位で修繕工事や測量事業等が中断され、当該年度内に事業完了が困難な場合もある。また、臨時的任用職員の雇用においても交付決定前については、都道府県費での対応をせざるを得ない状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農業上の利用のために国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限積要件(施行規則91条及び95条)については、令和2年度中に省令を改正し、廃止する。	—	国有農地の売払い又は貸付けを行う場合の要件のうち下限積要件については、省令を改正し、廃止した。	【農林水産省】農地法施行規則の一部を改正する省令(令和3年3月31日農林水産省令第16号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.87">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.87</a>	農林水産省経営局農地政策課
5【総務省】 (18)自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施する。 (19)情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告については、市町村(特別区を含む。)の点検結果についての都道府県の取りまとめに係る事務負担の軽減を図るため、令和3年度の情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて当該報告に係るシステムの機能改善を行う。	—	(18)については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和3年度調査から調査・照会(一斉調査)システムを活用して調査を実施した。 (19)については、情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検の報告に関して、情報提供ネットワークシステムの更改に合わせて、令和3年末に「情報共有サイト」と「デジタルPMO」が統合した。これにより、デジタルPMO上で当該報告に係る機能改善が実施された。	—	—	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室  デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (ii)都道府県が管理事務の一部を行う国有農地(農地法等の一部を改正する法律(平21法57)附則8条1項)については、その早期処分に向けて、都道府県の事務が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の措置を講ずる。 ・農林水産大臣が土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めた国有農地については、原則として、旧所有者等の買受意向確認のための公告期間の満了を待たずに、旧所有者等への売払い又は財務省への引継ぎに向けた準備を進めることとし、その旨を地方農政局及び都道府県に通知する。 [措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]	—	旧所有者等への買受意向確認のための公告開始後における財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いの手続については、公告した日から起算して6ヶ月の経過を待たず、速やかに進める旨を通知した。	【農林水産省】「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」(令和元年11月29日付け元経営第1833号、農林水産省経営局農地政策課長通知)の一部改正について(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知) 【農林水産省】 国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」(令和元年11月29日付け元経営第1833号、農林水産省経営局農地政策課長通知)の一部改正新旧対照表 【農林水産省】 国有農地等に係る財務省への引継ぎ及び旧所有者等への売払いについて(令和2年12月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.89">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.89</a>	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム  厚生労働省厚生労働省社会・援護局保護課
5【農林水産省】 (16)国有農地等管理処分事業事務取扱交付金 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金については、都道府県による国有農地等の管理に支障が生じないよう、令和3年度から年度当初に交付決定を行う。					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	91	02_農業・農地	都道府県	三重県、宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	民法162条、自作農財産に係る時効取得の取扱いについて(昭和51年9月21日51構改B第1058号)	「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」の制度運用の見直し及び時効取得の認定に係る基準の明確化	国有農地等の時効が完成した財産については、柔軟な対応が可能となるよう、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」の制度運用の見直しを行うとともに、同制度における時効取得の認定にかかる明確な基準を策定すること。	国有農地等が新たに発見され、既にその財産を住宅用地等として占有している者から、都道府県が証拠資料等から時効が完成していると判断し、国の通知「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて(昭和51年9月21日51構改B第1058号)」に基づき、時効取得確認申出書の提出前に、農政局に時効取得の申入れの可否を相談するが、明確な理由が示されないまま、自作農財産紛争処理等連絡協議会への付議は出来ない旨を口頭で伝えられ、時効取得が認められないケースがある。このため、申出書の提出にも至らず、処分を結果的に断念する案件もある。都道府県としては時効が完成していると判断した場合でも、国が制度の活用を認めない場合、時効の申出者に対し拒否に至った明確な理由を提示できず、説明責任を果たせない状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	92	11_その他	都道府県	大府市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法16条4項	条例、規則等の公布の際の長の署名において記名押印を認めること	条例、規則等の公布の際の長の署名について、自署ではなく、記名押印としてほしい。	条例、規則等の公布について、地方自治法第16条及び公告式条例に基づき、庁舎前告示板に公布文を掲示して行っているが、掲示したものを閲覧している市民はほとんどいないのが実情である。グローバル化の進展した現代において、「成立した条例、規則等を公表し、市民が知ることができる状態におく」という公布の目的を達成するための手段としては、市HPへの公表のほうが、より広く周知できるほか、今回のように感染症のまん延による外出自粛といった特殊な状況においても有効であると考えられる。法律上、条例の公布に当たっては、長の署名が必要とされているところ、昭和43年熊本地裁判決では、法が長の署名を要求しているのは、「長が条例に署名することによって公布すべき条例を確定し、かつ公布をなす主体を表示することによって権限を有する行政庁の行為であること及びその執行の責任の所在を明確ならしめるため」とし、「記名押印にも署名同様の効果を認めてよい」としている。また、行政実例(昭和26年5月2日地自発第120号)では、「長の名で公布されておれば、たとえそれが長の自署に基づいたものでなくても形式的には直ちに無効ではない。」としている。また、商法では546条、601条等で記名押印についても署名と同等の効果を認めている。以上から、長の署名については、必ずしも自署によるものでなければならないものではないと考えられるため、市HPへの公布を前提に、署名を記名押印とすることで、より有効な市民への周知及び効率的な事務の実施が可能となる。	—
R2	93	11_その他	一般市	大府市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方税法317条の6	日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書訂正分等の電子提出化	厚生労働省管轄の日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書の提出について、電子による提出が1月末にされているところだが、それ以降の訂正や追加分について、紙での提出がされており、事務が煩雑となっている。訂正や追加分の公的年金等支払報告書の提出をeLTAXを通じた電子提出に変更して欲しい。	現在日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書は、eLTAXを通じた電子提出で1月末の当初の提出がされているが、1月末以降の訂正や追加については、郵送により紙で提出されている。電子提出されたものについては、市側のシステムに取り込む仕組みが構築されており、大変効率的にその後の課税処理まで繋げることができているが、紙で提出されたものについては、様式が特別なものということもあり、手入力で一件一件職員が行っている。年間300件程度あり、一件あたり10分程度事務処理にかかっている。約300件×10分=約3,000分=約50時間の事務量が追加がかかっている状況であり、これが電子化されれば、取込の回数が年間月12回程度で、1回5分程度なので、12回×5分=60分=約1時間程度で処理が可能になる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	94	08_消防・防災・安全	一般市	大府市	内閣府、総務省、防衛省	A 権限移譲	災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条	市町村長による自衛隊災害派遣要請	愛知県においては、自衛隊への災害派遣の要請権者は自衛隊法第83条第1項の規定により、愛知県知事となっている。そのため、県は「災害時、その地域の防衛警備を担当する部隊に対する市町村からの通報制限」を指導している。その意図は理解できるものの、刻一刻を争う被災現場にあっては、被災した各市町の状況把握から要請に至るまでに費やす時間は命取りになりかねない。自衛隊法第83条第2項但し書き、あるいは同条第3項に基づき、自衛隊が早期に災害派遣(偵察活動)ができるよう、各市町からの派遣要請を可能にしていただきたい。	・当市が自助(消防力)を超える大規模な災害を被った場合、①当市が災害対応をしつつ、被害の全容を把握し、県に自衛隊への災害派遣要請を具申する。②県は市町村の被災状況を把握し、県等からの支援の範疇を超えると判断した場合、知事の名において自衛隊に派遣を要請する。③派遣要請を受けた防衛大臣は、緊急性、公共性及び非代替性を考慮し当該部隊に対する災害派遣を命令する。④命令を受けた部隊は情報収集のため、被災地域の偵察活動を開始するとともに、被災した市町村の災害対策本部に連絡、幹部を派遣する。⑤収集した情報を分析して、担当部隊が災害派遣活動を開始する。派遣部隊が実動するまでに、この様な過程を経ることとなる。この過程において費やす時間が、初動72時間に含まれることは大きな支障と言わざるを得ない。 ・昨年10月の台風19号襲来時、神奈川県山北町では断水被害を受けたが、山北町は県に災害派遣を具申するとともに、山北町の防衛警備を担当する部隊に連絡をした。当該部隊は、普段の良好な関係から給水車をもって現地で待機したが、自衛隊の災害派遣の3要件には該当しないとする神奈川県との齟齬により部隊はそのまま引き返し、その後県が準備した給水車で対応するという事案が起きた。どちらが正しいと言う話ではなく、市町長に権限があれば、この事態は回避でき、住民に早期に水の提供が出来た。	—
R2	95	05_教育・文化	一般市	大府市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	社会教育法	教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定の緩和	社会教育法第9条の2第1項により、市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くこととされているが、必置規定を緩和してほしい	当市の教育委員会は、学校教育課の1課のみで構成され、学校教育(及び放課後クラブ)に特化した体制となっています。現在、社会教育・生涯学習に関する事務は市長部局での補助執行となっており、実質的に教育委員会においてこれらの事務を実施していません。また、第9次地方分権一括法の施行を受けて、令和3年度からは社会教育・生涯学習に関する事務を市長部局に移管する予定となっています。そのような状況において、教育委員会に社会教育主事を配置しても、その知識を生かす場面がほとんどなく、必要性が低下していると考えています。また、庁内の社会教育主事の資格保有者は数名で、そのいずれかの者を配置する必要があるため、柔軟な人事配置の支障となります。	—
R2	96	11_その他	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱、2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添2	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	【制度改正の必要性】 増額を伴わない変更申請については、変更内容に応じ、随時の申請又は申請時期が拡大されたところであるが、増額を伴う変更については、申請時期が限られており、特に年度途中で事業計画の変更等の必要性が生じた場合、変更申請時期を逸すると、当該年度中に対応することができず、柔軟な事業推進の妨げとなっている。そのため、少なくとも秋頃に増額を伴う変更申請を可能とさせていただきたい。 【参考:申請スケジュール】 第1回申請:12~1月 第2回申請:4~6月(既採択事業の変更申請)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (iii)国有農地の占有者から取得時効の完成を主張された場合に開催する自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営については、迅速な処理及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭51農林省構造改善局長)及び「自作農財産紛争処理等連絡協議会設置の運営について」(昭51農林省構造改善局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・占有者から時効取得の申出を受け付けた場合は、速やかに法務局又は地方法務局、地方農政局及び都道府県の3者で事前調整を行うこととする。 ・事前調整において取得時効の完成について検討した結果、協議会に付議しないと判断した場合は、地方農政局は申出者に対して、書面によりその理由を通知することとする。 ・申出者が提出する書類及び都道府県が準備する書類については、取得時効の完成を証明するための必要最小限のものとし、明確化する。 ・協議会は、定期的に開催することとする。 【措置済み(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)】</p>	—	自作農財産紛争処理等連絡協議会の運営を改善することを通知した。	【農林水産省】「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」等の一部改正について(令和2年12月4日付け農林水産省経営局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_91">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_91</a>	農林水産省経営局農地政策課
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】 (17)地方税法(昭25法226) 日本年金機構から市区町村に提出される公的年金等支払報告書(施行規則10条)については、追加又は訂正が生じた場合も、地方税ポータルシステム(eLTAX)を活用して電子的に提出することとする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>5【内閣府】 (15)地方創生推進交付金 地方創生推進交付金については、以下のとおりとする。 ・事業費の増額を伴う変更申請について、地方公共団体がその実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、申請機会を拡充することについて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	認定地域再生計画の変更認定申請を要せず、かつ当初予期し得なかった外的要因によるやむを得ない場合については、新たに増額の変更申請の機会を設ける措置を講じた(令和4年8月31日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)。	—	—	内閣府地方創生推進事務局



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	97	11_その他	都道府県	徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	S32.6.1自乙公発第51号 各都道府県知事、都道府県人事委員会委員長あて自治庁次長通知(地方公務員の給与制度等の改正について) 第1 1(1)ハ及び2(5)	公務員獣医師の給与基準の見直し	公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)	経済のグローバル化により、人やモノの交流が広域化する中、家畜伝染病の侵入リスクへの対応をはじめ、食品に対する安全性の確保に向けた取組や動物由来感染症への対応など、多様かつ専門的な知識に基づく公務員獣医師の役割や責務が増大している。獣医関係大学の卒業生の進路は、犬、猫等の小動物臨床分野、また、都市圏、畜産地帯に偏在しており、公務員獣医師の希望者が少ない状況の中、特に「地方」においては、増大する重要な業務に必要となる公務員獣医師の確保が困難となっている。自治庁次長通知(「地方公務員の給与制度等の改正について」昭和32年6月1日自乙公発第51号)により、適用する給料表の種類等が定められており、各自治体の状況を踏まえた給与制度を構築する上で障壁となっている。 ・過去10年間の競争倍率 約1.3倍 ※受験者87名中67名に内定 ※67名中14名が内定後に採用辞退	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	98	07_産業振興	都道府県	徳島県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業能力開発促進法施行規則第64条の2	技能検定受験資格の緩和	技能検定の受験に必要な経験年数(1級受験:7年)を緩和するなど、高度な技能を持つ者が、早期に現場でその能力を発揮できるよう、受験資格を緩和する。	ものづくりの現場において、現場の中心となって働くことのできる人材が不足している状況にある。そのなかで、一定程度の技能を有することを証明できる、技能検定1級を直接受験する場合、経験年数が7年間の必要であり、高い技能を有する若手の技能者が受験をすることができず、生産現場で責任ある地位に立つて仕事をすることができない。	—
R2	99	06_環境・衛生	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林・林業基本法、森林環境保全整備事業実施要綱	シカの防護対策・捕獲対策における標準単価方式の導入	森林環境保全直接支援事業において、シカの防護対策に加え、捕獲対策を追加するとともに、標準単価方式を導入すること。	【現行規定】 現在、「森林環境保全直接支援事業」における植栽事業については、人工造林と付帯施設(獣害防護対策)のみが補助対象であるため、増加するシカの食害を完全に防ぎ切れない状況にあり、捕獲対策は対象外である。 【支障】 近年、森林内におけるシカの生息密度の高まりに伴い、造林木に対する被害が増加しており、防護対策のみでは、防ぎきれない状況となっている。このため、新たな捕獲対策などの費用負担の増加が再造林の意欲減退に繋がっている。そこで、当該事業においてシカの「防護対策」に加え、「捕獲対策」を追加するとともに、事務負担を軽減するため「標準単価方式」を導入されたい。	—
R2	100	02_農業・農地	都道府県	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良事業関係補助金交付要綱	土地改良事業関係補助金の交付決定前着手	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。	農地整備事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。本県では、早期水稲栽培を中心に営農が展開されており、水田の区画整理等を実施するほ場整備事業においては、工事は稲刈り後の9月から着手し、当該年度内の3月までに完了している。このため、工事着手に向け、年度当初から実施設計や換地業務などを委託発注する必要がある。しかし、例年、国の交付決定日が5月であるため、約1か月間、業務を実施することができず、十分な期間を確保することができない。そこで、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても「交付決定前着工届」制度を導入されたい。なお、令和元年に、公益上真にやむを得ないと認められる場合は、交付決定前着手が可能となったが、要件が厳しく、上記の支障事例は該当しないため、更なる措置を求めるものである。	—
R2	101	07_産業振興	都道府県	山形県、山形市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、西川町、大江町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、高島町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、遊佐町	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	—
R2	102	07_産業振興	都道府県	福井県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業経営承継円滑化法施行規則第12条第31項、租税特別措置法第70条の7第9項他	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制の年次報告を廃止または簡素化すること	中小企業経営承継円滑化法(以下、円滑化法)における法人版事業承継税制では、法人は事業承継税制の認定から5年間、年次報告書を毎年県に提出する必要があり、その報告書を確認する県の事務(ほぼ認定事務と同程度の事務量)は、認定の増加に伴い累増する制度となっている。平成29年度の円滑化法における事業承継税制等の認定事務が国から都道府県に権限移譲された後、平成30年度から認定基準が緩和されたことにより、認定事務が大幅に増加し(本県では拡充前の10年間で8件、基準緩和後の2年間は27件)、認定後に発生する年次報告書の確認事務も大幅に増加している。この事務量の増加により、本来行うべき県独自の中小企業支援業務を十分な体制で行うことが困難となる等の支障を生じることとなった。また、法人側においては、県および税務署の両方において5年間毎年、年次報告書(県)および継続届出書(税務署)を提出する必要があるため、認定後の法人側の事務が煩雑となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【経済産業省】 (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平20法33) 事業承継税制に係る都道府県知事による中小企業者の認定(12条1項及び施行令2条)については、中小企業者の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。 ・認定を受けた中小企業者が都道府県知事に対して行う年次報告(施行規則12条1項及び3項)については、報告書の記載例を作成し、令和3年度に実施する都道府県実務担当者向けの研修会(以下この事項において「研修会」という。)において周知する。 ・令和3年度の研修会から、認定申請の審査及び報告内容の確認に当たったの留意点に関するカリキュラムを充実させる。	-	過去に国に対し問合せがあった事業承継税制に係る個別具体的な内容とそれへの回答を整理した質疑応答集を作成し、令和3年4月に都道府県実務担当者に共有した。これにより、事業者に対する回答の統一性を担保するとともに、都道府県担当者の事務負担の軽減を図った。 また、経営承継円滑化法施行規則の改正(2022年9月1日施行)に備えて、都道府県の認定実務担当者が即時に対応できるよう、改正内容(認定にかかる申請書類の一部省略等)に関する都道府県の認定実務担当者向けに研修会を令和4年8月下旬に実施した。	-	中小企業庁事業環境部財務課	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	103	02_農業・農地	都道府県	奈良県	総務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法施行規則第29条及び第53条、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡)、農地法施行規則第五条および第七条の一部改正について(昭和45年10月7日付45農地B第2921農林省農地局長通達)、農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和60年12月9日付け60構改B第1685農林水産事務次官通知)	認定電気通信事業者による農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とすること	認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に供するための農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。	認定電気通信事業者による携帯電話の基地局(中継施設)設置に伴う農地転用については、「中継施設等の設置に係る用地取得前に、その事業計画書について都道府県農地担当部長に説明を行い、中継施設等の設置と土地利用事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。」(認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡))とされている。しかし、中継施設設置のための農地転用は、毎年30～50件程度あり、その多くは農地のごく一部を転用するのみで農業への影響は小さい。 ところが、現状では規模等にかかわらず、文書による調整を事業者に求めている。事業者は県との調整に当たって事業計画書や図面等の添付書類を準備する必要があり、県としても事業計画の精査等の事務のみならず、必要書類が不足する場合は事業者への補正指示や、農業委員会との調整にも時間を要しており、事業者に回答するまで提出書類一式が揃ってから、大体2週間程度かかっており、事業者と行政双方にとって負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	104	11_その他	指定都市	京都市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第22条、第29条 公職選挙法施行令第29条第1項	新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールの制定	選挙人名簿の管理に係る事務負担を軽減するとともに、選挙制度の根幹を揺るがす二重投票が発生しないよう、選挙時登録の際の新旧住所地間における選挙人名簿更新時のルール(新旧所在地が選挙人名簿に登録したことを通知する「選挙人名簿登録通知」の制度化)を求める。	選挙人名簿の登録は、登録基準日において、引き続き3箇月以上、当該自治体の住民基本台帳に登録されている者について行われるが、名簿登録後、当該自治体を転出した場合には、新住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。このため、1人の選挙人が旧住所地及び新住所地のそれぞれの自治体の選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在する。 選挙時において、1人の選挙人が新旧それぞれの住所地で投票(二重投票)をされないよう選挙人名簿を適正に管理するため、新住所地での登録の有無を確認する必要があるが、①転入者が登録したことを旧住所地へ通知する自治体もあれば、②転出者の登録の有無を新住所地へ照会する自治体もあり、各自治体の判断によって対応は様々である。 このように選挙人名簿の管理に関し、ルールが定まっていないことで、例えば、選挙人が、①の旧住所地への通知のみを行い転出者の登録の有無を新住所地に照会していない自治体から、②の新住所地への登録の照会のみを行い旧住所地に転入者の登録通知をしていない自治体に転入した場合には、名簿登録に関する確認が全く行われないケースも発生している。	—
R2	105	11_その他	指定都市	京都市	財務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	財政法43条	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。	文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	106	03_医療・福祉	都道府県	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、宮城県、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	例年、交付決定の時期が年度末付近となり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。  【交付決定状況】 R元 R2.3.10 H30 H31.1.9 H29 H30.2.1 H28 H29.3.6 H27 H28.2.3 H26 H27.1.7	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	107	03_医療・福祉	都道府県	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、洋野町、宮城県、秋田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療施設等設備整備費補助金交付要綱	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	例年、交付決定の時期が年度末付近となり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。  【交付決定状況】 R元 R2.3.10 H30 H31.3.14 H29 H29.12.6 H28 H29.1.26 H27 H27.10.26 H26 H26.10.7	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	108	11_その他	一般市	佐野市	総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 住民基本台帳事務処理要領	世帯分離届の申請に係る認定基準の明確化	世帯について、定義や確認方法について明示すること。	住民基本台帳事務処理要領によると、「世帯」は、「居住と生計をともにする社会生活上の単位」とされており、同じ家屋(住所)に住んでいても、事実上生計を別にしていれば分離することも可能であるとされている。しかし、生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無・方法、受理の取扱に差異が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【総務省(4)】【農林水産省(7)】 農地法(昭27法229) 認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭59法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じるおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知する。 [措置済み(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課事務連絡、令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)]	—	認定電気通信事業者(電気通信事業法(昭59法86)120条1項)の設置する中継施設のうち、土地改良事業や周辺農地における農業等への支障が生じるおそれがないと農地転用許可権者が判断するものについては、農地転用許可権者と認定電気通信事業者とが行う農業上の土地利用との調整が不要である旨を、地方公共団体等に通知した。	【総務省】認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(令和2年11月13日付け総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課事務連絡) 【農林水産省】認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(令和2年11月13日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_103">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_103</a>	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年2月16日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度医療提供体制推進事業費補助金交付決定通知書(厚生労働省発医政)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_106">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_106</a>	厚生労働省医政局医療経理室
5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年1月14日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度医療施設等設備整備費補助金交付決定通知書(厚生労働省発医政)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_107">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_107</a>	厚生労働省医政局医療経理室
5【総務省】 (7)住民基本台帳法(昭42法81) 市町村長(特別区の長を含む。)が、世帯に関する事項をはじめ住民票の記載事項(7条)につき、必要があると認めるときに行う調査(34条2項)については、令和3年度に実施する地方公共団体向けの研修会等において、その運用に当たったの留意事項を周知する。	—	令和3年5月～6月、市区町村の事務担当者向けに開催する令和3年度住民基本台帳事務説明会において、住民基本台帳法第34条の規定による調査の運用における留意事項について周知を図った。 ※市区町村長が調査の必要があると認める理由について特別な制限はなく、また調査の際に提示を求める文書にも特別な制限はないが、趣旨を逸脱し住民への不当な権利侵害とならないよう留意する必要があること等について周知。	—	—	総務省自治行政局住民制度課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	109	11_その他	一般市	佐野市、野洲市	総務省	B 地方に対する規制緩和	個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱第7条第1項、第2項	個人番号カード利用環境整備費補助金申請における押印の省略	個人番号カード利用環境整備費補助金申請について、公印の押印を省略できることとする。併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとすること。	当該補助金申請手続では、タイトなスケジュールの中、提出書類の準備をしており、その内の様式第一号の申請書においては、公印の押印が必要とされている。公印の押印には所定の手続が伴うとともに、個人番号カードに係る申請者が一定程度増加しつつある中、これに係る事務量も増加しつつあり、少なからず事務負担となっている。昨今の情勢に鑑み、今後も在宅勤務やサテライトオフィスでの勤務等を励行していくに当たり、職員が事務所に出勤して直接手続きを行わなければならない事務が少しでも見直されていくことで、更なるテレワークの推進につながると思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	110	03_医療・福祉	都道府県	岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	獣医師法第22条(第6号様式)	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。	獣医師法第22条に基づき、獣医師は、2年ごとの報告年に、氏名、住所及びその他省令で定める事項について、都道府県を経由し、農林水産大臣へ届出する義務がある。(令和2年5月現在、県内獣医師574名)この都道府県経由に膨大な事務が生じている。特に負担がかかっている業務は、届出書(第6号様式)について①提出書類の回収・整理②内容の確認、届出概況表等への入力である。具体的な業務量としては、①回収業務(到着順に連番を付け)20時間、②取りまとめ(不備がないか内容の確認、届出概況表等への入力、書類ダブルチェック)92時間、③報告(3枚複写の管理、国への報告)5時間となっている。また、届出に関する全体のスケジュールとしては、毎年12月31日現在の状況を、県1月31日締め、国2月28日締めとなっている。以上のことより、医師法、歯科医師法、薬剤師法の届出についてオンライン化を検討していることと同様に、獣医師法における届出についてもオンライン化することを求めるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	111	04_雇用・労働	町	砥部町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員災害補償法第2条第1項、地方公務員災害補償法施行令第1条	非常勤職員の労災申請に係る事務手続の簡素化	労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことを証明するため、通常の申請書類に加えて、報告書と多くの疎明資料を提出しなければならない。事務の簡素化のため、報告書の廃止や、添付書類の再考をお願いしたい。	労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことを証明する報告書に加え、賃金台帳や出勤簿、採用通知書等、多くの疎明資料の提出を求められる。雇用してから12か月を超えていない、常勤職員より勤務時間が短いといった点において、地方公務員災害補償法の対象でないことが明らかな事案においても、全ての疎明資料を提出しなければならない、事務の負担も大きい。不要な書類の提出を求めることは、個人情報保護の観点からも望ましくないとと思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	112	03_医療・福祉	町	砥部町、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康増進法第17条、第19条の2、健康増進事業実施要領、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	健康増進法に基づく健康増進事業にかかる補助金の対象年齢の拡充	健康増進法に基づく健康増進事業について、対象年齢を拡充し、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の交付対象を拡充すること。	【制度改正の経緯】健康増進法に基づき、食生活改善を中心とした集団健康教室などの健康増進事業を実施している。当該事業は、基本的に40～64歳の住民を対象としているが、当該年齢層の住民は日中、就労しているため、参加が見込めない。一方、高齢化や健康意識の高まりにより、参加を希望する者の年齢層が変化している。 【制度改正の必要性】当該事業については、対象年齢以外の住民からの参加希望が多くなっているが、対象年齢以外の者の参加には国庫補助が適用されないため、町独自の予算を確保し、事業を実施している。しかし、健康増進は老若男女を問わず行うことが大切であり、若い頃からの正しい生活習慣により、将来の生活習慣病を予防することができるため、事業の対象年齢を拡充していただきたい。また、事業の対象年齢拡充に伴い、国庫補助を拡充していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
R2	113	03_医療・福祉	町	砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、「市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について」(平成28年12月20日付保国発1220第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	国民健康保険における高額療養費申請手続の簡素化に係る年齢制限の撤廃	国民健康保険における高額療養費申請手続の簡素化に係る年齢制限の撤廃	国民健康保険の高額療養費の申請については、該当する世帯の世帯主に対し申請の勧奨通知を送付し、医療費の領収書を添付したうえで申請してもらっている。これに対し、後期高齢者医療制度では初回申請のみで以降高額療養費の該当があれば、継続支給されている。平成28年度の提案により、70歳から74歳までの被保険者の高額療養費については市町村の判断で簡素化してよいとされたが、国民健康保険の加入者は圧倒的に70歳未満の加入者が多く、人口比にすると75%程度にものぼる。また、70歳以上の被保険者のみの世帯だけを簡素化の対象とした場合、70歳未満の被保険者がいる世帯と事務処理を分ける必要が生じ、事務が煩雑になってしまう。これらについては各月の申請が必要となり、申請者側市町村側双方の事務負担が問題となっている(月間175件程度 1件あたり発生する窓口対応時間約5分程度)。また、有職者に対し高額療養費の支給対象となる都度申請を求めることは、申請者に対し負担を強いるものとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	114	11_その他	一般市	大府市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方税法施行規則第十条(別表(二)第十七号の二様式、地方税法第三百七条の三の三、地方税法施行規則第二条の三の六)	住民の利便性向上のための市町村と日本年金機構との年金受給者口座情報の共有	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けることで、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うにあたり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返信を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。これは全ての市町村に共通事項である。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【総務省】 (16)個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金 個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金に係る交付申請書等については、押印を不要とした上で、電子的な手段による提出を可能とするよう、「個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱(令元総務省)及び「マイナポイント事業費補助金交付要綱(令2総務省)を改正する。 [措置済み(令和2年8月3日付け総務大臣通知、令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡、令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)]	—	個人番号カード利用環境整備費補助金及びマイナポイント事業費補助金については申請等における押印を不要とした上で、電子的な手段による送付を可能とするため、要綱を改正した。	【総務省】個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱について(令和2年8月3日付け総務大臣通知) 【総務省】マイナポイント事業費補助金交付要綱について(令和2年8月3日付け総務大臣通知) 【総務省】マイナポイント事業費補助金の交付申請及び変更承認申請等について(令和2年8月5日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡) 【総務省】個人番号カード利用環境整備費補助金の実績報告(8月事業完了団体)について(令和2年8月11日付け総務省自治行政局マイナポイント施策推進室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_109">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_109</a>	総務省自治行政局地域政策課マイナポイント施策推進室
5【農林水産省】 (2)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。 ・令和4年度の届出からオンライン化する。 ・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【農林水産省】 (1)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、令和4年度からオンライン化することとしているが、オンラインによる届出の場合の都道府県經由事務の在り方について、獣医師の情報の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  <令4> 5【農林水産省】 (1)獣医師法(昭24法186) 獣医師法に基づく届出(22条)については、獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、省令を改正し、意向等の調査において都道府県から利活用の要望があった獣医師の業務経験等の項目を届出の様式(施行規則13条2項の第6号様式)に追加する。 [措置済み(獣医師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第58号))]	獣医師の情報の都道府県による利活用を図るため、省令を改正し、獣医師法に基づく届出様式(施行規則第13条第2項第6号様式)に獣医師の業務経験等の項目を追加した。なお、令和3年対応方針記載のオンライン届出の場合の都道府県經由事務の在り方については検討中。	【農林水産省】獣医師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第58号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_110">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_110</a>	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
5【厚生労働省】 (4)労働者災害補償保険法(昭22法50) 地方公共団体の非常勤職員が保険給付(7条1項)を請求する場合に、請求者が法の適用を受ける労働者であるか否かを都道府県労働局等が確認するために提出を求めている出勤簿などの書類については、当該確認に必要な最小限のものとし、その旨を令和2年度中に開催予定の全国会議等を通じて都道府県労働局等に周知する。	—	全国の労働局幹部が参集する全国労災補償課長会議において、本件提案の経緯及び改善について説明し、労災保険給付の決定に必要な資料の収集を行わないよう、口頭で指示した。 また、労災保険給付の事務処理について「調査に当たっては、保険給付の決定のために真に必要な調査を行うことを基本とし、決定に必要な資料の収集を行わないこと、必要な資料の不足が生じないようにすることなど過不足のないよう調査を行うこと」を文書にて通達した。	【厚生労働省】令和2年度労災補償課長会議(令和3年2月19日) 【厚生労働省】労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について(令和3年2月22日付け厚生労働省大臣官房審議官(労災、建設・自動車運送分野担当)通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_111">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_111</a>	厚生労働省労働基準局補償課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (20)国民健康保険法(昭33法192) (iii)国民健康保険の高額療養費(57条の2)の支給申請については、被保険者及び市区町村の負担を軽減する観点から、令和2年度中に省令を改正し、市区町村の判断により手続を簡素化することを可能とする。	—	令和3年3月17日に国民健康保険法施行規則を改正・施行し、市区町村の判断により手続を簡素化することを可能とした。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年3月17日厚生労働省令第49号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_113">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_113</a>	厚生労働省保険局国民健康保険課
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	115	03_医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	各種補助金交付要綱	申請書等における申請先大臣個人名の省略による事務処理軽減	申請書や報告書の宛名が「厚生労働大臣〇〇〇〇殿」となっている様式について、一般的に「厚生労働大臣殿」と変更することを求める。	補助金交付要綱の中には、申請書や報告書の様式の宛名が「厚生労働大臣〇〇〇〇殿」と規定されており、申請者は大臣名を記入しなければならず、未記載・誤記が多く発生している。その都度、申請者に補正を求めており、申請者への負担や申請書の確認を行う職員の仕事負担が生じている。 【具体事例】 ・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金(システム改修分) ・高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 ・国民健康保険組合 出産育児一時金等補助金 ・国民健康保険組合出産育児一時金等補助金(国保組合高額医療費共同事業分) ・国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金 ・国民健康保険団体連合会等補助金(一般会計分) ・国民健康保険団体連合会等補助金(震災分) ・特定健康診査・保健指導国庫負担(補助)金 ・後期高齢者医療災害臨時特例補助金(一般会計)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	116	03_医療・福祉	中核市	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育体制強化事業実施要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	保育体制強化事業の前年同月比較要件の見直し	保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、単に「前年同月における保育士以外の数(保育支援者を含まない)」が「同数以上」の場合は補助対象とする等、補助要件を緩和する。	少人数の保育士で保育事業を行っている保育所等で離職者が出た場合、残った保育士の負担軽減の意図をもって新たに保育支援者を雇用する意思があったとしても、新たな保育士を雇い入れない限りは、「前年同月における保育士の数」が「同数以上」とならないため、補助要件には該当せず本補助制度を活用できない。地方では新たな保育士の確保が困難な状況が続いており、保育士数が減り、在職している保育士の負担が増大している施設ではなおさらである。 また、このような施設では、補助制度の活用が出来ず、規模も小さいことから、自主財源での保育支援者の雇い入れも進まず、更に保育士の離職が進むような悪循環に陥る可能性もある。当市においても、当該制度を活用して保育支援者を雇用することを検討したものの、保育士数が前年より減少していたことから、補助金を活用できなかった事例があり、さらに、保育士の確保が困難であることから、利用定員の縮小を検討している事例もあるなど支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-yosan.html</a>
R2	117	09_土木・建築	町	ときがわ町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要領4、6	「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」について、都道府県を経由しない直接補助を可能とすること	「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」は、市町村が実施主体となり、都道府県による間接補助の形式をとっているが、都道府県によっては事業を採択していない場合があることから、都道府県を経由しない市町村への直接補助を可能としたい。	令和元年10月の台風19号(激甚災害)により、急傾斜地の法面下の人家が、がけ崩れの恐れがあり危険な状況となった。本町では、この土地が、がけ地の崩壊等が発生している箇所であり、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所であったことから、「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」の活用が必要であると考え、県に相談したが、県では事業採択していないとの回答であった。 本町としては、国の補助事業を活用し、対策工事をしたい意向である。他県では事業実施されている例も見られるところ、県の方針によって、当該事業を活用できる市町村と活用できない市町村が存在するのは不平等であると考え。 また、本事業は、都道府県の補助率が2分の1である場合には、当該都道府県の補助に要する費用の全額を国が補助する仕組みとなっており、都道府県を経由させなくても補助額に影響はない。さらに、仮に今後、別の事案で県が当該事業を採択することになったとしても、市町村からの要望を受けて、県において補助要綱等の整備や予算計上等の手続が必要となり、迅速に当該事業の補助を受けることができないのではないかと危惧している。 以上のことより、現行の都道府県の事業採択が必要な間接補助に加えて、市町村への直接補助を可能にすることを提案するものである。 なお県は、公共性の高い大規模ながけ崩れに対して、市町村から負担金を取ったうえで県の事業として実施するという方針をとっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	118	11_その他	一般市	志布志市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法第86条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第20条、国民年金事務費交付金等交付要綱	国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化	「国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化」交付金算定項目の「協力・連携に係る経費」の「算定額」積算において、「相談件数」が必要となるが、毎月年金機構に報告している「可搬型照会用窓口装置」の処理件数や年金事務所が作成している「国民年金事業状況統計表」の処理件数等によるものにするなど、算定事務の簡略化を求める。	相談件数の把握について、根拠を提示できる書類の添付を求められており、相談を記録する事務が大きな負担となっている。 具体的には、九州厚生局からは「相談件数は交付金に反映しますので、『正の字』でいいので、記録を付けてください。」と説明があるが、交付金申請時に根拠となる資料の作成が求められており、実態としては、日々の処理事務を「来訪相談」、「電話相談」、「文書相談」に分けた上で、「法定事務」、「協力・連携事務」に区分し、記録する必要がある。その記録を作成するため、本庁・支所のそれぞれの担当者に毎日30分程度の事務が生じている。(3庁舎×0.5時間×244日=366時間の事務負担) なお、その記録は、交付金申請でしか使用しないものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	119	11_その他	市区長会	特別区長会	内閣官房、総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第22条から第27条、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条	住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること	転入届を始めとする住民基本台帳法上の届出について、電子申請を可能にするための法整備を行う。	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法・令和元年法律第16号)の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)が求められている。 一方、「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行うこととされている。 しかしながら、電子化の進展により、住所変更等の手続きは電子申請が技術的には可能であるにもかかわらず窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の面で支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	120	11_その他	市区長会	特別区長会	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	出入国管理及び難民認定法第19条の6、第19条の7、第19条の8、第19条の9	「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすること	在留カードまたは特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)を所持する外国人について、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする旨の法整備を行う。	在留カード等を所持する外国人が住民基本台帳上の住所変更届(転入・転居)を行う際に、在留カードを市区町村窓口を持参した場合は、住居地の届出(入管法の届出)を同時に行ったものとみなしている(みなし住居地届出)。 しかし、在留カード等を持参しない場合や、一時滞在地等住民基本台帳法上の住所の要件を満たさない場所を住居地とする届出を行う場合は、別途「住居地届出書」を徴した上で、在留カード等への住居地の裏書処理及び法務省情報連携端末への住居地データ入力が必要となる。 法務省情報連携端末は基本的に自治体あたり1台の貸与であり、近年は外国人研修生等による一時滞在の住居地のみ届出の件数が増加しているため、住居地データ入力の作業が滞り、市区町村および地方出入国在留管理局の業務に支障が生じている。 また、在留カード等に記載された入管法上の住居地が住基法上の住所と異なっている場合でも、住民基本台帳に登録されていない者が住民登録されているとの誤解を生む元にもなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (45) 補助金等の申請等に関する事務 補助金等の申請等に関する様式については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中を目途に大臣等の個人名の記載を不要とする。	—	交付要綱において定めている大臣個人名を記載する様式については、令和3年度予算の執行にかかる交付要綱から、個人名を記載しない様式に改正等を行った。	【厚生労働省】国民健康保険団体連合会等の国庫補助について(令和3年4月1日付け厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】国民健康保険特定健康診査・保健指導費の国庫負担の一部改正について(令和3年4月20日付け厚生労働事務次官通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_115">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_115</a>	厚生労働省保険局国民健康保険課、医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、大臣官房会計課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (42) 国民年金等事務取扱交付金 国民年金等事務取扱交付金のうち、協力・連携事務に係る交付金の交付申請については、算定事務の負担軽減に資する取組事例を収集し、市区町村に通知する。 [措置済み(令和2年11月27日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡)]	—	国民年金事務取扱交付金のうち、協力・連携事務に係る交付金の交付申請について、相談件数を効率的に把握する取組に係る事例を整理し、各地方厚生(支)局に対し管内市町村に周知するよう通知し、同年12月2日までに各地方厚生(支)局が市区町村に通知した。	【厚生労働省】国民年金等事務費交付金における協力・連携の相談業務に係る交付申請における算定事務の負担軽減に資する市町村の取組例について(令和2年11月27日付け厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡) 【厚生労働省】国民年金等事務費交付金における協力・連携の相談業務に係る交付申請における算定事務の負担軽減に資する市町村の取組例について(令和2年12月1日付け九州厚生局年金調整課長事務連絡) ※地方厚生(支)局から市区町村への通知例	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_118">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_118</a>	厚生労働省年金局事業管理課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	121	11_その他	村	泰阜村、長野県、大町市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条	郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和	郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。 ①住民異動届 ②印鑑登録事務 ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定 ④同条において、交付について～に「記載され、又は記録され」ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付	令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理ができない。また、公的証明書の交付の意思決定や代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できないため、現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げるようになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向く必要があり、その間(約8km車で15分)待っていたら、申請者に本庁まで行ってもらうなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	122	03_医療・福祉	中核市	福井市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準	放課後等デイサービスにおける適正な報酬単位の設定	放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間等に合わせた質の向上に資する報酬単位の設定	放課後等デイサービスは、支援が必要な障がい児に対する発達支援を行う事業である。障がい児が事業所に到着して間もなく保護者が迎えに来て帰宅したというケースや、本人が事業所への入室を拒み玄関先で保護者の迎えを待っていたケースなど、個別支援計画に沿った長時間の支援を提供するには適さない児童による短時間(30分未満)の利用が、複数の事業所で確認されている。障がい福祉サービスの不正受給が全国的にも問題となる中、サービスの質を高めて「障がい児の学童保育」を充実させることが求められている。しかし、現行の報酬単価の算定においては、利用時間は考慮されない。事業者が、短時間(30分未満)のサービス提供を行った場合でも、長時間の場合と同様に報酬が算定される(1回あたりで算定される。)。また、平成30年度の報酬見直しにおいて、1日のサービス提供時間が短い事業所に対し「短時間報酬」が設けられたが、そもそも長時間のサービス提供を行う児童もいるため長時間営業している事業所には適応されない。制度の趣旨にそぐわない極端な短時間のサービス提供では、個別支援計画に定める質の高いサービスが提供されない恐れがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	123	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会、大村市	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付け発1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付け東日本高速道路株式会社等策定)	有料道路における障害者割引制度の是正	有料道路における障害者割引制度の是正	JRなど他の公共交通機関では、あらかじめ「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に障害の区分が記載された身体障害者手帳等の提示によって運賃割引制度等を利用することが可能であるが、有料道路については、障害者が福祉事務所窓口まで申請に行くことを求められ、障害者にとって大きな負担が生じている。当該業務は法令上の根拠なく行っているものであり、また、福祉事務所等における業務負担の増加とともに、窓口の混雑にもつながっている。また、福祉事務所等で有料道路の割引制度の手続を行う際、障がい者自身の体調等によってはその手続に大きな負担があるという訴えがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>5【総務省】</b>  (9) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120)  (i) 以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。  ①転出届(住民基本台帳法(昭42法81)24条)の受付及び転出証明書(住民基本台帳法施行令(昭42政令292)23条1項)の引渡し  ②印鑑登録の廃止申請(印鑑登録証明事務処理要領(昭49自治省行政局振興課長)第5の1)の受付  ③署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同条7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付  ④利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供(同条7項)並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付  (ii) 上記①及び②並びに納税証明書の交付の請求の受付等(2条2号から5号)の事務については、代理人による届出の受付等の取扱いを可能とし、その旨を、上記①及び②については地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)の追加に係る見直しに合わせて、納税証明書の交付の請求の受付等の事務については令和2年度中に、それぞれ地方公共団体に通知する。  (関係府省:法務省)  (iii) 市区町村の職員による対面の本人確認等が必要な窓口業務について、行政手続のデジタル化の観点や郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討等を踏まえつつ、郵便局におけるワンストップサービスに資する運用を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><b>5【法務省】</b>  (6) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120)  代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等(2条1号)については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。  (関係府省:総務省)</p>	—	<p><b>【総務省】</b>  (ii) 現行の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づき、郵便局において取り扱わせることのできる地方公共団体の事務について、本人の代理人による証明書等の交付請求については、地方公共団体の判断でこれを郵便局に取り扱わせることができるものとするを各都道府県総務部長及び各指定都市総務局長に通知した。  (iii) 関係部署において郵便局を活用した住民サービスの在り方に関する検討を進めている。</p> <p><b>【法務省】</b>  代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等(2条1号)については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p><b>【総務省】</b>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の運用について(通知)(令和3年3月15日付け総務省自治行政局行政経営支援室長通知)  <b>【法務省】</b>地方公共団体の戸籍事務の郵便局における取扱いについて(通達)(令和3年3月17日付け法務省民事局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_121">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_121</a></p>	<p>総務省自治行政局行政経営支援室  法務省民事局民事第一課</p>
<p><b>5【厚生労働省】</b>  (5) 児童福祉法(昭22法164)  (iv) 放課後等デイサービス(6条の2の2第4項)において利用者別のサービス提供時間等に合わせた基本報酬単価を設定することについては、障害児への適切な支援を推進する観点から検討し、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt;  <b>5【厚生労働省】</b>  (2) 児童福祉法(昭22法164)  (iii) 放課後等デイサービス(6条の2の2第4項)の提供時間が30分以下のものについては、障害児への適切な支援を評価するため、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、告示を改正し、放課後等デイサービス計画に基づきサービス提供時間が30分以下の放課後等デイサービスが必要であると市町村が認めた場合に基本報酬を算定することとする。  [措置済み(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第87号))]</p>	<p>短時間の支援と長時間の支援のどちらを高く評価すべきかは一律に判断することができないことから、原則として、30分以下のサービス提供については報酬の対象としないこととした。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年3月23日厚生労働省告示第87号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_122">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_122</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室</p>
<p><b>5【厚生労働省(48)】【国土交通省(17)】</b>  障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務  障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、有料道路事業者との協議の上、以下のとおりとする。  ・更新申請手続における提出書類の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  ・ICTの活用等による申請手続の効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt;  <b>5【国土交通省】</b>  (22) 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務  障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、有料道路事業者と協議の上、前回の申請から登録内容に変更がない場合にETCカードの提示を不要とするなど、更新申請手続等を簡素化し、市区町村に通知する。  [措置済み(令和3年10月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)]  (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務について前回の申請から登録内容に変更がない場合にETCカードの提示を不要とするなど、更新申請手続等を簡素化し、市区町村に通知を行った。なお、ICTの活用等による申請手続の効率化については引き続き検討を行い、令和3年度中に結論を得る。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の一部改正について(令和3年10月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)  <b>【厚生労働省】</b>有料道路における障害者割引措置実施要領(令和3年9月30日改正)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_123">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_123</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  国土交通省道路局高速道路課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	124	03.医療・福祉	町	三宅町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第38条、通知「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205001号、厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205003号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発保保発第0227001号)」	配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等に係る適用範囲の拡大	「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205001号、厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205003号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発保保発第0227001号)」の取扱い等に係る適用範囲を配偶者からのDVだけではなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大してほしい。	父からDVを受けていることを理由に、他市町村から転入を伴う避難をしたいと本人(軽度の知的障害を保持)から相談があった。転出先を父に秘密にしたいと警察へDVの相談をし、DVの支援措置の証明書の発行も受けていた。本人の医療保険については、父の被扶養者として社会保険に加入していたが、本人は父から被保険者証を受け取っていなかったため、被保険者証を用いて医療機関を受診することはできなかった。また、被保険者証をもらったとしても、医療費通知などから居住地の発覚を恐れたため、自費で医療機関を受診していた。そして、本町においては、本人の国民健康保険への加入手続きを進めようとしていたが、父から被扶養者としての社会保険の資格喪失手続きがされていないことから、本人の国民健康保険の資格取得手続きをすることができなかった。そのため、本人の資格喪失手続きを健康保険組合に相談したが、配偶者でないことから、健康保険組合において資格喪失手続きを進めることはできない旨の回答があり、父からの資格喪失手続きがされていない状況のため、国民健康保険を用いての医療機関受診もできない状況にあった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	125	05.教育・文化	町	東吾妻町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項	へき地における複式学級に係る基準の緩和	二の学年の児童で編制する学級の児童の数が十六人を八人に緩和すること。	① 本町のへき地小学校の児童数は減少を続け、1つの学年で1つの学級を維持するのが厳しい状況であり、複式学級が2学級生じていること。 ② 児童数の減少による複式学級の存在は、地区保護者が校区から町の中心部へ転出する要因になるなど、へき地小学校区の過疎化にさらに繋がること。 ③ ②によって、へき地小学校校区は住民の高齢化に一層拍車がかかり、地区にある小学校の存続が危ぶまれること。 ④ 平成27年4月から町内5つの中学校を1つに統合したところであるが、地域コミュニティにおける小学校の存在は地域内活力に果たす役割が非常に大きく、また、広い町域を考えた時に、小学校の統合は児童のスクールバス通学への負担(特に低学年)が相当心配されること。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-yosan.html</a>
R2	126	03.医療・福祉	施行時特例市	茨木市	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律、生活保護法、民法	身寄りのない方の遺留金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の遺留金の取扱いについて、自治体が根拠のない歳入歳出外現金を保管することがない制度の整備。	【経緯】 身寄りのない方が死亡した場合の葬祭に関して、死亡者の理火葬を行うものがない又は判明しない時、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律又は生活保護法の葬祭扶助に基づき、各自治体が理火葬を行う。費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足時は地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理について、残余が生じる場合、生活保護上では相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならないとされている。生活保護法以外に明確な規定はないため、民法の規定に基づき、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することとなる。 しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、自治体では地方自治法上望ましくない事務処理が行われている。また、その他にも関連した課題がある。 【支障事例】 遺留金取扱について、大阪市(H24.10、H26.10)、会計検査院(H26.3)、指定都市市長会(H29.7)、衆議院予算委員会(H30.2.8)、総務省行政評価局(R2.3)等で、厚生労働省・法務省に対して、要請、指摘、質疑、調査報告されているが、いまだ法整備されていないため、自治体においては歳入歳出外現金として保管せざるを得ない状況。 公営住宅内の遺品取扱について、国土交通省が対応指針を示し、相続人が明らかでない場合に相続財産管理人選任前でも、残置物の移動等ができる。民間住宅内の遺品は、残置物の移動等について相続人等の了解が必要で、相続財産管理人を選任せず、相続人以外の者が許可なく、整理・処分してしまうと不法行為となる。自治体が警察から遺体とともに遺品を預かる場合があるが、行旅死亡人以外の根拠がなく、遺品を最終的に処分するまで自治体で保管しなければならない。 遺留金が少額であった場合、相続財産管理人の選任申立費用を賄えず、相続財産管理人の選任申立が実質できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (3)健康保険法(大11法70)及び国民健康保険法(昭33法192) 被保険者等から暴力等を受けた被扶養者については、公的機関が発行する暴力等を理由として保護した旨の証明書を付して当該被扶養者が保険者へ申し出た場合に、保険者が健康保険の被扶養者から外すことを可能とし、その旨を保険者及び地方公共団体に令和2年度中を目途に通知する。</p>	—	<p>被保険者等から暴力等を受けた被扶養者については、公的機関が発行する暴力等を理由として保護した旨の証明書を付して当該被扶養者が保険者へ申し出た場合に、保険者が健康保険の被扶養者から外すことが可能である旨の事務連絡を令和3年3月末に厚生労働省から被用者保険者及び地方公共団体に発出した。 また、国民健康保険組合の組合員等から暴力等を受けた者に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱いについても、同様の事務連絡を令和3年5月末から6月上旬に厚生労働省から国民健康保険組合及び地方公共団体に発出した。</p>	<p>【厚生労働省】被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月29日付け厚生労働省保険局保険課長通知) 【厚生労働省】被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月29日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡) 【厚生労働省】被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月29日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡) 【厚生労働省】被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡) 【厚生労働省】健康保険制度における被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡) 【厚生労働省】被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について(令和3年3月29日付け内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課事務連絡) 【厚生労働省】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年5月31日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) 【厚生労働省】国民健康保険組合の組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等に係る通知の発出について(令和3年5月31日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡) 【厚生労働省】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡) 【厚生労働省】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月1日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡) 【厚生労働省】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月1日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室長事務連絡) 【内閣府】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月3日付け内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課事務連絡) 【厚生労働省】組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について(令和3年6月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課及び厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡) 【厚生労働省】国民健康保険組合の組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等に係る通知の発出について(令和3年6月9日付け厚生労働省保険局保険課長及び厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_124">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_124</a></p>	厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課
—	—	—	—	—	—
<p>5【法務省(1)】【厚生労働省(1)】 民法(明29法89)、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)、墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)及び生活保護法(昭25法144) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保管する遺留金銭等の取扱いについては、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、葬祭扶助(生活保護法18条)を行った場合であって、遺留金銭等を保護費に充当し、なお残余を生じたときには、相続財産管理制度だけでなく弁済供託制度についても活用可能とする。 [措置済み(生活保護法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第198号))] ・市町村が、相続財産管理制度(民法952条)又は弁済供託制度(民法494条)を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>葬祭扶助(生活保護法18条)を行った場合であって、遺留金銭等を保護費に充当し、なお残余を生じたときには、相続財産管理制度だけでなく弁済供託制度についても活用可能となるよう生活保護法施行規則を改正し、令和2年12月9日に公布及び施行した。 また、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について」(厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡)を発出し、市町村が、相続財産管理制度又は弁済供託制度を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】生活保護法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第198号) 【厚生労働省】「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について」(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課・社会・援護局保護課連名事務連絡) 【厚生労働省・法務省】身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引(令和3年3月)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_126">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_126</a></p>	法務省民事局 厚生労働省社会・援護局保護課、医薬・生活衛生局生活衛生課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	127	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	金融庁、厚生労働省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律、生活保護法、民法	身寄りのない方の遺留金のうち、預金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の銀行等(ゆうちょ銀行除く)に預けられている遺留金について、葬祭費用に活用が図ることができる制度の整備。	【経緯】 身寄りのない方が死亡した場合の葬祭に関して、死亡者の埋火葬を行うものがない又は判明しない時、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律又は生活保護法の葬祭扶助に基づき、各自治体が埋火葬を行う。費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足時は地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理について、残余が生じる場合、生活保護上では相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならないとされている。生活保護法以外に明確な規定はないため、民法の規定に基づき、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することとなる。 しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、自治体では地方自治法上望ましくない事務処理が行われている。また、その他にも関連した課題がある。 【支障事例】 故人口座に預けられている遺留金について、相続財産管理人以外の者は、その貯金に関する権利を行使することはできないが、ゆうちょ銀行については、「行旅死亡人等の郵便貯金の払戻しについて」(昭和29年4月1日 郵1業第304号 郵政省貯金居長通達)により取扱いが可能である。一方、銀行等においては同様の取扱いがないことから、故人口座に預けられている遺留金の活用が図られていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	128	03_医療・福祉	施行時特例市	茨木市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、「補装具費支給事務取扱指針について」(平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	障害者総合支援法における補装具費代理受領の法定化	介護給付費等と同様に都道府県等が指定した事業者に対して補装具費の代理受領が可能となるよう障害者総合支援法に規定した上で、同法第8条に基づき、不正を行った補装具業者からの不正利得の直接徴収を可能とする。	障害福祉サービスについては、例えば介護給付費について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)第29条第4項により、障害者に代わって都道府県等が予め指定した事業者への支払いが規定されており、同条第5項により、事業者への支払いは当該障害者への支給とみなすとされているところ、補装具費については、同様の規定が無く、代理受領について平成30年3月23日付の厚生労働省通知「補装具費支給事務取扱指針」に規定があるのみである。そのため、代理受領を行った補装具業者が不正に補装具費を受給した場合に、障害者総合支援法第8条に基づき不正を行った補装具業者から不正利得を直接徴収することができない(第8条に基づく不正利得の徴収は、補装具費の支給を受けた障害者本人からの徴収を規定しているため)。厚生労働省通知では、補装具費の代理受領について、各自治体は事業者と契約を交わすこととされており、不正受給への対策も契約によって行うべきとされていると思われるが、補装具業者数は多く、個々の契約のみで事務の適正を確保することには限界がある。(当市の補装具費の支給実績(令和元年度):障害者支給件数:408件、障害児支給件数:142件)	—
R2	129	09_土木・建築	都道府県	京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に入力された情報を有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。	社会資本整備総合交付金に係る整備計画書の提出、交付申請、事業報告、事後評価等の一連の業務については、国・地方自治体間で、入力、提出、審査等を電子化、共有化を図れるよう、平成30年度から社会資本整備総合交付金システム(以下、「SCMS」)が導入されたところ。 一方、国の事業課からは、概算要望(6月)、執行額調査(9月)、変更要望調査(10月)、執行額調査(12月)、変更要望調査(1月)の照会時に、SCMSに入力済みで、国において確認できる交付決定額や最終事業費等(約45項目)の回答が依然として求められている。照会の度に、各地方公共団体においてSCMSの数値を確認し、エクセル様式へ転記し回答する作業では、多大な労力を要している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	130	02_農業・農地	一般市	安城市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第3条第2項第5号	公共事業協力者に対する農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の見直し	公共事業により買収された農地の対償として、当該農地と同等面積の農地を取得する場合には、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件を満たさずとも、農地取得要件を得られることを可能としてほしい。	農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要であるが、農地法第3条第2項第5号において、権利取得後の農地面積の合計が50アール(北海道では2ヘクタール)に達しない場合は許可することができないこととされている。 当市では、約19アールの農地を有する耕作者から、道路の拡幅用地として約2アールの農地を買収した際、その対償として同等面積の農地を求められたが、下限面積要件が支障となり、当該兼業農家は代替農地を取得することができず、用地買収の隘路となった事例がある。 この耕作者は、代替農地を取得することによって、元々有していた面積と同等面積の農地を取得するにすぎないが、現行制度では取得出来ないこととなっている。 政令第2条第3項第2号では、農業委員会のあっせんに基づく農地の交換により権利を取得する場合には下限面積要件が不要とされているが、これと同様に、公共事業用地の対償として農地を取得する場合も、下限面積要件を不要としてほしい。 なお、下限面積要件については、農業委員会が別段の面積を定めた場合はその面積とすることが可能とされているが、別段の面積に係る省令の基準では、遊休農地が相当程度存在しなければ10アール未満に設定できないことなどが規定されており、公共事業用地の対償として農地を取得するケースにおいて活用できる制度とはなっていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	131	09_土木・建築	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	森林法第10条の15第4項第4号、第41条第1項及び第3項、地すべり等防止法第2条第4項、農林畜水産業関係補助金等交付規則、林業関係事業補助金等交付要綱、国有林補助治山事業実施要領	治山事業における複数年契約制度の導入	近年、山地災害が激甚化、多様化しており、大規模な山腹・溪間工事や地すべり防止工事が増加しているが、このような大規模工事は単年度での復旧は困難であり、複数年にわたることが多いことから、治山事業における複数年契約を可能とすること。	現状の制度では、治山事業は単年度事業とされているため、 ①単年で施工できる規模に工事箇所(内容)を分割発注せざるを得ず、毎年、入札事務が発生している(特に最近、技術者不足等により入札不調が多く、施工確保が困難となっている。) ②工事箇所(内容)を分割発注することにより、諸経費がかさむ。 ③資機材を現場まで運搬するための索道等の仮設工事においては、年度末に一旦撤去し、翌年度改めて設置しなければならない、時間と経費を要している。 ④地すべりの状況調査を民間委託しているが、年度当初には予算が執行できないことから、地すべりが発生しやすい年度変わりの融雪期(3月・4月)に継続した調査を行うことができない。 ⑤最近では、週休二日制の導入による工期の確保が困難となっている。 など、治山事業の実施に支障をきたしている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【金融庁(1)】【厚生労働省(2)】【農林水産省(1)】 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)及び墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。	—	預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化した事務連絡を、令和3年3月31日に厚生労働省・農林水産省・金融庁から発出した。	【金融庁】身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について(令和3年3月31日付け金融庁監督局銀行第一課事務連絡、令和3年3月31日付け金融庁監督局銀行第二課事務連絡、令和3年3月31日付け金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室事務連絡)【厚生労働省】亡くなられた身寄りのない方の預貯金の取扱方法の明確化について(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課連名事務連絡)【農林水産省】亡くなられた身寄りのない方の預貯金の取扱方法の明確化について(周知)(令和3年3月31日付け農林水産省経営局金融調整課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_127">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_127</a>	金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課 農林水産省経営局金融調整課
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (i)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・執行額調査等の照会について、令和3年度から、記載内容を簡素化するとともに、当該システムのエクスポート機能の活用等により運用の改善を図る。	—	<記載内容の簡素化・運用の改善> 令和3年度以降に行う調査において、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、例えば調査様式の項目の重複を省く等、記載の簡素化等を実施した。 <システム改修> システムのエクスポート機能を活用しやすくなるため、令和3年4月にシステムを改修した。	—	—	国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室
5【農林水産省】 (7)農地法(昭27法229) (v)公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、下限面積要件(3条2項5号)を満たさない場合であっても取得が可能となるよう、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法(昭55法65)18条)を作成・公告することができることを、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 あわせて、当該権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを、地方公共団体に令和2年度中に周知する。	—	【前段】公共事業により買収された農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得をすることについては、下限面積要件を満たさない場合であっても取得が可能となるよう、市町村が農用地利用集積計画を作成・公告することができることを通知した。  【後段】農地等の代替として同等の面積の農地等の権利取得が可能となるよう、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で下限面積を設定することができることを農林水産省HPにて周知した。	【農林水産省】公共事業により買収された農地等の代替としての同等の面積の農地等の権利取得について(令和2年12月21日付け農林水産省経営局農地政策課長通知) 農林水産省HP ( <a href="https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/wakariyasu.html">https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/wakariyasu.html</a> )	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_130">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_130</a>	農林水産省経営局農地政策課
5【農林水産省】 (6)森林法(昭26法249) 治山事業(10条の15第4項4号)については、国庫債務負担行為(財政法(昭22法34)15条)により複数年にわたる契約を締結した過去の事例と併せて、国庫債務負担行為の活用について、令和2年度中に都道府県に通知する。	—	治山事業について、国庫債務負担行為により複数年契約を締結した過去の事例と併せて国庫債務負担行為の活用について通知した。	【農林水産省】国庫債務負担行為等を活用した治山事業の円滑な実施について(令和3年3月19日付け林野庁森林整備部治山課長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_131">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_131</a>	林野庁森林整備部治山課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	132	02_農業・農地	都道府県	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	家畜伝染病予防法第6条	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。	平成30年9月に国内で26年ぶりに豚熱が発生したことを受け、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下、「防疫指針」という。)が改正され、豚熱の感染リスクが高い地域への法第6条の第1項による予防的ワクチンの接種が始まった。本県においても、令和元年10月の初回接種以降、毎月約8千頭にワクチン接種を実施している。 この豚熱のワクチン接種については、同法の規定により、都道府県の職員で獣医師である家畜防疫員が実施することとされている。また、ワクチン接種の対象家畜は、防疫指針において、接種区域内で飼養されている全ての豚等とされ、繁殖豚等は6か月間隔で、肥育豚(肉豚)等は子豚期に1回接種することとされており各農場で定期的に接種が必要となる。また、ワクチン接種による免疫効果を各農場で6か月毎に30頭以上を抽出採血し判定することが規定されている。 こうした豚熱のワクチン接種は、長期的かつ継続的な取組が求められており、本県では家畜保健衛生所職員の新たな業務として負担が増大し、他の家畜衛生業務に支障を来している。そのため本県では、民間獣医師を職員として臨時的に任用し、家畜防疫員に任命して対応しているが、それだけでは人員の確保が困難であるとともに、当該職員の報酬については全額県が負担しなければならないとなっている。昨今では、アフリカ豚熱の国内流入への懸念が高まっているところ。それらの疾病に家畜防疫員が適切に対処できる体制を維持するためにも、豚熱等のワクチン接種について家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とする必要性は高い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	133	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法施行令第4条第1項第2号イ、農地法の運用について(農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第2の1のイの(イ)のcの(a)及び(e)	農業の担い手が自身の住宅を建設する場合の特例の導入	地域の農業の担い手である認定農業者及び認定新規就農者(法人の場合はその役員を含む)が建設する自身の住宅については、農地法施行令第4条第1項第2号イの農業用施設に該当することとして取り扱うこと。	農業後継者が自ら所有する農地のうちから、必ずしも農地として条件がいいとはいえない農地において、自らの住宅の建設を計画したが、第一種農地であったため、建設できなかった。 農業後継者が転用が可能ない土地を有していない場合は、住宅に加えて住宅敷地の取得も必要となることから、農業後継者の確保の支障となっている。 農業者の高齢化に伴って、中山間地域では不耕作化・荒廃化が進んでおり、農業後継者を育成・確保していくことが重要となっているが、上記のように住居の確保に苦慮している農業後継者がいる状況である。「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長通知)によると、第一種農地の転用を許可できる場合として、農業用施設、都市住民との交流施設(農業レストラン等)、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設などの用に供する場合等が示されているが、住宅については既存集落に接続して設置されるものに限定されている。 しかしながら、農業者の住宅は、農機具置場や家畜小屋等を併設している場合も多く、単なる住宅としての機能のみならず、農業用施設としての機能も有しているため、農業用施設に該当することとして取り扱っていただきたい。 なお、対象を認定農業者及び認定新規就農者に限ることにより、転用が大幅に進むことを防ぐことができる。また、農業振興地域の整備に関する法律上の農業用施設としては位置付けないことにより、市町村において一定のゾーニングを図ることが可能である。	—
R2	134	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)別添第16の1(1)③及び第16の2(1)①	「農業振興地域制度に関するガイドライン」における農用地区域からの除外に係る要件の明確化	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号に該当している土地であっても、農用地としての必要性が失われている土地と認められる場合には農用地区域からの除外が可能であることを、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて明確化すること。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項において、農用地区域は「農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において」定めるものとされている。 この農用地区域を定めた農用地利用計画を変更するに当たり、市町村が法第12条の2第1項に基づく基礎調査を行った場合、その調査の結果、法第10条第3項各号の要件は満たすものの、上記の柱書の趣旨に照らして、農用地としての必要性が失われ、他の土地利用計画との整合性に鑑みても農用地以外の利用が適当と考えられる土地が発生することがある(例:一方は他の農地に面しているもの三方は市街地に囲まれている農地のような、農用地としての一体性は失われていないものの、経済事情の変化により市街地内に取り残されつつある一団の農地等)。 これを受けて、市町村においては農用地区域からの除外を検討したが、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の①においては、法第10条第3項各号に該当しなくなった場合、非農地に該当することとなった場合、開発行為の許可が不要な施設の場合についての変更は限定して記載されており、上記のような事例において、農用地区域から除外できるか明確に示されていない。 そのため、市町村においては、農用地区域から除外できるか判断できず、また、県としても相談を受けても除外の可否について適切にアドバイスできない状況が生じている。結果として、適切な土地利用調整が生えず、逆に農用地区域への宅地のにじみ出しが徐々に行われてしまい、他の土地利用計画とも齟齬が生じるなど、対応に苦慮している。 なお、ガイドライン第16の1(1)③イaによると、法第10条第3項各号に該当していたとしても、農用地区域に含めない場合も想定されていることから、状況の変化により除外することは可能と考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	135	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域制度に関する法律第12条の2、第13条及び第15条の2農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)別添第16の2(1)④	開発行為の許可不要施設の整備に係る農用地区域の変更にあたり基礎調査を前提としない旨の明確化	開発行為の許可が不要な施設を整備した際の農用地区域の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2による基礎調査を前提とせずとも計画が変更できることを、農業振興地域制度に関するガイドライン上、明確にすることを求める。	農用地において開発行為を行おうとする場合、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第1号から第12号に該当すれば、開発行為の許可は不要となる。 この場合、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の④により、「施設を整備中又は整備後に、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして農用地区域を変更すること」とされている。 ところが、当該農用地区域の変更が法第12条の2による基礎調査を行わなくても随時除外できるかどうかは、ガイドライン上に明確に記載されておらず、変更のタイミングの判断に苦慮しており、市町村からの問い合わせも年間で度々行われている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	136	02_農業・農地	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)別添第16の2(1)④	「農業振興地域制度に関するガイドライン」の記載事項の削除	農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2(1)④の記載から「(規則第37条)」の文言を削除すること。	農業地域の振興に関する法律第15条の2第1項柱書においては、農用地区域内において開発行為をしようとする者は都道府県知事等の許可が必要な旨が規定されているが、同項ただし書において、同項第1号から第12号までに該当する行為については、許可が不要とされている。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第35～37条においては、それぞれ法第15条の2第1項第1号、9号、11号の内容について詳細に規定している一方、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2(1)④においては、「法第15条の2第1項の規定による同項に規定する開発行為の許可が不要(規則第37条)であり、農地転用許可も不要なもの」と記載されており、当該記載により、上記法第15条の2第1項ただし書の規定にかかわらず、施行規則第37条(法第15条の2第11号)に該当する場合のみが対象となるとの誤解が生じており、市町村等の判断の支障となっている。 また、市町村から県に対しての当該規定に関する問い合わせも度々行われており、対応に時間を要している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【農林水産省】 (5)家畜伝染病予防法(昭26法166) 豚熱の予防的ワクチン接種(初回接種を除く。)については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、令和2年度中に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令2農林水産大臣)を改正し、家畜防疫員(53条3項)に加え、都道府県知事の管理下に置かれる一定の要件を満たす獣医師が実施することを可能とする。	—	豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を一部変更し、一定の要件を満たす民間獣医師によるワクチン接種(原則初回接種を除く)を可能にした。	【農林水産省】豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について(令和3年3月31日農林水産大臣公表)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_132">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_132</a>	農林水産省消費・安全局動物衛生課
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・市町村(特別区を含む。)の定める農用地利用計画(10条3項)については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、農業上の用途を指定して定めるものであることを明確化する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]	—	ガイドラインを改正し、農用地利用計画については、農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において、農業上の用途を指定して定めるものを加筆した。	【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_134">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_134</a>	農林水産省農村振興局農村計画課
5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)により農用地等とすることが適当でなくなった場合の農業振興地域整備計画の変更(13条1項)については、同計画に関する基礎調査(12条の2第1項)を実施する必要がないことを明確化する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]	—	ガイドラインを改正し、農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為により農用地等とすることが適当でなくなった場合の農業振興地域整備計画の変更については、同計画に関する基礎調査を実施する必要がないことを加筆した。	【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_135">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_135</a>	農林水産省農村振興局農村計画課
5【農林水産省】 (12)農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (ii)「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平12農林水産省構造改善局)については、以下のとおり改正する。 ・農用地区域内における開発行為の許可が不要な行為(15条の2第1項ただし書)については、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもの(施行規則37条)に限定されないことを明確化する。 [措置済み(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)]	—	ガイドラインを改正し、誤解を生じさせていた文言(施行規則第37条)を削除した。	【農林水産省】「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について(令和2年11月5日付け農林水産省農村振興局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_136">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_136</a>	農林水産省農村振興局農村計画課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	137	06_環境・衛生	その他	置賜広域行政事務組合	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金要綱	社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業について、交付要綱の交付対象は、下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている。しかし、現に一部事務組合が設置し維持管理を行っている複数のし尿処理施設を廃止し、当該一部事務組合の構成自治体が設置し維持管理を行っている下水道終末処理場にし尿受入施設を設置しようとする場合は、一部事務組合においてし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること	社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業について、交付要綱の交付対象は、下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている。しかし、現に一部事務組合が設置し維持管理を行っている複数のし尿処理施設を廃止し、当該一部事務組合の構成自治体が設置し維持管理を行っている下水道終末処理場にし尿受入施設を設置しようとする場合は、一部事務組合においてし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること。	当組合は、昭和46年より、A市を処理区域とするし尿処理施設と、B市、C町及びD町を処理区域とするし尿処理施設の2施設を運営している。下水道の普及及び人口減少により、し尿処理施設の処理量は処理能力を大きく下回り、また施設の老朽化により改築時期を間もなく迎えることから、経済性・効率性の観点で、上記し尿処理施設を廃止し、A市下水道終末処理場での一括処理を平成29年度から検討してきた。検討にあたり当該事業の活用を考えているが、事業の実施主体について、「下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている」と規定されていることにより支障が2点生じている。一点目は、し尿処理の事務は、当組合の設置により2市2町の権能から除外されている。交付要綱の規定通り、下水道担当部局がし尿受入施設の設置、改築及び維持管理をしなければならないとするならば、その権能を再び市町村に戻すこととなり、自治体の意思決定に反することとなる。二点目は、交付金要綱に沿って、下水道担当部局であるA市が事務局となり、協議会方式で施設を設置することになれば、施設がA市の財産となる。その場合、構成市町が多額の負担金を拠出する相手先が、一部事務組合ではないことで、構成市町の住民が将来にわたって公平に利用できるかどうか等、不要な懸念を生じさせる恐れがある。また、国土交通省水管理・国土保全局下水道部「下水道事業の広域化・共同化」によると、共同処理の事業主体の一つとして、一部事務組合も想定されている。以上のことより、当該事業の事業実施主体については、地域の連携の仕組みの実情に応じた施設管理を可能とするため、柔軟に解することを検討頂きたいというものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	138	03_医療・福祉	中核市	倉敷市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	次世代育成支援対策施設整備交付金の運用見直し	設計・施工一括発注するデザインビルド方式などの多様な施設整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金が活用できるよう、運用の見直しを行う。	本市児童センターのデザインビルド方式による建替事業において、厚生労働省に次世代育成支援対策施設整備交付金の申請を行う予定であったが、施設整備に係る同交付金は、契約前までに交付申請及び内示を得た上で、建設工事を同年度内に着工することが必要とのことであった。デザインビルド方式のように、設計と施工を一括発注する公民連携手法を採用した場合、設計期間によっては、建設工事が年度内に着工できず、交付金を受けることができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	139	02_農業・農地	一般市	生駒市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業委員会等に関する法律第18条第2項、農業委員会等に関する法律施行令第8条	農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌基準化	農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直すことを求める。	平成27年に農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)が改正され、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を担う推進委員が新設された。この推進委員の定数については、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされており、その基準として「農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)以下」とすることが政令において定められている。本市では、農地面積が628ヘクタールであるため、上限となる7人の委員を委嘱し、法第17条第2項の規定に基づき、各推進委員に担当区域を割り振った上で、利用状況調査、日常パトロール、集落座談会等の現場活動を行っていただいている。農業委員も現場活動を行うことが可能であるため、現状では、1地区ごとに農業委員と推進委員が2人1組になって協力して現場活動を実施している状況である。しかし、本市農地の特徴として、急峻な地域であり、不整形で小規模な農地(1筆当たりの面積が平均で約350㎡)や車が進入できない農地が多いため、高齢者が多い推進委員一人が、担当する区域内について調査等を行うのには非常に労力と時間がかかっている。推進委員を7人から10人に引き上げられれば、域内の地区割りを10地区として、推進委員一人一人の負担を軽減することが可能になると考えている。このように、農業委員会の運営体制や区域内にある農地の地理的状況等は地域によって様々であるにもかかわらず、現行の画一的な定数基準によって、農地等の利用の最適化の推進のための活動に支障を来していることから、地域の実情に応じて定数を決定することが可能となるよう、定数基準の参酌化を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	140	02_農業・農地	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	畜産経営の安定に関する法律、畜産経営の安定に関する法律施行規則、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱、肉用牛肥育経営安定交付金制度における標準的販売価格の算出に係る牛枝肉取引価格等の収集・提供の実施について、畜産経営の安定に関する法律施行規則第9条第1項及び第10条第1項の農林水産大臣が定める都道府県の区域ごとに標準的販売価格及び標準的生産費を算出する方法について	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	本県では、平成30年12月26日付け30農畜機第5252号-1に基づき、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25カ所の卸売市場以外の市場(県内外)から肉用牛の枝肉取引データの収集を行っているが、食肉市場によっては取引データの提供を断られている。その理由としては、市場において県別にデータを管理しておらず、複数の県からのデータ提供依頼を受けるため、県別のデータ抽出等の事務が煩雑になっているためである。また、県としても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集して、販売月の翌月15日までに国に報告することとなっているが、確認するデータの数が多く、事務負担が大きくなっている。当該交付金は、県内の生産者の経営の安定を図る上でも有意義な制度であるが、本年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、都道府県ごとのデータの収集は必ずしも必要ではなく、以上の事情からも非効率的になっているのではないかと考える。一方で、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、国または機構と市場だけでデータのやり取りをすることになるため効率的であり、市場にとっても制度の趣旨を十分に理解した上でデータ提供を行うことが可能となり、報告徴収権限等を有する国または機構からの依頼の方が十分なデータ収集が可能となると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	141	03_医療・福祉	中核市	八戸市、栃木県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第43条	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る一般会計繰出金の算定基準の見直し	法第37条第5項及び政令第43条を改正し、一般会計繰出金の算定に用いる「一般会計繰入金」に、貸付事務費のために繰り入れた額を含めることを認めていただきたい。	貸付金の管理を、システム化して、マイナンバー連携が必要な現状では、システム運用費や改修費等により、貸付に係る経費が増大している一方、高等教育修学支援制度施行により、全国の貸付実績の9割を占める修学資金、就学支度資金の需要が減っている。そのため、剰余金が発生し国への償還を行うこととなるが、その償還額の範囲で、一般会計への繰出を行う。しかしながら、この繰出金の算定については、「一般会計からの繰入金」を用いることになるが、この繰入金は、貸付金のためのものであり、事務費相当分は含まれていない。よって、一般会計繰入金で賄わなければならない事務費が増大しているにも関わらず、繰出金への算定に含まれていないことから、地方自治体の一般財源負担が増大している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-yosan.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省(15)】【環境省(11)】 社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の下水道広域化推進総合事業については、地方公共団体における汚水処理の広域化・共同化を促進する観点から、下水道事業を行う地方公共団体が、委託により他の地方公共団体と連携して当該事業を活用してし尿受入施設の運営を行っている事例等を調査した上で、地方公共団体に令和3年中に周知する。	—	【国土交通省】 令和3年3月に各地方整備局を通じて地方公共団体に事例等を周知済み。 また、令和3年4月に全国下水道主管課長会議にて説明。 なお、国土交通省下水道部HPにて、当該事例等を公表(令和3年4月) <a href="https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000577.html">https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000577.html</a>  【環境省】 国土交通省の調査結果「広域化・共同化の事例集」について、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対して周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼済。	【国土交通省】 広域化・共同化の事例集	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_137">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_137</a>	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課  環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【厚生労働省】 (31)次世代育成支援対策推進法(平15法120) (ii)次世代育成支援対策施設整備交付金(11条1項)については、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)を活用する場合の事前協議や交付申請手続に係る留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。	—	次世代育成支援対策施設整備交付金に関する質疑応答集(FAQ)(第1版)について(令和3年3月31日事務連絡)にて、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)を活用する場合の事前協議や交付申請手続に係る留意事項を明確化した。	【厚生労働省】次世代育成支援対策施設整備交付金に関する質疑応答集(FAQ)(第1版)について(令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設業務等調整室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_138">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_138</a>	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設業務等調整室
5【農林水産省】 (4)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農地利用最適化推進委員の定数の基準(施行令8条)については、令和3年夏を目途に政令を改正し、令和4年度から農業委員会ごとの農地等の状況に応じて配置できるよう緩和する。	—	農業委員会ごとの農地等の状況に応じて推進委員を配置できるよう、定数基準を見直す政令改正を行った。(「農業委員会等に関する法律施行令を改正する政令」(令和3年9月3日公布。令和4年4月1日施行、一部公布日施行。))	【農林水産省】「農業委員会等に関する法律施行令を改正する政令」(令和3年政令第248号) 【農林水産省】「農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和3年農林水産省令第53号)		農林水産省経営局農地政策課
5【農林水産省】 (11)畜産経営の安定に関する法律(昭36法183) 肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格(3条4項)の算出に用いる牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、都道府県に令和2年度中に通知する。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を令和2年度中に実施する。	—	牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し、その旨通知した。あわせて、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し、協力を依頼する等、必要な支援を行った。	【農林水産省】肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる牛枝肉取引データの収集等について(令和3年2月26日付け農林水産省生産局畜産部畜産企画課長通知) 【農林水産省】肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる牛枝肉取引データの収集等について(協力依頼)(令和3年2月26日付け農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_140">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_140</a>	農林水産省畜産局企画課畜産経営安定対策室
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	142	03.医療・福祉	中核市	八戸市、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第42条及び第43条、指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令、「中核市における母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関する事務処理について」(平成7年4月1日付け児発第37012号)	中核市における母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る法解釈の明確化	中核市移行時の事務移譲に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権譲渡について、市が一般会計から県へ支払う債権譲受額を、市の特別会計への一般会計繰入金とみなせる旨を明確化する。	中核市である本市の場合、国へ国庫貸付金の償還を行う際、中核市移行時に市が県へ支払う債権譲受額を、『市が一般会計から母子家庭等への貸付費として特別会計へ繰入れた額』とみなしていないため、特別会計の余剰金を一般会計へ繰出すことができない。しかし、他の中核市の中でも、中核市移行時の債権譲受額を一般会計からの繰入金とみなしているところもあり、中核市の間で取扱いが異なる。中核市移行市のための法文が整備されておらず、解釈が不明確なことから、適当な対応がわからず苦慮している。債権譲受額を『市が一般会計から母子家庭等への貸付費として特別会計へ繰入れた額』とみなさない取扱いは、厚生労働省に照会のうえ行っているものだが、仮にこの取扱いが誤りの場合、今年度は200万円弱の過大な国庫償還が発生することになる。また、中核市移行市の場合に、国が都道府県に貸付けていた額は国庫償還額の算定に反映されるのに対し、県が特別会計に繰入れていた額、つまり中核市移行時の債権譲受額が国庫償還額の算定に反映されないというのは、妥当ではないのではないか。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	143	01.土地利用(農地除く)	中核市	旭川市	法務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	民法第952条第1項、地籍調査作業規程準則第23条、30条	地籍調査実施主体への相続財産管理人選任請求権の付与	地籍調査対象土地の所有者が死亡しており、その所有者について戸籍上の法定相続人が存在しない又は法定相続人の全員が相続放棄している(以下「相続人不存在」という。)場合に、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与する民法第952条第1項の特則規定を国土調査法に設ける。	地籍調査とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。中でも筆界の調査は重要であり、筆界は土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」という。)の立会及び確認を得て調査を行うが、所有者等の立会及び確認が得られないときは原則として筆界未定となる。ただし、地籍調査作業規程準則第30条第3項の規定により、所有者等の所在が明らかでないため立会を求められない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、関係行政機関(登記所)と協議の上、所有者等の確認を得ずに調査することができる。他方、相続人不存在の場合には、左記の規定にいう「所有者等の所在が明らかでない」場合に文言上該当しないことから、民法第952条に基づく家庭裁判所への相続財産管理人の選任請求を行った上で、相続財産管理人の立会及び確認により筆界確認を実施せざるを得ない。当市では、所有権登記名義人の死亡後、相続登記がされないままその法定相続人が相続人なくして死亡してしまった土地につき、当該土地の名義人の親族等に相続財産管理人の選任請求を提案したが、費用面の問題を理由に断られ、更には検察官にも断られたため、相続財産管理人による立会及び確認を実施することができず、筆界未定として処理せざるを得なかった事例がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	144	09.土木・建築	指定都市	さいたま市、札幌市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第95条	建築基準法第95条の規定による再審査請求制度の廃止	建築基準法第95条の規定される再審査請求制度を廃止する。	再審査請求制度は、都道府県や市町村に設置された建築審査会の審査請求の裁決に不服がある場合、国土交通省に対し再審査請求ができる制度である。(申立人の利益)再審査請求は、裁決までに1年以上を要することが多い。また大多数を占める確認処分取消し等の申立は、審査期間中に建築物が完成することで却下裁決になっており、申立人の迅速な救済になっているとは言えない。建築審査会は、高度な法的・専門的知識を有する委員により構成されており、全国的に統一した法解釈を基に、地域社会の実態に配慮した実体的な裁決を実施している。建築審査会による審査請求は、裁判とは異なる簡易・迅速な手続きで市民の権利利益を救済する役割を果たしている。さいたま市における実績においては、審査請求の裁決結果が、再審査請求において認容裁決となる事例がなく、再審査請求が申立人の救済制度として有効であると言いきれない。(地方分権の趣旨に合致しない制度)建築行政が自治事務となった今日、国土交通省では、個別案件ごとに各地域の実態把握が難しく、そのために裁決に長時間を要していると思慮される。同様に再審査請求制度があった都市計画法は、地方分権の推進を図るため、平成12年に再審査請求制度が廃止されているが、現在まで著しい問題は発生していない。(自治体の事務の簡素化)以上を鑑みると、地方自治体は再審査請求に伴い発生する事務作業を空費している。	—
R2	145	08.消防・防災・安全	都道府県	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第20条	救助の実施に関して応援に要した費用を救援自治体から国へ直接請求すること	救援自治体が救助経費を支弁した場合に、被災自治体を經由せずに、救援自治体から国へ直接請求することができるようにする。	災害救助法に基づく救助の実施に関して、被災自治体の要請により救援自治体が救助経費を支弁した場合は、同法第20条の規定に基づき、被災自治体を經由して国に請求することとされているが、多数の救援自治体からの請求書類の確認等で被災自治体に事務負担が生じている。また、被災自治体の判断によって求償対象となる業務が異なる場合(例:保健師による戸別訪問活動を対象とする/しない)があつたほか、発災当初に国に対して対象となることを確認したにもかかわらず、事後の国の精算監査において国から対象外と指摘があり返金の処置が必要となった事例がある(例:管理職員特別勤務手当)など、求償対象経費の精査のために事務がより煩雑となっている。その他、事態の長期化や被災自治体の行政機能の喪失等により、被災自治体を經由して国に請求することが困難な場合も想定される。	—
R2	146	03.医療・福祉	一般市	松戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法112条	国民健康保険料の還付に必要とされる戸籍の無料化が可能であることの明確化	相続人に対する国民健康保険料の還付に係る相続関係確認資料としての戸籍証明書発行手数料を無料とすることが可能であることの明確化。	被相続人の国民健康保険料の還付において、本市では、相続関係を確認するため、担当課にて確認がとれない場合は、請求者である相続人自身に相続関係書類の添付を依頼しているが、法定相続情報証明書等が発行が不可である場合、出生から死亡までの一連の戸籍証明書にて確認を要する。その際、転籍等により複数の戸籍証明書取得が必要となるケースが多く、相続人への発行手数料の負担が生じている。住民からの手数料が負担であるとの声や、手数料負担から還付手続きをされない方もいるが、過去に相続人の詐称からトラブルに発展した事例もあるため、担当課にて確認が取れない以上は、還付請求者である住民へ書類添付を依頼している状況である。なお、国保給付における同様の手続きについて、国保法112条の規定により、相続人は無料で戸籍取得可能であり、年金の裁定請求時においても無料で取得可能である。このことから、国保料の還付についても、無料で取得可能とし、住民の負担を軽減させたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (26) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) ( i ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に係る国庫償還額等(37条2項、5項及び6項)については、指定都市及び中核市(以下この事項において「指定都市等」という。)が都道府県から母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権を譲り受ける際に支払う金額を、当該指定都市等による特別会計への繰入額の総額に含めて算定することが可能であることを明確化し、都道府県及び指定都市等に令和2年度中に通知する。	—	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に係る国庫償還額等の算定において、指定都市等が都道府県から母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権を譲り受ける際に支払う金額を、当該指定都市等による特別会計への繰入額の総額に含めて算定することが可能であることを明確化し、通知した。	【厚生労働省】母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金の運用について(令和3年1月22日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_142">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_142</a>	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
5【法務省(3)】【国土交通省(5)】 国土調査法(昭26法180) 地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程準則(昭32総理府令71)30条)については、登記簿上の土地の所有者が死亡し戸籍上相続人のあることが明らかでない場合(相続人全員が相続放棄をした場合を含む。)も、同条4項の「土地の所有者の所在が明らかでない場合」に該当することを明確化するため、「土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査要領」(平23国土交通省土地・水資源局)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—	土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合の筆界の調査について、調査要領を改正し、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】「土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合における筆界の調査要領」の作成について(令和3年1月29日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_143">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_143</a>	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (20) 国民健康保険法(昭33法192) ( ii ) 国民健康保険料の還付に係る戸籍謄本等の交付手数料については、保険給付に係る戸籍に関する無料証明の規定(112条)にかかわらず、市区町村の条例により免除することを定めることが可能である旨を、全国会議を通じ、令和2年度中に市区町村に周知する。	—	全国高齢者医療主管課(部)長、国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者広域連合事務局長会議(令和3年3月8日開催)において、国民健康保険料の還付に係る戸籍謄本等の交付手数料については、保険給付に係る戸籍に関する無料証明の規定(112条)にかかわらず、市区町村の条例により免除することを定めることが可能である旨を周知した。	【厚生労働省】全国高齢者医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議について(令和3年3月8日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長、厚生労働省保険局高齢者医療課長連名事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_146">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_146</a>	厚生労働省保険局国民健康保険課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	147	09_土木・建築	町	明和町、長野原町、玉村町、千代田町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第33条第1項から第3項、都市計画法施行令第25条第5号、第29条の2第2項	開発許可における道路の歩車道の分離に係る基準について地方公共団体が条例で緩和することを可能とする見直し	都市計画法第33条第1項に規定する開発許可の基準のうち、「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること」としているものについて、地方公共団体が開発区域の区域区分・地域地区等の実態や、区域内の道路及び周辺建築物の配置(予定)状況、その他の地域の実情を十分に勘案した上で、工業団地の造成等により設置される道路で歩行者の通行の用に供することが想定されないものについては、幅員9メートル以上であっても歩道の設置を不要とすることが可能となるよう、当該基準を条例で緩和できるようにしてほしい。	都市計画法に基づく開発許可制度では、同法施行令第25条第5号の規定により、道路に関する基準の1つとして「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること」とされている。この基準は条例で強化することが可能だが緩和することは出来ず、住宅団地や商業団地は勿論のこと、工業団地の造成についても、全国一律で最低限従わなければならないものとなっている。当町は企業誘致に力を入れており、大規模な工業団地造成を推進しているが、団地内に大型トレーラー等が安全に通行できる幅員9メートル以上の道路の新設を検討する際、周辺の状況から不要であると思われる場合であっても歩道を設置しなければならず、開発区域内の用地の有効活用に支障が生じている。また、当該道路に接する敷地に工場を立地する企業等にあつては、より一層周辺への安全対策に配慮した措置をとらなければならない、道路管理者である当町でも、歩道に適した維持管理が必要となることで、財政面での負担も大きくなる。工業専用地域に位置する当該工業団地の周辺は、農地が広がる市街地調整区域になっており、住宅や商業施設、学校施設、医療福祉施設等からは一定程度離れていることから、地域住民が歩行者として立ち入ることがない状況である。また、団地内の企業に勤務する者は自動車を移動手段としており、先述の地理的状況からも、通勤等で各敷地間の道路を歩いて利用することは想定されない。なお、開発区域内の道路について一律に歩道を設置しないというわけではなく、例えば団地の外周など一部の道路だけに歩道を設置し、歩行者の導線を誘導する等の措置をとることで、歩行者の安全性や利便性を担保することが可能であると考えている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	148	11_その他	一般市	大村市	総務省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条	自衛官等の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの法定化	地方公共団体は、国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があつたときは、「住民基本台帳の一部の写し」を提供することができる旨住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定することを求める。	毎年自衛隊から自衛官等の募集を目的とした募集対象者の住民基本台帳の一部の写しについて提供依頼があるが、住民基本台帳法には当該台帳の写しを提供できる旨の規定がないため、当市は当該台帳の閲覧に対応している。しかし、自衛隊からは自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条を根拠に資料として当該台帳の一部の写しの提供を求められており、その都度対応に苦慮している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	149	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成対象拡大	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、通院治療を助成対象とすること。	【制度改正の必要性】 本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。その原因の一つとして、本事業は過去12月以内に4月入院して初めて医療費が助成されるものであるが、現在のがん治療は通院治療が基本であり、12か月以内に4月以上入院するケースは非常に稀であることが挙げられる。そのため、より実態に即した制度とするため、通院治療を助成対象とすることが必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
R2	150	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の制度簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、事務の簡素化に資するよう、保険法令上の特定疾病給付対象療養の位置づけを変更し、患者が理解しやすい明快な制度とすること。また、これにより保険者による所得認定を不要とし、速やかな認定を可能とするともに、医療機関や患者の負担となる「入院医療記録票」を廃止すること。	【制度改正の必要性】 本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、次の支障が生じている。 【支障事例】 ①重篤な患者を対象としているにも関わらず、認定に時間を要するため、当県では、申請者が認定手続中に死亡し、助成を受けられないケースが発生した。 ②申請書類が年齢及び所得区分等により異なり、複雑である。また、「入院医療記録票」の作成・交付が医療機関の負担となっている。 【医療機関及び患者からの意見・要望等】 ・厚生労働省は、患者の拾い上げや説明を医療機関の役割としているが、医療機関がそれを行うことは容易ではなく、医師と事務方が協力して、患者を発見するための体制を整える必要がある。対象患者がほぼゼロに近い本事業のために、大きな労力をかけることはできない(医療機関) ・所得要件がある限り、医療機関が対象患者を容易に把握することはできない。(医療機関) ・もう少し単純で、申請のメリットを感じられ、高齢者でもわかりやすいものにして欲しい。(患者)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
R2	151	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請書類等の簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	【制度改正の必要性】 本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、次の支障が生じている。 【支障事例】 ①重篤な患者を対象としているにも関わらず、認定に時間を要するため、当県では、申請者が認定手続中に死亡し、助成を受けられないケースが発生した。 ②申請書類が年齢及び所得区分等により異なり、複雑である。また、「入院医療記録票」の作成・交付が医療機関の負担となっている。 【医療機関及び患者からの意見・要望等】 ・厚生労働省は、患者の拾い上げや説明を医療機関の役割としているが、医療機関がそれを行うことは容易ではなく、医師と事務方が協力して、患者を発見するための体制を整える必要がある。対象患者がほぼゼロに近い本事業のために、大きな労力をかけることはできない(医療機関) ・所得要件がある限り、医療機関が対象患者を容易に把握することはできない。(医療機関) ・もう少し単純で、申請のメリットを感じられ、高齢者でもわかりやすいものにして欲しい。(患者)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (12)都市計画法(昭43法100) 開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、道路に関する基準(施行令25条1号から5号)については、地方公共団体が歩道の設置の要否等を地域の実情に応じて判断できるよう、以下のとおりとする。 ・予定建築物等の敷地に接する道路の幅員に係る基準(同条2号)について、条例により緩和している事例を地方公共団体に令和3年中に周知する。 ・歩車道を分離しなければならない道路の幅員に係る基準(同条5号)について、制度の運用実態や地方公共団体の意向等を調査した上で、当該基準を条例により緩和できるようにすることも含め、当該基準の在り方について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	・予定建築物等の敷地に接する道路の幅員に係る基準を条例により緩和している地方公共団体の一覧について、地方公共団体に周知するとともに、開発許可担当者会議等を通じて、条例により緩和している事例を周知した。	—	—	国土交通省都市局都市計画課
5【総務省(6)】【防衛省(1)】 自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81) 自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—	自衛官等の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合について、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、令和3年2月5日付けで地方公共団体に通知した。	【総務省・防衛省】自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)(令和3年2月5日付け防衛省人事教育局人材育成課長、総務省自治行政局住民制度課長連名通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_148">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_148</a>	総務省自治行政局住民制度課 防衛省人事教育局人材育成課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (38)肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類については、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、令和3年度から記載事項を簡素化する。	—	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における医療費助成の申請書類について、申請者及び医療機関の負担軽減を図るため、当該事業の見直しに合わせ、記載事項を簡素化することし様式を改正のうえ、令和3年3月31日付けで地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正について(令和3年3月31日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_151">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_151</a>	厚生労働省健康局がん・疾病対策課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	152	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて	指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者等の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	【制度改正の必要性】 患者が受診を希望する医療機関を申告することとなり、緊急その他やむを得ない場合を除き当該医療機関以外での診療等は医療費助成の対象とならない。 また、受診を希望する医療機関を追加、変更する場合は、その都度、保健所において変更手続を行う必要があるため、患者及び患者の親族にとって負担となっている。 なお、平成27年提案募集において同様の提案がなされ、当該提案を受けて平成28年2月4日付けで厚生労働省健康局難病対策課長より「医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等に係る特定医療費の支給について」が発出されている。同通知では、「緊急その他やむを得ない場合」については手続が遅延した場合が含まれると解して差し支えないほか、実施主体である各都道府県により、患者の個別の事情に応じた判断が可能であることが示されているが、患者が受診する医療機関の変更等を希望する場合、変更申請が必要であることは変わりないことから、本提案の支障は解消しない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	153	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度本県提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がおこなわれているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	【制度改正の必要性】 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。 ②実効性のあるシステムの導入 指定難病において、オンラインデータベース導入の検討がされているが、導入に際しては医療機関及び自治体にとって過度の負担とならないよう検討を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	154	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	各自自治体で実施する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることとなった。 しかし、導入されたシステムにはIDパスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	【制度改正の必要性】 月あたりのID・パスワード発行申請は、10件前後であり、発行に要する時間も1件あたり5分程度であるため、大きな負担のあるものではない。 しかし、類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムでは自動発行機能が搭載されており、あえて自治体職員が手作業で発行する意義に乏しい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	155	03_医療・福祉	中核市	宮崎市、沼津市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領(精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について平成7年9月12日付け健医発第1132号厚生省保健医療局長通知の別紙)	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領に基づく障害者手帳申請書の押印省略	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、別紙様式1に「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする」との文言を追加する等、精神障害者保健福祉手帳申請書の押印の省略が可能であることを明確化する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第1条の2は、障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として定められているが、精神障害者保健福祉手帳申請書の様式において、申請者(精神障害者本人)及び申請書を提出した者の押印が必須となっていることで、押印漏れにより事務処理が滞ることがある。 なお、本市では年間約2,250件の手帳の申請を受け、交付を行っている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	156	02_農業・農地	中核市	宮崎市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第23条	農地中間管理事業の効率的な運用と精度向上のための農地情報公開システムの共同利用	「農地情報公開システム」を農地中間管理機構においても使用可能としていただきたい	改正農地法施行に伴い「農地情報公開システム」が整備され、全国の農業委員会において農地情報の登録(当該システムへの情報の集約)が行われているが、もともと当概システムは農地中間管理機構による農地集積・集約化を進めることを目的の一つとして整備されたものであった。 一方で、農地中間管理機構が農業の担い手に対し農地を貸付けた(配分した)際、貸付け(配分)後の情報については、本市の場合、県が公告し、本市の市長部局が通知を受け、その通知をもとに農業委員会事務局が当該システムに情報を入力するという流れとなっている。 農地中間管理機構又は市長部局において入力すれば、県での公告及び市長部局への通知、さらに農業委員会事務局での入力省略され、かつ、中間管理事業が推進されれば膨大な数の農地情報の整備が不可欠となる中で、精度が格段に向上し、さらに農地情報がシステムに即座に反映される等、当初のシステム整備の趣旨のとおり運用となることから、是非とも農地中間管理機構においても当該システムを使用可能としていただきたい。	—
R2	157	11_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第33条及び同条第2項～第4項、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条及び第42条	マイナンバーカード交付前に仮暗証番号を設定することによる窓口対応時間の短縮	マイナンバーカード交付の際に行われる暗証番号の設定について、事前に仮暗証番号を設定した上で交付することを可能とする。	現在、マイナンバーカードの暗証番号はカード交付時に本人が設定することになっているが、窓口の滞留等から住民の待ち時間を増加させている。このコロナ禍の中、3密を回避する点からも窓口対応の時間を短縮させ、混雑させないための取り組みを進めていくことは重要な課題である。 このことから、J-LISや市区町村職員等でカードに「仮暗証番号」を設定した状態で交付し、交付後に被交付者(カード交付を受けた住民)がマイナポータル又は利用者クライアントソフトで変更する運用となれば、窓口対応の時間短縮はもとより、住民や市区町村窓口職員の負担軽減につながると考えられる。 なお、暗証番号の変更については、操作方法等に関する住民からの問い合わせが増えることが懸念されるが、ホームページでの周知やコールセンターでのマニュアル化された対応等により事前に防げるものと考えている。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (37) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii) 指定医療機関の中から指定難病患者が特定医療を受けるものを定め、医療受給者証へ記載する事務(7条3項及び4項)の在り方については、指定難病患者の利便性の向上及び都道府県等の事務負担の軽減を図る観点から、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (53) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii) 指定難病患者が特定医療を受ける指定医療機関を医療受給者証に記載する事務(7条4項)については、指定難病患者及び都道府県等の事務負担を軽減するため、包括的に記載することを可能とする。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律」(令和4年法律第44号。令和4年5月20日公布・施行)により、難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項を改正し、医療受給者証について、指定難病の患者が特定医療を受ける指定医療機関を包括的に記載することが可能である旨を明確化するとともに、同日、改正内容に関する通知(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律による児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正等について(令和4年5月20日厚生労働省健康局長通知))を発出した。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための法律の整備に関する法律による児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正等について(令和4年5月20日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】「特定医療費の支給認定について」の一部改正について(令和4年5月20日付け厚生労働省健康局長通知) 【厚生労働省】「特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて」の一部改正について(令和4年5月20日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_152">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_152</a>	厚生労働省健康局難病対策課
5【厚生労働省】 (37) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i) 臨床調査個人票(6条1項)及び指定難病患者データベースについては、都道府県等及び指定医の負担を軽減する方向で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会における議論を踏まえ、記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長)及びデータの登録に係る事務の簡素化等について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【厚生労働省】 (37) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iv) 都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修(施行規則15条)については、都道府県等の負担軽減を図るため、都道府県等の意見を踏まえつつ、オンライン研修の登録方法の見直しについて検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (53) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i) 都道府県知事等が行う指定医の指定に係る研修(施行規則15条1項)については、都道府県等の負担を軽減するため、オンライン研修システムに研修の受講に必要なID及びパスワードを自動で発行する機能を搭載し、その旨を都道府県等に通知する。 [措置済み(令和3年7月14日付け厚生労働省健康局難病対策課難病企画係事務連絡)]	難病指定医のオンライン研修システムに、研修の受講に必要なID及びパスワードを自動で発行する機能を搭載するシステム改修を行い、令和3年6月17日付け及び同年7月14日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】難病指定医向けオンライン研修サービスの改修について(令和3年6月17日付け厚生労働省健康局難病対策課難病企画係事務連絡) 【厚生労働省】難病指定医向けオンライン研修サービスの改修について(その2)(令和3年7月14日付け厚生労働省健康局難病対策課難病企画係事務連絡)。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_154">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_154</a>	厚生労働省健康局難病対策課
5【厚生労働省】 (14) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神障害者保健福祉手帳の申請(45条1項)については、令和2年中に精神障害者保健福祉手帳制度実施要領(平7厚生省保健医療局長)を改正し、押印を不要とする。	—	精神障害者保健福祉手帳の申請について、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、押印を不要とした。	【厚生労働省】押印を求める手続の見直しのための通知様式等の改正について(令和2年12月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_155">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_155</a>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	158	11_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する省令第22条	マイナンバーカード申請時の顔写真の事前判定実施による事務の効率化	マイナンバーカード申請の際の顔写真判定をデジタル化し、受付の可否をオンラインで申請時に確認可能とすることを求める。	住民や市区町村職員が撮影した顔写真は、J-LISにおいて写真審査を行っているが、審査は目視等により行われているため、審査する者によって受付可否の判断が異なる(不備の理由がわからない場合もある)。そこで、客観的かつ合理的に顔写真を判定するため、顔認証システムのような判定ツールを利用し、撮影時にオンライン等で事前確認ができるようにしてほしい。 ※役所まで来訪したにもかかわらず、職員が撮影した顔写真が受付されないとクレームとなることがあるため。	—
R2	159	03_医療・福祉	一般市	大田市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条及び第29条	施設型給付費及び地域型保育給付費の審査・支払に関する事務の連合会委託を可能とすること	子ども・子育て支援新制度は介護保険などの保険制度をモデルとして制度設計されており、施設型給付費等についても保険制度と同様に法定代理受領方式がとられている。事務の効率化の観点や、今後、給付業務に係る全国システムが立ち上がることを踏まえ、保険制度に倣い施設型給付費等の審査・支払に関する事務について、国民健康保険団体連合会に委託可能とする旨を子ども・子育て支援法に追加する。	子ども・子育て支援法は施行後5年が経過するが、毎年制度改正が行われており、市町村における改正対応の事務負担が大きい。複雑な制度が毎年改正される中で、事務処理を体系化していくことも儘ならない自治体においては、職員の異動によってノウハウの喪失も生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	160	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4項第1号のロ、第6号の二	家賃低廉化補助に係る制度の見直し及び当該補助対象者の基準の緩和	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第3項第9号に規定される住宅確保要配慮者専用賃貸住宅について、補助要件として、同要綱第4項第6号のニに賃貸人が賃借人から権利金、謝金等の金品を受領しないことを規定しているが、地域の実情に応じて、内容及び金額の上限を設定した上で、それらを賃貸の条件とすることを可能とする規制緩和を求める。 また、同要綱第4項第1号のロに規定される入居世帯の所得要件について、家賃相場が高い地域においては、所得上限を公営住宅法の裁量世帯水準とするよう、規制緩和を求める。	「住宅市場動向調査(国土交通省2018年)」によると、平成30年度における更新手数料及び礼金有りの物件は、首都圏では7割近く上るとされている中、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての登録について、不動産店や物件オーナーからは、補助要件に当てはまる賃貸条件とした場合、通常は得られる更新手数料や礼金が得られず、収入低下につながり、メリットを感じられないという声が多く寄せられていることから、補助を受ける物件の増加を阻む要因の一つとなっていると推測でき、結果として、十分な住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を確保が難しい状況にある。 また、首都圏においては、家賃相場が高く、新耐震基準を満たし複数人で居住できる住宅は月10～12万円程度が相場で、家賃低廉化補助を受けたとしても「月額所得15万8千円以内」という利用者要件があるため、住宅費の負担割合が高くなり、住宅確保要配慮者とのマッチングに支障をきたしている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	161	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第15条、民法第896条、第898条	公営住宅における単身入居者死亡後の残置物の処分に関する規制緩和	公営住宅の単身入居者が住宅に家財を残したまま死亡し、相続人の存在が明らかでない場合、残置物の処分については、民法の規定による相続財産管理人選任の申立てにより対応することとなるが、手続きに多くの時間と費用が発生し、公営住宅の効率的な運用が困難な状況にあるため、残置物の処分がより円滑に行えるよう、一定期間を定めて保管した後に処分ができる規定の整備を求める。	区営住宅等は公営住宅法第15条に基づき、住宅の適正かつ合理的な管理が求められ、限られた住戸を効率的に運用する必要があるが、民法等の規定により残置物の処分が出来ない住戸があることで、効率的な運用を行なうことが困難な状況にある。現在、残置物により入居募集ができない住戸が7戸存在し、数年が経過している住戸もあり、区民からは対象住戸の募集を行なうほしいとの要望も多く寄せられている。 また、住宅に残された家財等(残置物)の移動等に関する対応方針(案)については、国土交通省住宅局より平成29年1月25日付国住備105号により示されたが、残置物を移動させた場合においても移動先の保管費等が生ずることになり、処分までの期間が不明確な前提条件では、区としては負担のリスクが高い。本件は、他自治体も同様の課題を抱えており、今後対応を検討するうえでも、統一的な見解を基に各自自治体で対応する必要がある。	—
R2	162	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条第1項、第2項、第3項、第8項、第15項、第17項、建築基準法施行令第130条の4、都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条等	公園施設として設置される管理事務所・倉庫等について建築基準法第48条の特例許可を不要とする見直し	都市公園の区域内に専らその管理運営の用に供する公園施設として設けられる管理事務所・倉庫等の建築物について、第一種低層住居専用地域等において建築基準法第48条に基づく特例許可を行わずに建築することが可能となるよう、建築基準法別表第2(イ)に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物」又は建築基準法施行令第130条の4に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物」に加えてほしい。	ある特別区の用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域が区域全体の約75%を占めており、建築できる建築物の用途が厳しく制限されている。用途地域と合致しない建築物の建築に当たっては、用途地域の変更によることも考えられるが、局地的に1つの建築物の建築を認めるために、都市計画法上の手続を要する用途地域変更について時間をかけて行うことは現実的ではない。特例許可に当たっては、建築基準法第48条第15項に基づき、原則「あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない」とされているが、これらの手続は、利害関係者(近隣住民等)への説明会等による事前調整や、特定行政庁における関係部署を交えた庁内での許可事前相談も含めると、区では最低でも8ヵ月程度を要している。 都市公園の区域内に設置する専らその管理運営の用に供する管理事務所や倉庫等についても、用途地域と合致しなければ特例許可の手続が必要であるため、周辺住民が設置を求めるものであっても迅速に設置を行うことが出来ない。また、公衆便所及び休憩所については、建築基準法施行令第130条の4第3号に基づき「近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所」として第一種低層住居専用地域内に建築できるようになっているが、管理事務所や倉庫等については現状認められていないことから、一の都市公園において、公園施設の一体的な整備を行う上で支障となっている。実際に、公園管理に協力する地域住民から管理用倉庫の設置希望があったが、特例許可の手続きに要する時間と改修スケジュールが合致せず、断念したケースがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
5【国土交通省】 (3)建築基準法(昭25法201) (iii)都市公園の管理施設(都市公園法(昭31法79)2条2項8号)については、特例許可の実績等を踏まえながら、周辺の市街地環境への影響等について整理した上で、当該施設の迅速な整備に資するよう、適切な用途規制の在り方について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【国土交通省】 (2)建築基準法(昭25法201) (i)都市公園の管理施設(都市公園法(昭31法79)2条2項8号)のうち、近隣に居住する者の利用に供する公園の管理のために設ける管理事務所及び倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令130条の4第2号)として、特定行政庁の許可(48条1項、2項、3項及び8項)を得ずに、第一種低層住居専用地域等において建築できることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)]	都市公園の管理施設(都市公園法(昭31法79)2条2項8号)のうち、近隣に居住する者の利用に供する公園の管理のために設ける管理事務所及び倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令130条の4第2号)として、特定行政庁の許可(48条1項、2項、3項及び8項)を得ずに、第一種低層住居専用地域等において建築できることを明確化し、地方公共団体に通知。	【国土交通省】建築基準法における公園内に設ける管理事務所及び倉庫の取扱いについて(技術的助言)(令和3年10月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_162">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_162</a>	国土交通省住宅局市街地建築課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	163	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第48条、都市公園法第2条第2項、第5条の2、第5条の3、第5条の4、第5条の5、第5条の6、都市公園法施行令第5条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条、第7条、第8条等	公園施設として設置される建築物について建築基準法第48条の特例許可を弾力的に行えるようにする見直し	建築基準法第48条による特例許可について、利害関係者からの公開による意見聴取及び建築審査会の同意の要否や実施方法を、条例又は規則で定めることにより柔軟に決定できるようにしてほしい。もしくは、当該特例許可について、Park-PFI等の官民連携手法を用いて建築する場合には、実施方針策定や事業者選定に支障が出ないように、策定等の手続と並行して、特定行政庁が定める住民との合意形成等を担保する手続を公園管理者が行うことをもって、意見聴取及び審査会同意に代えることができるようにしてほしい。	ある特別区では、公共施設等総合管理計画において、公共施設の整備にあたっては民間の知恵と力を最大限活かすことを基本方針に掲げ、官民連携の推進を各分野において展開することを目指しており都市公園の整備においても、区民ニーズを踏まえた上質なサービスの提供と財政負担の軽減化を図るため、民間活力の導入の検討が必要と考えている。同区の用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域が区域全体の約75%を占めており、建築できる建築物の用途が厳しく制限されている。用途地域の建築規制で原則認められない建築物の建築に当たっては、用途地域の変更によることも考えられるが、局地的に1つの建築物の建築を認めるために、都市計画法上の手続を要する用途地域変更について時間をかけて行うことは現実的ではない。また、特例許可に当たっては、建築基準法第48条第15項に基づき「あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない」とことされているが、この要件について、建築物の用途や建築手法に応じて特定行政庁がその要否を柔軟に判断することや、弾力的な方法で運用すること等は法令上定められていない。同区ではスポーツ施設の充実に対する区民のニーズが大きいことから、区が取得した大規模な国家公務員宿舎跡地を活用して、Park-PFIやPFI等の官民連携手法により、団体競技で使用可能な区民向けの一定規模の観客席付き体育館を含む都市公園の整備を計画しているところである。建築に当たっては用途地域の特例許可が必要となるが、意見聴取及び審査会同意の手続は事業者及び事業計画が決定してから行わなければならないため、民間事業者は公募手続を経て選定された後で事業計画の見直しや中止等を迫られることが想定される等、その後の事業の円滑な実施に支障が生じる可能性がある。このことを理由に公募への参加を躊躇する民間事業者も多いことから、住民のニーズが大きいにも関わらず、民間のアイデアやノウハウを活用した魅力的な都市公園の整備に支障をきたしているものとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	164	03_医療・福祉	指定都市	川崎市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第30条の5第3項、第7項	子ども・子育て支援法に定める施設等利用給付認定等の事務の簡素化	教育・保育給付に係る2号認定又は3号認定を受けている子どもは、申請不要で施設等利用給付認定を受けたものとみなされるため、通知も同様に、みなし認定に係る通知書の交付を省略し、教育・保育給付認定の通知に施設等利用給付認定を受けた旨を記載することで通知したものとみなすことを可能とする。	子ども・子育て支援法第30条の5第7項に規定する施設等利用給付認定の「みなし認定」について、保護者の負担軽減の観点から教育・保育給付認定(2号・3号)を受けた者は施設等利用給付認定申請(新2号・新3号)を要しないこととされているが、対象となる者に施設等利用給付認定の通知書を交付することとされている。本市ほか保育所等の保育児童が多い自治体については、交付対象となる者が多くなるほか、施設等利用給付認定の対象とならない児童(保護者が育休から復帰しない場合、認可保育所等・企業主導型保育事業の入所児童等)について、事前又は事後の確認等の事務負担が発生している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	165	06_環境・衛生	指定都市	広島市、広島県	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	財政法第14条の3、繰越(翌債)事務手続の一部改正について(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)、地方創生汚水処理施設整備推進交付金要綱	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越事務手続の簡素化の徹底	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越(翌債)事務手続について、添付書類の撤廃など、事務の簡素化の徹底を図るよう求める。	繰越(翌債)事務手続については、「繰越(翌債)事務手続の一部改正について」(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)により、繰越(翌債)事務手続の簡素化が図られているところであり、明許繰越し及び翌債の承認手続における申請書類は、「①繰越計算書、②箇所別調査及び理由書、③審査表」とされており、地図、工程表その他の添付書類は提出不要となっている。これらの簡素化の取組は、現場での繰越手続等が非効率を招かないようにする観点から実施されたものだが、各省各庁の長から繰越に関する事務を委任されている支出負担行為担当官により求められる事務手続が異なる。支障事例である農業集落排水施設整備事業(支出負担行為担当官は農政局)においては、図面、工程表、経緯書などの本来提出が不要な書類の作成・提出を求められており、経緯書は、繰越事由の発生日や内容等を時系列で整理するように、農政局から指示を受けているが、これらの書類は本来財務省への提出が不要と考えられる。具体的には、繰越承認申請書類(図面、工程表、経緯書含む)の作成には1週間程度要しており、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで1か月半程度を要している。その一方で、特定環境保全公共下水道事業(支出負担行為担当官は県)においては、地図、工程表その他の添付書類の提出は求められていない。こちらは、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで約2週間程度である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	166	06_環境・衛生	指定都市	広島市、広島県	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の早期着手の実現	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る交付決定の効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。	地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、同交付金交付要綱に基づき、交付申請を行い、所管省庁(農林水産省、国土交通省、環境省)の交付決定通知を受けたくうえで汚水処理施設(農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽)の整備事業を推進している。交付決定の効力は交付決定日以降に生じることとなるが、農林水産省、環境省事業では6月上旬に交付決定通知がなされ、この場合の事業期間は約10か月(6月～翌年3月)となる。また、当該交付金要綱では、交付決定前事業着手に関する規定がなく、その効力を年度当初(4月1日付け)から生じさせることができない状況となっている。特に、農林水産省の事業については、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備(道路下に管渠を布設する工事)を行っているが、以下のような事例で支障が生じている。(支障事例)交付決定日が6月となるため、約2か月工事を実施することができず、年度内での予算執行の観点から、場合によっては工事の分割発注を行うこともあり、これにより発注事務が煩雑となる。また、管渠の布設工事を行う場合には、地元の方々と道路の通行規制や工程などの調整を行いながら事業を進めている。分割発注を行うことにより、工事箇所が近接した工区では、地元との調整に加え、施工業者同士の調整が必要となるなど、調整が複雑化することとなる。こうした調整により時間を要するなど、円滑な事業実施に影響が生じている。以上、本事業は、複数の類似施設(農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽)を連携して一体的に整備する必要があることから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金と同様に、農林水産省、国土交通省、環境省の全ての本事業について、交付決定日にかかわらず効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (3)建築基準法(昭25法201) (イ)用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項。以下「特例許可」という。)については、地方公共団体が公募する民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁が周辺の住居の環境に及ぼす影響等を踏まえ、特例許可の判断をすることが可能な建築計画を用いて、利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得(同条15項)を行うことが可能である旨を明確にしつつ、その運用等について、特定行政庁に令和2年度中に通知する。	—	建築基準法第48条ただし書に基づく用途規制の特例許可の手続きについて、特定行政庁や周辺住民等が建築物による周辺の住居の環境に及ぼす影響等を判断することが可能な建築計画を用いて、利害関係者への意見聴取及び建築審査会の同意取得を行うことが可能であることを踏まえ、特定行政庁に以下の事項を通知した。 ・PFIやPark-PFI等の事業において公募対象施設の用途が特例許可を要する場合、民間事業者からの提案段階であっても、特定行政庁における許可の判断が可能な計画であるときは、事前相談や許可申請に適切に対応するなど、円滑な運用に努めること ・PFI事業担当部局等から特例許可に関する相談があった場合は、円滑かつ適切な運用を図るため、特例許可の判断に必要な事項等を共有すること	【国土交通省】建築基準法第48条の規定のただし書に基づく許可に関する円滑な運用について(令和2年12月24日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_163">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_163</a>	国土交通省住宅局市街地建築課
5【内閣府】 (9)子ども・子育て支援法(平24法65) (ウ)子どものための教育・保育給付認定(20条4項。以下「教育・保育給付認定」という。)を受けている保護者が子育てのための施設等利用給付認定(30条の5第2項。以下この事項において「施設等利用給付認定」という。)を受けたものとみなされる場合(同条7項)における施設等利用給付認定に係る通知(同条3項)の時期や方法については、当該教育・保育給付認定に係る通知(20条4項)と一本化することも含め市町村(特別区を含む。)の判断により決定することが可能であることを地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—				
5【財務省(5)】【農林水産省(19)】 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち、農業集落排水施設の整備に係る繰越しの手続に関する事務については、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に基づき、都府県の知事又は知事の指定する職員に委任していることを、地方農政局に改めて通知する。 [措置済み(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)]	—	地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち農業集落排水施設の整備に係る繰越事務については都府県知事等に委任していることを改めて周知した。	【農林水産省】地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る繰越事務の都府県への委任について(令和2年9月29日付け農林水産省事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_165">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_165</a>	農林水産省農村振興局整備部地域整備課
5【内閣府(14)】【農林水産省(19)】【国土交通省(16)】【環境省(12)】 地方創生汚水処理施設整備推進交付金 地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、令和2年度中に必要な措置を講ずる。	—	地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手が可能となるよう要領を改正した。	【内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省】地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領の一部改正について(令和3年3月29日付け農林水産省農村振興局長、水産庁長官、国土交通省水管理・国土保全局長、環境省環境再生・資源循環局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_166">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_166</a>	内閣府地方創生推進事務局 農林水産省農村振興局地域整備課 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	167	06_環境・衛生	都道府県	島根県、岩手県、沖縄県、中国地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然環境整備交付金交付要綱、環境保全施設整備交付金交付要綱	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化を求める。	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金は、例年6月中下旬頃に交付決定が行われるが、自然公園施設等の工事は、道路や河川などの通常の工事と異なり、車両等による資機材の運搬や建設機械による作業が困難な場所が多く、作業員が徒歩で工事現場に向かう必要があるなど、小規模な工事であっても長期間の工期が必要となる場合が多い。とりわけ、中山間地域等の積雪地帯においては、より一層実質工事可能期間が限られており、交付決定後の着手では工期の設定が厳しく、大きな支障となっている。また、このことは、建設業界における働き方改革の推進の制約となっていると考えられるほか、今後建設技術者の確保が厳しさを増す中で、これらに起因して工事の入札不調(不落札)の頻発等も危惧されるなど、円滑な環境行政の推進等に重大な支障が生ずることが懸念される。 <b>【具体的なスケジュール】</b> 4月初め・・・県への予算割当内示 4月上旬・・・県・市町村箇所配分検討、市町村への割当内示 4月中旬～5月中下旬・・・県分作成、市町村からの申請とりまとめ(修正等申請支援を含む)、交付金交付申請書様式作成、添付書類作成(工事費等内訳書、位置図・平面・構造図等、現況写真等) 5月中下旬・・・国への交付金交付申請 6月中下旬・・・国からの交付決定通知→市町村への交付決定通知 6月中下旬～1箇月間・・・工事発注期間(入札公告→入札執行→受注者決定) 7月中下旬～1箇月間・・・工事計画・関係機関調整・資材調達等の準備期間 8月中下旬～11月中下旬・・・積雪地帯での実質の工事可能期間【約3箇月間】 これ以降、積雪地帯では工事不能期間(12月～3月中旬)となる	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	168	09_土木・建築	都道府県	島根県、中国地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3	社会資本整備総合交付金制度に係る諸手続等の見直し	社会資本整備総合交付金に係る諸手続等(整備計画策定・実施に関する計画・交付申請等)について、以下の事項の改善を求める。 ・都道府県及び市町村のシステムの作業期間を十分に確保すること。 ・交付申請書等の紙提出を廃止し、システム提出或いはメール提出にするなど、事務処理の簡略化を行うこと。 ・システムの作業性に難があるため、改善を行うこと。	社会資本整備総合交付金に係る諸手続は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11の規定に基づき、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)により電磁的方法により提出することとされている。しかし、手続に係る申請書等がSCMSにより作成され、遅滞なく他機関(市町村・都道府県・地方支分部局・本省)と情報・作業状況を共有できるようにも関わらず、公印押印のある公文書の紙提出を求められるうえ、処理についても「本紙到達主義」とされており、本書の郵送期間を除いた日数が実際の作業期間となっている。また、依頼日から本省への提出期限の間に、システムメンテナンスのため、作業を行えない期間が発生するなど、SCMSは非常に複雑なシステムであるにもかかわらず、一部の手続にあってはシステムの稼働状況に影響され、十分な作業時間が確保できない事もある。一例として、令和元年度補正予算に係る手続にあっては、一部の手続期限が依頼日から本省への必着期限が11営業日しかなく(この間、都道府県から本省へは直接提出できないため、郵送等を2度挟む)、10日も作業時間が確保できないような状況であった。なお、SCMSの作業性については、以下の支障がある。 ① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。 ② セル毎の個別入力が必要で、複数を続けて処理等ができない。 ③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。 ④ 60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。 ⑤ 無関係の担当者もフローに表示され、関係業者や現在の処理・進捗状況が把握できない。 ⑥ メールにより処理完了や差し戻しなどの状況が通知されるが、フロー名と案件番号しかないため、何の案件かが一瞥して不明瞭。 ⑦ PDFを一括ダウンロードすると、ファイル名が文字化けする。 ⑧ 要素事業登録時に割当てられる番号は自動採番となっており、計画変更時や次期計画策定時に番号がずれ、位置図など関連資料を都度修正する必要がある。 ⑨ Excel等データのインポートに対応しておらず、システム外で計算・編集した内容を再度システム上で入力する必要がある。 ⑩ 必要事項が全て正しく入力されていないと一時保存ができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	169	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項、第2項、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)、保育士等キャリアアップ研修の実施について(平成29年4月1日付け厚生労働省通知)	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野の拡充等	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野に、事務職員や調理員などの保育士以外の職種向けの分野を新たに設けること。また、既設8分野と新設分野を含めて保育士以外の職員が受講すべき研修分野、内容を明示すること。	平成29年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修の内容として各分野とそのねらい等が示され、その各分野のねらい等を満たす研修の受講が保育士等の処遇改善等加算Ⅱの要件とされている。この加算の対象には、保育士のほか事務職員や調理員等も含まれるが、現在のガイドラインには当該職員の実務に関連する研修内容がほとんどないため、施設等からは「どの研修を受けさせるのが適当か」との問い合わせがあり、対応に苦慮している。また、当該職員においては、既存の研修分野では自らの専門性に沿った研修を受講できず、実務に即したスキルアップが図れていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>5【環境省】</b>  (10) 自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金  自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  また、当該交付金の交付決定については、工事の早期着手に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。</p>	<p><b>5【農林水産省】</b>  (22) 鳥獣被害防止総合対策交付金  鳥獣被害防止総合対策交付金については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)を改正し、以下の措置を講ずる。  ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。  [措置済み(令和3年3月30日付け農林水産事務次官通知)]</p>	<p>各交付金の交付要綱を令和3年3月に改正し、やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入した。</p>	<p><b>【環境省】</b>環境保全施設整備交付金交付要綱(令和3年3月31日最終改正)  <b>【環境省】</b>自然環境整備交付金交付要綱(令和3年3月31日最終改正)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_167">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_167</a></p>	<p>環境省自然環境局自然環境整備課</p>
<p><b>5【国土交通省】</b>  (15) 社会資本整備総合交付金  (i) 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。  ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。  [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)]  ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修等を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、その旨を地方公共団体に通知。また、社会資本整備総合交付金システムを改修した上で、当該システムのマニュアルを改正し、地方公共団体に周知した。</p>	<p><b>【国土交通省】</b>社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_168">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_168</a></p>	<p>国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室</p>
<p><b>5【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】</b>  子ども・子育て支援法(平24法65)  (vi) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27 内閣府告示49)1条35 号の5)の要件となっている研修の取扱いについては、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。  ・研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するとともに積極的な活用を促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。  ・保育所及び地域型保育事業所(以下この事項において「保育所等」という。)が企画・実施する当該保育所等の職員等に対する研修(以下この事項において「園内研修」という。)については、保育所等が園内研修の認定申請に際し都道府県に提出する申請書の標準様式を新たに定めるとともに、園内研修の受講により短縮される研修時間の取扱い等の留意事項を明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。  ・研修実施主体の認定状況等については、地方公共団体に情報提供を行うこととし、その旨を令和2年度中に通知する。  ・保育士等が受講したキャリアアップ研修の修了証の効力については、研修の受講地以外の他の都道府県においても効力を有する旨を、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。  ・幼稚園教諭等が受講した研修の修了証の効力については、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。  ・保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、地方公共団体に令和2年度中に通知する。  ・研修受講の必須化の延期については、研修受講の状況等に係る調査を行った上で検討し、令和3年度の早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野については、受講科目を容易に選択できるよう整理を行い、各自治体に通知した。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>保育士等キャリアアップ研修に係る保育士以外の職員が受講することが望ましい研修分野及びeラーニング等による研修の実施の促進について(令和3年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_169">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_169</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部  厚生労働省子ども家庭局保育課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)																																				
R2	170	03_医療・福祉	都道府県	島根県、山梨県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要綱、地域少子化対策重点推進交付金に関するQ&A	地域少子化対策重点推進交付金の交付対象年度の緩和	地域少子化対策重点推進交付金の対象事業である優良事例の横展開支援事業において、結婚支援センターの運営費やシステム等、恒常的に人件費や維持費等が発生するものについて、運用開始後3か年度を補助期限とする取扱い(3年ルール)が令和元年度から追加された。 少子化対策は、長期的に継続した取組が求められるため、補助期限の延期や対象経費の見直しなど要件緩和を図ること。	システム維持費等の補助期限を設置から3か年度を限度とする要件は、事業を開始した際には示されておらず、導入済みの既存システムの運用にかかる費用の捻出に苦慮している。 また、要件の追加が足かせとなり、新規の少子化対策事業を実施し辛くなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>																																				
R2	171	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要綱	地域少子化対策重点推進交付金の対象年齢要件緩和	地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業について、新婚夫婦共に34歳以下とされている対象年齢要件を緩和すること。	本県では平均初婚年齢が上昇傾向であり、特に中山間地域では30代後半から40代で結婚する男性の割合が高くなっている。また、35歳以上の未婚率は性別を問わず、いずれの年代においても増加傾向にある。 こうした中、結婚に伴う経済的負担を軽減し、未婚者の結婚を後押しするため、市町村が地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚新生活支援事業を実施している。 平成30年度からこの対象として、「夫・妻共に婚姻日における年齢が34歳以下」とする要件が追加されたところ、要件が厳しく対象者が減少し、また県内の事業実施市町村も半減した。  (提案団体の関係数値) 「平均初婚年齢」 ※H30厚労省人口動態調査 夫30.6 妻29.1  「未婚率」 ※H27及びH17国勢調査 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">H27 (H17)</th> <th colspan="2">H27 (H17)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>(H17)</th> <th>H27</th> <th>(H17)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>35～39歳</td> <td>34.1%</td> <td>(29.9%)</td> <td>女性</td> <td>35～39歳</td> <td>20.6%</td> <td>(15.3%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40～44歳</td> <td>28.6%</td> <td>(22.4%)</td> <td></td> <td>40～44歳</td> <td>16.3%</td> <td>(9.1%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45～49歳</td> <td>25.4%</td> <td>(18.0%)</td> <td></td> <td>45～49歳</td> <td>13.5%</td> <td>(5.8%)</td> </tr> </tbody> </table>			H27 (H17)		H27 (H17)				H27	(H17)	H27	(H17)	男性	35～39歳	34.1%	(29.9%)	女性	35～39歳	20.6%	(15.3%)		40～44歳	28.6%	(22.4%)		40～44歳	16.3%	(9.1%)		45～49歳	25.4%	(18.0%)		45～49歳	13.5%	(5.8%)	—
		H27 (H17)		H27 (H17)																																											
		H27	(H17)	H27	(H17)																																										
男性	35～39歳	34.1%	(29.9%)	女性	35～39歳	20.6%	(15.3%)																																								
	40～44歳	28.6%	(22.4%)		40～44歳	16.3%	(9.1%)																																								
	45～49歳	25.4%	(18.0%)		45～49歳	13.5%	(5.8%)																																								



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	172	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第93条第1項及び第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第17条、平成20年3月31日厚生労働省告示第214号、後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金交付要綱、後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱、後期高齢者医療災害臨時特例補助金交付要綱、後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金交付要綱、会計法第48条	後期高齢者医療制度にかかると見直し	後期高齢者医療保険制度にかかる交付金、補助金について、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会が実施主体となっている事業に対する補助金等の交付に関する事務手続き及び支出処理については、都道府県ではなく国が直接行うよう見直しを求める。	後期高齢者医療制度における国庫補助金・交付金等の交付に関する事務手続き及びADAMSでの支出処理について、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会が実施主体となっている事業については、国の法定受託により、県が行っている。県で行っている具体的な事務手続き(審査)は広域連合又は国保連合会から提出された申請書類等と添付書類の突合等であるが、国でも同様に審査が行われているため、申請手続きにおける県での事務手続きが不要であるとする。また、国の通知から申請・交付までのスケジュールについても、県を通すことで、非常にタイトにもなっている。なお、県が審査を行わなくても、補助金等の情報を、別途広域連合や国保連合会から情報提供いただければ、県費の補助金等の事務には問題ないとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	173	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明事務への協力依頼について(平成20年8月29日付け障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、放送法第64条	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化	NHK放送受信料の減免申請には、①市町村等にて対象者(申請者)からの同意に基づき住民基本台帳、市町村民税課税の確認を行う等必要な調査を行い、証明印を押印し、その申請書を対象者が日本放送協会へ郵送する場合と②申請者が手帳の写しや証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付し、日本放送協会の窓口へ直接出向く場合の2つの方法がある。①市町村等での証明事務は、対象者(申請者)の障がいの程度、世帯状況、課税状況などを確認する必要があるため、関係部署との調整が必要になるなど、事務作業に多大な時間を費やしている。②平成20年以前は日本放送協会に直接申請する仕組みはなく、平成20年の日本放送協会からの依頼を受けて、初めて直接申請が認められた。しかし、直接申請には、市町村発行の証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付する必要があり、大半の対象者(申請者)は証明書を取得するため、市町村の窓口に出向くこととなることから、②日本放送協会への直接申請ではなく、①市町村等の証明を選択している。  ※免除対象件数(出典:H29.5.25NHK受信料制度等検討委員会第7回会合資料)全面免除(社会福祉事業施設入所者及び市町村民税非課税の障がい者)70万件、半額免除(視覚・聴覚障害者及び重度の障害者)55万件	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (29) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 後期高齢者医療制度に係る補助金等については、都道府県及び後期高齢者医療広域連合等の円滑な事務の実施に資するよう、令和3年度から交付申請期間を十分確保するなど、運用の改善を図る。</p>	<p>—</p>	<p>後期高齢者医療給付費等国庫負担金、後期高齢者医療財政調整交付金(事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)及び後期高齢者医療制度事業費補助金については、交付申請等において、申請期間を十分確保した。 また、その他の補助金等についても、同様に十分な事前の申請期間等を設けるなど、申請期間を確保した。</p>	<p>【厚生労働省】令和2年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付決定に係る内示額について(令和3年1月7日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の当初交付申請書の提出について(令和3年3月29日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付(当初交付分)申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く)(令和3年4月23日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付(当初交付分)申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)(令和3年5月6日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度事業費補助金の交付申請について(令和3年7月21日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政安定化基金負担金における交付申請書等の提出日等について(令和3年7月29日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金(後期高齢者医療高額医療費負担金)の変更交付申請について(令和3年8月4日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金の交付申請について(令和3年8月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金(後期高齢者医療給付費負担金及び後期高齢者医療高額医療費負担金)の変更交付申請書の提出について(令和3年9月7日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について(特別調整交付金交付基準事業Ⅰから事業区分Ⅲを除く)(令和3年9月10日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度事業費補助金の変更交付決定に係る事前申請について(令和3年11月12日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)(令和3年11月12日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付決定に係る所要額調について(令和3年11月19日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の変更交付申請について(令和3年12月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長事務連絡) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金における変更交付申請書の提出期日について(令和3年12月17日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する後期高齢者医療災害等臨時特例補助金(一般会計)の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について(令和3年12月20日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療制度事業費補助金の変更申請について(令和4年1月25日付け厚生労働省保険局高齢者医療課長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く)(令和4年2月8日付け厚生労働省保険局長通知) 【厚生労働省】令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の変更交付申請について(特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ)(令和4年2月16日付け厚生労働省保険局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2tu-tsuchi.html#r2_172">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2tu-tsuchi.html#r2_172</a></p>	<p>厚生労働省保険局高齢者医療課</p>
<p>5【総務省(20)】【厚生労働省(47)】 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、日本放送協会との協議の上、以下のとおりとする。 ・日本放送協会に対して郵送により申請することを令和3年度から可能とするともに、ICTの活用による申請手続の更なる効率化について、市区町村の意見や行政サービス等におけるデジタル化の状況を踏まえつつ、引き続き検討する。 ・免除事由存否調査に係る市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【総務省】 (16) 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務 障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に係る免除事由存否調査については、市区町村の事務負担を軽減するため、半額免除に係る世帯主要件に関する調査の頻度を現行の2年に1回から4年に1回とする見直しを行う。 [措置済み(令和3年度免除事由存否調査から実施)] (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>障害者に対する日本放送協会放送受信料の免除措置に関する証明事務について、令和3年10月1日より郵送申請の受付を開始した。 また、免除事由存否調査に係る事務負担を軽減する方策として、令和3年度調査より半額免除に係る世帯主要件に関する調査の頻度を現行の2年に1回から4年に1回に見直した。なお、ICTの活用による申請手続の効率化については、引き続き検討を行う。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>総務省情報流通行政局放送政策課  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	174	03_医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の18、児童福祉法施行令第16条、第17条	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	次の場合において、保育士の就業状況等の届出を努力義務とすることを法制化する。 ・保育所等を離職した場合 ・保育士の業に従事しなくなった場合 ・資格取得後、直ちに就業しない場合 ・本件による法改正時、現に業務に従事していない場合 ・既に届け出た事項に変更が生じた場合	当県では保育士・保育所支援センター(以下、「センター」という。)を県直営化し、保育人材の確保に向けた支援の強化を図っているが、保育士の住所や就業状況など、現況把握が困難なため、資格取得後の継続的な支援ができない。 当県へ登録した保育士が28,564人(R1年度末時点)いる一方で、センターへ登録した保育士は661人に留まり、相当数の保育士が潜在化している。 県内の保育士の有効求人倍率はH26年度から上昇し、R1年度末時点では2倍を上回り(2.09)、慢性的な保育士不足となっている。 センターでは、求人・求職のマッチング支援や、センターへの登録を呼びかけることを目的に、次の取組みを実施しているが、改善がみられない。 1 県内市町村及び保育関係団体を通じて、保育所等に対し、離職者及び現役保育士の登録の呼びかけを実施。 2 マッチング機能強化を図るため、就業状況・居住地等に応じた最新情報を発信するための専用ポータルサイトを構築。 3 潜在保育士等を対象に、保育所等において、子どもの様子や実際の保育の業務を見学するとともに、現役保育士との交流を通じて保育のごとへの理解と関心を深めるための見学会を開催。 4 センターの支援により就職した保育士を中心に、離職防止、職場定着を図るための研修のほか、保育士の離職に繋がる様々なトラブルや課題等への対応能力をケーススタディで習得する実践研修を開催。 5 進路選択を控えた保育士養成校の学生に対し、年齢の近い身近な先輩保育士(就職後3年程度)から、保育所等で働くことの魅力ややりがいについて情報を発信するセミナーを開催。 6 県内のショッピングセンター等において、マッチング支援を行う出張相談会を開催し、登録の呼びかけを実施。 7 潜在保育士等を対象に、県内の指定保育士養成施設や保育所等が一堂に会する「保育士になるための進学・就職総合フェア」を開催。 8 当県へ登録された保育士に対し、就業状況等アンケート調査を行うとともに、チラシによるセンターの周知を実施。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	175	09_土木・建築	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂防法第2条、砂防指定地指定要綱	砂防指定地の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	砂防法第2条に基づき指定される、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地(以下、本提案において「砂防指定地」という。)について、都道府県の進達を受けて国土交通大臣が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制等の抜本的な見直しを求める。	都道府県知事は砂防法に基づき、法定受託事務として砂防指定地の監視、砂防設備の工事、維持・管理を行う義務があるほか、治水上砂防のため、条例で定めるところにより、砂防設備を損傷する行為の禁止や、建築物の新築、立木の伐採、土砂採掘等の制限等を行うことができることとなっている。 一方、砂防指定地の指定については、国土交通大臣(本省)が権限を有しており、都道府県知事は「砂防指定地指定要綱」の指定基準に該当すると認める場合に進達するものとされている。都道府県は進達に当たって、予め砂防事業全体計画に係る構造協議を各地方整備局と行い、国土交通省(本省)に事前協議に向けた書類を提出している。それから都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進達を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るといった流れになっている。進達に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、砂防指定地の指定が遅れる大きな要因となっている。 昨今、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、対策工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、砂防指定地の迅速な指定が行えないため、工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守るという都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	176	09_土木・建築	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地すべり等防止法第3条、地すべり等防止法の施行について	地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的な見直しを求める。	都道府県知事は地すべり等防止法に基づき、法定受託事務として地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理や、指定の通知を受けた地すべり防止区域内への標識の設置を行うこととされている。また、地すべり防止区域内において地下水を誘引・停滞させる、大型用排水路を新設する等の行為を行うに当たっては、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、地すべり防止区域の指定については、主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が権限を有しており、都道府県知事は指定の必要がある管内区域について、地すべり指定申請をするものとされている。 例えば、国土交通大臣に対する申請においては、都道府県は予め各地方整備局と事業計画に係る工法協議を行っている。一方、地すべり防止区域の指定に係る事前協議に向けた書類は国土交通省(本省)に提出している。それから都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進達を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るといった流れになっている。進達に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。 昨今、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、地すべり防止工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、地すべり防止区域の迅速な指定が行えないため、工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守るという都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	177	06_環境・衛生	都道府県	栃木県、群馬県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第9、第10 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領別記2の第2の1	鳥獣被害防止総合対策交付金における「軽微な変更」の範囲拡大及び交付限度額に関する考え方の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金について、推進事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の変更承認を不要とすること。また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額を廃止すること。	鳥獣被害防止総合対策交付金において、推進事業に要する経費配分の変更は金額の如何に関わらず重要な変更として、国の変更承認を要する。本県では、国から変更承認を受けるまでに2ヶ月程度要したことがあり、急遽必要とされた捕獲強化のための機器を迅速に導入できないといった支障が生じた。推進事業費については、都道府県に配分された額の範囲内において、都道府県の裁量によって主体的に各事業への振り分けを行えるようにするべきである。 また、当該交付金の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業においては、都道府県が主導して広域捕獲活動等を行っているが、当該事業に割り当てられる限度額が2,300万円と定められている。この限度額によって、鳥獣の出没状況に応じた緊急的な取組を行う必要が生じた際に、経費配分の変更等によって対応しようとしても、必要な捕獲活動を十分に実施することができなくなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vii)保育士確保のため、離職等した保育士からの届出を努力義務化することにより、当該保育士の状況を都道府県等が把握できることとする制度の導入については、保育士不足の状況や保育士・保育所支援センター設置運営事業の活用状況、他業種における届出制度の効果等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【国土交通省】 (1)砂防法(明30法29) 砂防指定地(2条)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において砂防工事(1条)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。	－	砂防指定地の指定の手続については、都道府県が管内の土地において砂防工事等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る国土交通大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを旨を通知した。	【国土交通省】令和2年度砂防指定地等に関するヒアリング(第3回)について(依頼)(令和3年1月15日付け国土交通省砂防部砂防計画課砂防管理室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.175">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.175</a>	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課
5【農林水産省(10)】【国土交通省(9)】 地すべり等防止法(昭33法30) 地すべり防止区域(3条1項)の指定の手続については、都道府県が管内の土地において地すべり防止工事(2条4項)等を早急に実施する必要があると判断した場合には、当該指定に係る主務大臣との事前協議を随時行うことが可能であることを、都道府県に令和2年度中に通知する。	－	地すべり防止区域の指定手続について、都道府県が急を要すると判断すれば国と随時事前協議が可能であることを通知した。	【農林水産省】地すべり防止区域指定に係る事前協議について(周知)(令和3年1月15日付け農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課、林野庁森林整備部治山課連名事務連絡) 【国土交通省】令和2年度砂防指定地等に関するヒアリング(第3回)について(依頼)(令和3年1月15日付け国土交通省砂防部砂防計画課砂防管理室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.176">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.176</a>	国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課  農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課  林野庁森林整備部治山課
5【農林水産省】 (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。	<令3> 5【農林水産省】 (22)鳥獣被害防止総合対策交付金 (22)鳥獣被害防止総合対策交付金については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・事業の相互間の経費の額の変更のうち一定のものについては、農林水産大臣の承認が不要な「軽微な変更」とする。 [措置済み(令和3年3月30日付け農林水産事務次官通知)]	令和3年3月30日付けで「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」を改正し、令和3年度交付分から鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の3事業の相互間における3割以内の増減について、農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更とすることとした。	【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について(令和3年3月30日付け農林水産事務次官通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.177">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.177</a>	農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	178	06_環境・衛生	都道府県	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準について	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分額の算定において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る前々年度の実績(不用額)については、配分額から減ずることを廃止する又は一定割合以内であれば減じないなど、配分基準を見直すこと。	「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」において、各都道府県への配分額のうち基礎配分については、各都道府県における前々年度の当該交付金等における不用額を上限として減じることができることとされている。当該交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業や鳥獣被害防止都道府県活動支援事業については、計画的に実施するものであり、事業の進捗管理により不用額を抑えることができるが、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、気象災害の影響による生息域の変化、気象変動によるえさ場の変化等により計画通りに捕獲が進まず、想定外の不用額が発生してしまうことがある。このため、前々年度の不測の事態により発生した不用額による減額により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に向けた取組みに支障を来している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	179	11_その他	都道府県	栃木県	財務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、第22条	財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件の見直し	農林水産省所管の間接補助事業に係る交付要綱等において、財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件を「間接補助事業者から返還があった場合に限り国に納付」することと規定し、財産処分手続において、間接補助事業者から納付がなされなければ、国は都道府県や市町村に対し自己負担をして納付することを求めないこととする。	国庫補助金を活用して整備された施設については、補助金交付後、補助目的とは異なる目的で使用されたり、勝手に処分されたりすると、補助目的を達成することができなくなるため、当該施設の耐用年数の期間内は、財産処分を行うことが制限され、やむを得ず財産処分を行う場合には、あらかじめ国の承認を受ける必要がある。その際、国は財産処分を承認するに当たり、原則として国庫補助金相当額の納付を条件としている。間接補助事業の場合、財産上の利益を受けるのは国庫補助金を最終消費する間接補助事業者であるため、国から国庫補助金相当額の納付を命じられた場合には、当該間接補助事業者が都道府県や市町村を通じて国に納付すべきところ、現状は、当該間接補助事業者に返済能力がなく、都道府県や市町村に納付されない場合であっても、国は、財産上の利益を受けていない都道府県や市町村に対し、自己負担をして納付させている。本県では、平成17年に国のバイオマスの環づくり交付金を活用し、市町村を通じて事業者に対し、食品廃棄物リサイクル施設の整備に係る交付金を交付した。当該事業者は、自己資金が無かったため、あらかじめ国から補助対象財産に担保権を設定することについて承認を得た上で資金を調達したが、その後、機械の不具合等により操業を停止し、担保権が実行されることとなった。そこで、国から改めて財産処分の承認を受けるよう指示があり「補助金相当額の納付」を条件に承認されたが、当該事業者には返済能力がなく補助金相当額が返納されないにもかかわらず、本県から国へ返納せざるを得なかった事案がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	180	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日付厚生労働省令第34号)第66条第1項、第2項第1号及び同項第2号	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し	小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。	小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度において、在宅生活を支える中核的なサービス形態の一つであり、平成18年の創設以来、利用ニーズが拡大している。本県としては、要介護者が増加する2040年に向け、地域包括ケアを推進するために、更に拡大していくべきサービスと認識している。ただ、登録定員の上限(29名)があるために、事業規模が小さくならざるを得ず、特に要介護度の低い利用者を抱える事業所において厳しい経営状況にある。また、施設の規模、職員数等によっては、通いと泊まりの1日当たりの利用定員を超えても適切にサービスを提供できる事業所があるにも関わらず、当該定員の上限が設けられているために利用者のニーズに応えられないケースも生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>5【農林水産省】</b> (17)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、令和3年度交付分から以下のとおりとする方向で「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)の改正を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。</p>	<p>&lt; 令3 &gt; <b>5【農林水産省】</b> (22)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金については、「鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱」(平20農林水産事務次官)及び「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」(平20農林水産省生産局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・配分額に前々年度の不用額を反映することについては、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合は行わないこととするなど配分基準を見直す。 [措置済み(令和3年3月30日付け農林水産省農村振興局長通知)]</p>	<p>令和3年3月30日付けで「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」を改正し、令和3年度から、前々年度の不用額について基礎配分額から控除しないこととした上で、取組内容や実績等に基づき算定するポイント配分額のポイントへ反映することとした(ただし、この場合においても、気象災害による生息環境の変化その他のやむを得ない事由による場合等は反映しないこととした)。</p>	<p><b>【農林水産省】</b>鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準についての一部改正について(令和3年3月30日付け農林水産省農村振興局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_178">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_178</a></p>	<p>農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課</p>
<p><b>5【財務省(3)】【農林水産省(9)】</b> 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合における補助事業者等に対する国庫納付条件について、関連する司法判断も踏まえて検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令3 &gt; <b>5【財務省(3)】【農林水産省(9)】</b> (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、補助事業者等に対し、間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金等相当額を国庫納付すること等の条件を付すこととする。 [措置済み(令和3年3月31日付け農林水産省大臣官房参事官(経理)通知)]</p>	<p>令和3年3月31日付けで「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)を改正し、間接補助事業者等が資金繰りの悪化等により補助対象財産を維持管理することが困難となった場合で、補助事業者等が必要な措置をとったにもかかわらず一部又は全部の国庫納付を受ける可能性が無くなったときは、補助事業者等がそれまでに納付を受けた額の国庫納付をもって、財産処分の承認の条件の履行が完了したのものとして取り扱うこととした。</p>	<p><b>【農林水産省】</b>補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について(令和3年3月31日付け大臣官房参事官(経理)通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_179">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_179</a></p>	<p>農林水産省大臣官房予算課</p>
<p><b>5【厚生労働省】</b> (30)介護保険法(平9法123) (vi)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員(78条の4第3項3号、115条の14第3項3号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令34)66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平18厚生労働省令36)47条)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令3 &gt; <b>5【厚生労働省】</b> (45)介護保険法(平9法123) (vi)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員(78条の4第3項3号、115条の14第3項3号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令34)66条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平18厚生労働省令36)47条)に係る基準については、「従うべき基準」から「標準」とする。 [措置済み(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第44号)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第141号))]</p>	<p>令和2年9月4日、令和2年10月9日、令和2年11月16日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において論点として提示した上で議論した結果、令和2年12月23日に取りまとめられた審議報告において以下のとおり記載された。</p> <p>&lt; 審議報告 &gt; ・令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準であり、全国一律)から「標準基準」(通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの)に見直す。</p> <p>また、第204回通常国会に介護保険法の改正を含む第11次地方分権一括法案を令和3年3月5日に提出し、令和3年5月19日に成立、令和3年5月26日に公布された(公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年8月26日)から施行することとされた。 )。</p> <p>法の成立を受けて、令和3年6月25日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日付厚生労働省令第34号)等の改正案について諮問し、了承する旨の答申がなされた。令和3年6月28日に公示したパブリックコメントを経た上で、当該省令を令和3年8月16日に公布した(令和3年8月26日施行)。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について(通知)(令和3年5月26日付け厚生労働省老健局長通知) <b>【厚生労働省】</b>「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の公布及び施行について(通知)(令和3年8月19日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_180">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_180</a></p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
R2	181	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知)	障害福祉サービスにおける食事提供体制加算の対象の見直し	本件加算は、原則として施設内の調理室を使用して調理し提供されたものについて算定される。施設外で調理されたものを提供するときはクックチル等より提供するものに限定されているが、「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日社援施第65号)では、適切に管理された衛生環境の下で、施設外で調理された食事を搬入して提供することが予定されている。本件加算を算定できる障害福祉サービスにおける食事の提供を、社会福祉施設における食事の提供と別異に解する合理的理由はなく、同様の要件を充足した場合に食事提供体制加算の対象に出前や弁当を含めることを求める。	厨房現場の慢性的な人手不足が深刻化する中、利用者の嗜好やニーズを踏まえた満足度の高い食事を提供することが困難となりつつある。加算の対象となる食事提供は、原則として施設内の調理室を使用して調理することが要請されているが、施設外就労など、必ずしも施設内で食事をとることができない事情の下にあっては、調理のタイミングや施設から食事提供場所への食事の運搬など様々な労務負担が生じるだけでなく、障がい特性又は日中作業の内容(肉体・軽作業)によりカロリー量をメニューごとに調整することも困難である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>	
R2	182	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則、病児保育事業実施要綱	病児保育事業における職員配置要件に係る「実質的な義務付け」の緩和	各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行うことができるよう、「病児保育事業実施要綱」上の病児保育事業における職員配置要件を緩和することを求める。また、各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行った施設についても幼保無償化の対象施設となるよう、内閣府令(子ども・子育て支援法施行規則)上の病児保育事業における職員配置基準を緩和することを求める。	病児保育事業は、児童福祉法に位置づけられた事業である。当該事業の職員配置要件は「病児保育事業実施要綱」(以下、「要綱」という。)に定められており、保育士及び看護師等の各1名以上の体制が必須とされている。その上で、当該要件を満たす事業が子ども・子育て支援交付金の交付対象とされている。したがって、各自治体の判断で要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たさない形での事業の実施は可能であるものの、かかる事業は子ども・子育て支援交付金の対象にはならない。病児保育事業は、交付金の交付を受けてもおお赤字経営で実施しているところがあるように、国庫補助がなければ実施することが事実上困難である。かかる病児保育事業の実情に鑑みると、自治体が病児保育事業を行おうとする場合には、結局、要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たす形で事業を行わざるを得ず、要綱上の病児保育事業における職員配置要件は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると言わざるを得ない。また、内閣府令(子ども子育て支援法施行規則)において、要綱上の病児保育事業における職員配置要件と同様の基準が定められており、当該基準を満たした施設のみが幼保無償化対象施設として認められている。無償化対象施設として認められるためには、結局、内閣府令において定められた基準を満たす形で事業を行わざるを得ず、内閣府令において定められた職員配置基準は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると言わざるを得ない。本県では、保育士不足等のために要綱上の病児保育事業における職員配置要件等を満たせない施設も多く、病児保育施設の新設や既存の病児保育事業の経営が困難となる事例が発生している。各地域の実情に鑑みて市町村が柔軟に事業を実施できるよう「実質的な義務付け」となっている要綱上の要件や内閣府令上の基準を緩和していただきたい。	「職員の配置要件」内閣府令等 ・看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置 ・保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置 (各1名以上の配置が必要) ※必要な場合に看護師が対応する等により保育士配置のみでも可とする等の例外あり。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	183	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	就学前児童に対する補助金の一元化等	就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の運営費は内閣府で一元化されているが、施設整備に係る補助は、施設種別によって所管省庁が分かれ、単価や交付率の違いが生じるなど統一的かつ迅速な対応ができない。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており交付決定日が別々である等、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題があり事務負担が大きくなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>	
R2	184	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	保育所等における調理室設置義務の緩和	3歳未満児に係る給食の外部搬入(保育所等における調理室設置義務の緩和)	3歳以上児については給食の外部搬入が認められているが、3歳未満児を入所させる場合の調理室が必須となっている。施設の構造上、調理室を設置するには大規模な改修が必要となり、その間は児童を預かることができず幼保連携型認定こども園への移行ができない幼稚園が県内において3施設ある。(3歳未満児への給食の外部搬入については、公立保育所及び公立幼保連携認定こども園に限り構造改革特区を活用した場合に認められている。)当県においては10月1日時点で待機児童が発生しているため、早期に待機児童解消に向けて幼保連携型認定こども園への移行促進を図りたいと考えている。	—	
R2	185	05_教育・文化	都道府県	鳥取県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	栄養教諭・学校栄養職員の配置基準(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第8条の2) <単独校の場合> ・550人以上の学校:1人・549人以下の学校:4校に1人 <共同調理場を設置している場合> ・1500人以下:1人・1501人～6000人:2人・6001人以上:3人	栄養教諭等の配置基準の見直し	小中学校における栄養教諭等の配置基準を見直し、給食の実施方法に関わらず、栄養教諭等を各校1名ずつ配置するよう定数改善を行うべきである。	・学校数が多く、共同調理場化が進んでいる県では、学校数に対して配置される栄養教諭等が少なく、食育の取組が進まない。 ・特に学校数が多い市部では栄養教諭等一人当たりが担当する学校が多く、加配がない場合5～9校、(加配を含めても4～7校)を一人で担当する必要があるなど、学校における食育が十分に推進されない状況にある。 ・令和2年度は、配置基準による定数に加えて10名の国庫負担職員が配置されているが、加配の場合、次年度の保障がないため非正規職員を配置せざるを得ないなど、特有の課題がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>	



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (iii)病児保育事業(児童福祉法6条の3第13項)については、事業運営の実態や課題を把握した上で、病児保育事業の趣旨に沿った事業運営の観点から可能な方策について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)] また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【内閣府(7)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実績報告書に関する様式の一部の共通化を図るとともに、入力事務を効率化するための必要な措置を講ずる。 [措置済み(令和3年7月6日付け厚生労働事務次官通知)]	認定こども園に係る施設整備の事務手続きにおける事務負担を軽減するため、実績報告書の様式の一部の共通化を図るとともに、入力補助機能を付加した。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	186	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月11日厚生省令第37号)第60条	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し	訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。	人口が少なく、サービス利用者の確保が難しい中山間地域では、新たな訪問看護ステーションの設置が進まず、訪問看護の希望者があれば、市部の訪問看護ステーションが対応しているが、移動に時間がかかり、その間の報酬が見込めないため、効率的なサービス提供が行えず、経営面で赤字となっている。「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していく必要があることから、地域の実情に合わせた訪問看護事業への参入促進を図り、看護師離職による休止・廃止を抑制する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	187	02_農業・農地	一般市	津久見市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙2)第3の1 ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(別紙3)第6の1	水利施設等保全高度化事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業における面積要件の緩和	水利施設等保全高度化事業における「畑地帯担い手育成型」の採択要件と、農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」の採択要件のうち、以下において「5ha」とされている部分について、「2ha」とすることを求める。 ・水利施設等保全高度化事業実施要領第5の1(3)ア(ア) ・農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領第4の2(1)	当市では、柑橘栽培が一次産業の基幹産業となっているが、急傾斜園地が大半であることから、高齢化等により栽培が困難となっている。そこで、若い担い手へ農地の集積を図りながら柑橘産業を維持し再度発展させていくために、より平坦または緩傾斜である遊休農地の再整備が課題となっている。遊休農地の整備については、水利施設等保全高度化事業、農地中間管理機構関連農地整備事業などが国庫事業として予算化されているが、事業実施に当たってはその受益面積について要件が課されているところである。 具体的には、 ・水利施設等保全高度化事業における「畑地帯担い手育成型」については、樹園地にあつては、一定の要件を満たした上で0.5ヘクタール以上の団地の面積が5ヘクタール以上であること ・農地中間管理機構関連農地整備事業における「農地整備事業」については、中山間地域にあつては、おおむね5ヘクタール以上であることが要件となっている。 しかしながら、当市のような狭小な急傾斜地が大半を占める地域においては、最も大きい樹園地であっても4ヘクタールしかなく、5ヘクタールという面積要件を求める「畑地帯担い手育成型」や「農地整備事業」は実施できていないというのが現状である。 なお、農地中間管理機構関連農地整備事業には「農地整備事業」の他にも「実施計画等策定事業」「農村環境計画策定事業」があるが、どちらも農業整備事業の実施の予定が前提となっているため、「農地整備事業」の面積要件をみただけでは、当然それらも実施できないこととなる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
R2	188	03_医療・福祉	都道府県	高知県、山梨県、徳島県、香川県、愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「6.職員配置等」	子ども家庭総合支援拠点の職員配置要件の緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づく「子ども家庭総合支援拠点」における「子ども家庭支援員」について、常時2名以上とする配置要件を緩和するよう求める。	子ども家庭総合支援拠点(以下、「支援拠点」という。)については、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、令和4(2022)年度までに全市町村に設置することとされている。 市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(以下、「設置運営要綱」という。)で規定されている配置要件では、人口規模が約5.6万人未満(児童人口概ね0.9万人未満)の場合は、有資格者の子ども家庭支援員を常時2名以上配置することとなっている。 しかしながら、特に人口1万人未満の小規模な町村等は、限られた職員の中で支援拠点の設置に必要な職員数を確保することは困難であり、また、人材不足の中で有資格者を新たに確保することも困難であることから、補助金の交付条件にも該当せず、支援拠点の設置が進んでいない。 こうした町村等においては、児童人口が1千人に満たず、対象児童数や相談対応件数の実態を鑑みると、常時2名の配置をせずとも、組織内で工夫することにより、対応することができる。複数の市町村による広域的な支援拠点の設置も考えられるところであるが、県内市町村の面積は総じて広く、市町村間の移動に時間がかかることから、「身近な場所」で「継続的な支援」をする支援拠点の役割や責務を果たすことは困難であり、設置運営要綱の趣旨や目的にもそぐわない。なお、県内市町村のうち、人口1万人未満の町村は約半数を占めており、福祉関係業務を広域組織で担っている町村は、1組織(5町村)のみである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (viii) 指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数(74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)60条1号イ)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費(42条1項3号)について、地方公共団体が当該制度をより活用しやすくするために必要な措置を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令3 &gt; 5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (x) 指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数(74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)60条1号イ)に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。 また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費(42条1項3号)については、市区町村による当該制度の活用を資するよう、市区町村の意向を踏まえた対象地域の追加指定、特別地域訪問看護加算との対象地域の分離等を行う。 [措置済み(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)、厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(令和3年厚生労働省告示第74号)、令和3年3月16日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長通知)]</p>	<p>特例居宅介護サービス費については、これまで当該サービス費の対象地域と特別地域加算の対象地域とが一体であったところ、当該制度を活用しやすくなるよう、両地域を分けて指定することとし、地方公共団体の意向を踏まえ、対象地域を令和3年4月1日付けで指定した(令和3年厚生労働省告示第74号)。あわせて、特例居宅介護サービス費の活用事例等を取りまとめた「離島等における介護サービスの提供体制の確保方策と既存施策に関する手引き」を令和3年3月に地方公共団体に周知した。 指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数に係る「従うべき基準」の見直しについては、この当面の措置の効果等も踏まえ、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得て、その結果に基づき必要な措置を講じる予定。</p>	<p>【厚生労働省】厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(令和3年3月15日厚生労働省告示第74号) 【厚生労働省】「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」及び「厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域」の改正について(依頼)(令和2年11月25日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について(令和3年3月16日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長他連名課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_188">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_188</a></p>	厚生労働省老健局老人保健課
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (viii) 市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt; 令3 &gt; 5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (v) 市区町村子ども家庭総合支援拠点(10条の2。以下この事項において「支援拠点」という。)に関する「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型(人口5万人未満の市町村に限る。)については、当該要綱を改正し、子育て世代包括支援センターと支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合に限り、子ども家庭支援員の配置要件を常時1名以上とする。 [措置済み(令和3年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)]</p>	<p>「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」(平29厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)に規定する小規模A型(人口5万人未満の市町村に限る。)については、一定の要件を満たす場合に、子ども家庭支援員の配置要件を常時2名以上から常時1名以上とする通知改正を行った。</p>	<p>【厚生労働省】「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱の一部改正について(令和3年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_188">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_188</a></p>	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 虐待防止対策推進室



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	189	09_土木・建築	都道府県	神奈川県、埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	宅地建物取引業法第50条第2項、第78条の3、積立式宅地建物販売業法第54条の2	宅地建物取引業法および積立式宅地建物販売業法における都道府県經由事務の廃止	宅地建物取引業法第78条の3の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する免許申請書等の經由事務の廃止を求める。また、第50条第2項の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する届出等の經由事務の廃止を求める。併せて、積立式宅地建物販売業法第54条の2の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する許可申請書等の經由事務の廃止を求める。	宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県經由事務については、県への申請書等の提出が年間約350件程度もあり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっている。また、經由によって免許交付までに時間が掛かっている。(大臣免許の場合平均100日、都道府県知事免許の場合平均30日)。これらの申請書等の情報については、基本的に都道府県において活用する必要がある情報であるが、必要な場合でも、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。以上を踏まえ、当該經由事務については、第9次地方分権一括法で改正した建設業法と同様に、廃止を求める。また、第50条第2項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、その届出に係る業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県知事を經由することとされているが、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては經由するメリットが生じていない。当県においては年間500件以上の届出があり、そのほとんどが国土交通大臣へ提出すべき届出であるところ、形式チェック、書類送付等に事務負担が生じているため、併せて經由事務の廃止を求める。加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県經由事務についても、現在全国的に許可を受けている業者は存在しないが、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難であることから、併せて經由事務の廃止を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	190	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	不動産の鑑定評価に関する法律第23条、第26条、第27条、第29条、第31条	不動産の鑑定評価に関する法律における都道府県經由事務等の廃止	不動産の鑑定評価に関する法律第23条及び第26条、第27条、第29条の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する登録申請書等の經由事務の廃止を求める。また、第31条第2項の規定等により都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、併せて廃止を求める。	不動産鑑定業の登録並びに登録替え並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出については、都道府県が法定受託事務として經由事務を行うこととされているが、届出業者数は少ないものの、県へ提出される申請書類が膨大であり、チェックに相当時間を要しているとともに、処理件数が僅少であることから事務のノウハウの取得及び継承が難しくなっている。これらの書類については、都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっていることに加え、都道府県を經由するため、免許交付までに時間がかかることとなる。また、第31条第2項の規定による都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、1業者当たり年2～6回程度国土交通大臣からの書類が送付されているところ、閲覧所への配架、閲覧希望者への対応等の事務負担が生じていることから、併せて廃止を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	191	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築士法第10条の3第1項及び第2項、第10条の4、第15条の7、第36条	建築士法における都道府県經由事務の廃止及び一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化	建築士法第10条の3及び第15条の7の規定により都道府県が処理することとされている經由事務の廃止を求める。また、第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一することにより、申請に係る窓口等を一本化するよう求める。	【現行の概要】一級建築士の免許等に係る国土交通大臣への書類提出及び届出並びに国土交通大臣からの書類交付については、都道府県が法定受託事務として經由を行うこととされているが、実際には住所等の届出、死亡等の届出及び一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類提出のみ都道府県が窓口を担っており、その他については、中央指定登録機関である(公社)日本建築士会連合会が国に代わって事務を行うため、その窓口についても、下部組織である各都道府県の建築士会が行っている。また、一級建築士試験の申込についても、中央指定試験機関が行わない試験にあっては都道府県を經由することとされているが、現状では全ての試験を当該機関が実施しているため、都道府県經由は生じていない。【支障事例や将来生じうる課題】当県は經由事務として年間400件以上の届出等を処理している。經由によって得られる情報は県として把握する必要のないものや他の手段により入手可能なものであり、經由によるメリットがないにも関わらず、提出物の整理や確認、発送等を行わなければならない、負担となっている。また、書類の提出先が内容によって都道府県と建築士会に分かれていることから、申請者にとって分かりづらい上、別々に手続を行わなければならない、利便性を欠く状況にある。特に都道府県が提出先となる届出等は、郵送の可否や国への書類の送付等に係る運用が異なっており、申請者の手続をより複雑にしているところ、結果的にその処理期間にも差異が生じているとみられる。また、中央指定登録機関が行っている事務について、国が当該機関に代わって自ら実施する事態が生じた場合には、建築士法第10条の3に基づき都道府県が經由を行うことになるものと解釈される。これによって新たに都道府県の事務負担が増えることに加えて、当該機関が指定されて以降その經由を行っていない都道府県が、ノウハウもない中で突然事務を行うこととなると、現在の都道府県の經由事務の運用状況を鑑みても、申請者が手続を行う際に更なる混乱を招くことが懸念される。なお、この懸念事項については、一級建築士試験に係る都道府県經由事務についても該当するものと思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	192	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3	社会資本整備総合交付金制度の完全電子化	社会資本整備総合交付金システムにおける押印文書の電子化を求める(申請書の電子公印化、様式上の押印の廃止など)。	社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成30年度にシステムが導入され一部の手続きが電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められている。鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【国土交通省】 (7)宅地建物取引業法(昭27法176) 二以上の都道府県の区域にわたる宅地建物取引業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る都道府県經由事務(78条の3)については、廃止する。 (13)積立式宅地建物販売業法(昭46法111) 二以上の都道府県の区域にわたる積立式宅地建物販売業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(54条の2)については、廃止する。	—	宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法における都道府県經由事務の廃止のため、両法の関係規定の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第44号)が第204回国会において成立し、令和3年5月26日公布、積立式宅地建物販売業法に係る改正については同年3年8月26日から施行された。 なお、宅地建物取引業法に係る改正については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	【国土交通省】積立式宅地建物販売業の国土交通大臣に対する免許申請等に係る都道府県經由事務の廃止について(通知)(令和3年5月31日付け国土交通省不動産・建設経済局不動産課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu-ts-uchi.html#r2_189">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu-ts-uchi.html#r2_189</a>	国土交通省不動産・建設経済局不動産課
5【国土交通省】 (10)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 二以上の都道府県の区域にわたる不動産鑑定業の国土交通大臣に対する登録申請(23条1項)等に係る都道府県經由事務については、廃止する。あわせて、国土交通大臣の登録を受けた者に関する不動産鑑定業者登録簿等の都道府県における供覧(31条)を廃止する。	—	不動産の鑑定評価に関する法律における都道府県經由事務等の廃止のため、同法の関係規定の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第44号)が第204回国会において成立し、令和3年5月26日公布、同年8月26日施行された。	【国土交通省】国土交通大臣に対する不動産鑑定業者の登録申請等に係る都道府県經由事務の廃止等について(通知)(令和3年6月30日付け国土交通省不動産・建設経済局地価調査課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu-ts-uchi.html#r2_190">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu-ts-uchi.html#r2_190</a>	国土交通省不動産・建設経済局地価調査課
5【国土交通省】 (4)建築士法(昭25法202) 一級建築士の免許等に関する書類の提出、届出及び書類の交付(10条の3)並びに一級建築士試験の受験の申込み(15条の7)に係る都道府県經由事務については、廃止する。その際、一級建築士の住所等の届出(5条の2)、死亡等の届出(8条の2)、免許の取消しの申請(9条1項1号)及び失踪宣告の届出(施行規則6条4項)の窓口について、運用において、中央指定登録機関(10条の4)が設置する一級建築士の免許申請等の窓口と一本化する。	—	建築士法に基づく都道府県經由事務を廃止する内容を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第44号)が第204回国会において成立し、令和3年5月26日に公布、令和3年8月26日に施行された。 一級建築士の住所等の届出(5条の2)、死亡等の届出(8条の2)、免許の取消しの申請(9条1項1号)及び失踪宣告の届出(施行規則6条4項)の窓口について、運用において、中央指定登録機関(10条の4)が設置する一級建築士の免許申請等の窓口と一本化された。	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う建築士法の一部改正について(技術的助言)(令和3年8月26日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu-ts-uchi.html#r2_191">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu-ts-uchi.html#r2_191</a>	国土交通省住宅局建築指導課
5【国土交通省】 (15)社会資本整備総合交付金 (イ)社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、以下の措置を講ずる。 ・公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長通知)] ・申請書等の提出を含め、事務手続が社会資本整備総合交付金システムで全て完結するよう改修等を行うとともに、改修内容や操作方法等を明確にするため、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」(平29国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。	—	公印の押印省略及び電子メールによる提出を可能とし、その旨を地方公共団体に通知。また、社会資本整備総合交付金システムを改修した上で、当該システムのマニュアルを改正し、地方公共団体に周知した。	【国土交通省】社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について(令和2年7月22日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu-ts-uchi.html#r2_192">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvvt/2020/r2fu-ts-uchi.html#r2_192</a>	国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	193	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	臨床研修費等補助金交付要綱	臨床研修費等補助金(歯科医師)の早期交付決定	臨床研修費等補助金(歯科医師)の交付決定通知依頼の早期化を求める。	令和元年度は10月中旬に県から厚生労働省へ交付申請の進捗を行い、翌年3月下旬に同省から県へ交付決定通知依頼のデータがメールで送信された。概算払いを行うためには、3月末の2営業日前までに、県会計部局において請求書等処理する必要がある。そのため、請求書等を作成する補助対象の医療機関にとっても、書類を精査し会計処理を行う県にとっても、大変厳しいスケジュールであった。平成30年度は3月中旬に交付決定通知依頼が送信されたが、それでもかなり厳しい作業日程であった。  なお、「概算払い」のため県会計部局への提出期日が3月下旬であるが、「精算払い」にすれば4月下旬となる。しかし、精算払いをするためには、医療機関から実績報告書を提出させ、県で確認したのち、厚生労働省へ郵送により原本を提出し、それをもって同省から交付額確定通知依頼を收受する必要があり、それらを4月下旬までにすべて行わねばならない。平成30年度の交付額確定通知依頼が届いたのは令和2年3月末であり、精算払いとすることは難しいと思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	194	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寒川町、箱根町、福岡県	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金交付要綱、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱、廃棄物処理施設整備交付金交付要綱等	3R推進交付金の交付対象の明確化等	循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金の申請手続きにおける交付対象、交付率等の明確化及び説明会・研修会の開催	3R推進交付金(循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金)の申請は、要綱や要領、マニュアル、レシピブック等、関係する資料が多岐に渡っており、多層的かつ複雑なものとなっている。具体的な検討を行う場合、交付の対象性や交付率の判断において、要綱等に明確に示されていない部分が多く、申請事務に支障をきたしている。 例) エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設を検討する場合 ①整備基本計画を策定する時 交付対象事業の範囲は、要綱別表1の18項及び要領18項(6)に記載されているが、具体的には記載がない。 H18.5作成のレシピブックに具体的に記載されているが、要綱、要領に位置付けられておらず、また、交付金サイトへの掲載もない。 ②施設を整備する時 各設備に係る基礎工事の交付率を判断する場合、要綱第5 交付限度額、同別表1、要領18項、19項及びマニュアル、同Q&Aを確認することになる。マニュアルでは、施設区分別の交付率(1/2、1/3)は代表的な機械と土木仕様しか掲載されておらず、機械設置に必要な基礎工事は1/2・1/3のいずれとなるか判断できない。 要綱:循環型社会形成推進交付金交付要綱 要領:循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 レシピブック:循環型社会への改革・Recipe Book マニュアル:エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	195	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県、栃木県、川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、箱根町	環境省	B 地方に対する規制緩和	災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等	災害等廃棄物処理事業費補助金申請における添付資料の削減	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請における添付資料を必要最低限のものに限定すること	災害等廃棄物処理事業費補助金については、環境省地方環境事務所が調査をするに当たり、事前に災害等報告書の作成が求められている。その際、員数(件数)を確認するために全ての作業日報及び計量伝票の添付が必要であったり、廃棄物や搬入搬出の車両状況等、何百枚もの写真の提出を求められることとなり、災害対応に注力できない状況となった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	196	09_土木・建築	村	道志村、市川三郷町、忍野村	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第23条、第23条の2、第24条、第26条、第38条、第39条、第40条 河川法施行規則第11条、第23条	農業用水路の災害復旧に係る手続の簡素化	災害時に河川法に基づく許可を受けて設置された取水施設、用水路等が損傷し、許可を受けた水利使用を適正に行うことができない状況が発生した場合は、河川法26条の許可取得に当たり、水利権者の同意手続を得なくても迅速に復旧できるようにしてほしい。	令和元年の台風19号によって、村内にある道志川(相模川水系の第1級河川)からの取水口に繋がる水路(村所有)が被災し、原型復旧する工事を早急に行う必要が生じた。 一昨年の台風被害時に同様の被害があり、その時に河川管理権者である県に相談したところ、水路の工事を行うにあたっては関係河川使用者の水利権保護を理由に、河川法に基づいた所定の手続きを行う必要があるとの見解が示された。その手続きにおける関係河川使用者の同意取得の範囲の判断基準については不明確であった。(同意書は、任意の様式を用いて、水利権者を1軒ずつ訪問し、当該工事については説明し書類にサインをもらう形となり、3か月以上を要することが予想された。) 令和元年台風19号時も同様の手続きが求められることが考えられたが、迅速な対応が必要であったため、同意取得を求められるコンクリートを使った復旧は断念し、河川法上の手続きを踏まずに行える簡易的な復旧を行った。 また特に地元の特産品である農作物の栽培においては、大量の水が必要となるため、災害復旧をより迅速に行う必要もあり、災害復旧の際の手続きに限り、その簡素化が必要である。 河川法第38条においては、許可申請者による関係河川使用者の同意取得は、あくまで河川管理者による関係河川使用者への通知が不要な場合の条件とされているのみであり、仮に河川管理者から通知を受けた関係河川使用者から意見の申出があった場合でも、同法第40条第1項第1号に基づき「公益性が著しく大きい場合」等と認められれば、許可が可能とされているところ、今回のようなケースにおいて申請者における関係河川使用者の同意取得が求められることは法律の趣旨に照らして適切ではないものとする。また、そもそも、同法第38条では「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」については同意不要だが、原型復旧によって損失を与えることは想定し難いため、この場合に該当するのではないかと。 東日本大震災時には、取水施設等が被害を受けた場合等の水利使用許可制度の適切な運用を求める事務連絡が出されているところであり、これと同様に、災害時の迅速かつ柔軟な対応を可能とする問題意識の下で、災害復旧に係る同意取得手続が不要となるような制度または運用の見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (39)医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制推進事業費補助金、臨床研修費等補助金(歯科医師)及び医療施設運営費等補助金 医療施設等設備整備費補助金等については、都道府県の円滑な事務の執行に資するよう、令和3年度から可能な限り標準処理期間内に交付決定を行う。	—	新型コロナウイルス感染症の対応による医療機関の繁忙等の事情を勘案し申請を待たざるを得ず、結果として標準処理期間内の交付決定を行うことはできなかったものの、可能な限り早期の交付決定に努め、令和4年2月24日に交付決定を行った。	【厚生労働省】令和3年度臨床研修費等補助金(歯科医師)交付決定通知依頼書(令和4年2月24日付け厚生労働省発医政)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_193">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_193</a>	厚生労働省医政局医療経理室
5【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金 循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金及び廃棄物処理施設整備交付金については、地方公共団体による交付対象の判断に資するよう、令和2年度中に新たな交付金申請の手引を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行う。	—	「循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)」(令和3年3月環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)を作成するとともに、循環型社会形成推進交付金サイトへの関連資料の集約等を行い、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対して周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼した。	【環境省】循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編)(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_194">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_194</a>	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【環境省】 (8)災害等廃棄物処理事業費補助金 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付資料については、地方公共団体の負担軽減を図り災害対応に注力できるようにする観点から、必要最小限のものとなるよう、「災害関係業務事務処理マニュアル」(平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—	災害関係業務事務処理マニュアル(令和3年2月改訂版 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)を改正し、都道府県廃棄物行政主管部(局)に対して周知するとともに、管内市区町村への周知を依頼した。	【環境省】災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課令和3年2月改訂)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_195">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_195</a>	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【国土交通省】 (11)河川法(昭39法167) 水利使用に係る関係河川使用者の同意(38条)については、当該水利使用により関係河川使用者が損失を受けないことが明らかであると河川管理者が判断する場合には当該同意の取得を要しないとしているところ、災害復旧事業としての施設の原形復旧工事であって、取水量など従前の取水態様に変更がなく、水質等が河川環境に影響を与えない場合においては、基本的に関係河川使用者は損失を受けないと判断できることを明確化し、その旨を地方公共団体に令和3年2月にHP及びメールにて地方公共団体へ周知を行った。	—	災害復旧事業としての施設の原形復旧工事であって、取水量など従前の取水態様に変更がなく、水質等が河川環境に影響を与えない場合においては、基本的に関係河川使用者は損失を受けないと判断できることを明確化し、その旨を地方公共団体に令和3年2月にHP及びメールにて地方公共団体へ周知を行った。	【国土交通省】国土交通省HP: <a href="https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/sinsei/">https://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/suiriken/sinsei/</a>		国土交通省水管理・国土保全局水政課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	197	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16 3. 地方自治法第252条の17の2	医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項の一部(地域医療構想等)及び同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議に係る事務について、都道府県と協議の上、基礎自治体が処理できる旨の明確化	医療法上、都道府県知事が処理することとされている事務のうち、以下の事務について、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、都道府県から市町村へ条例により事務処理の権限を移譲できるよう、医療計画又は地域医療構想に係る解釈通知の改正等により明確化されたい。 ①医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項のうち、二次医療圏における療養・一般病床に係る基準病床数等の策定 ②同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議の運営等	<p>&lt;提案の背景&gt;</p> <p>団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築に取り組む中、本市においては、地域医療構想上、約7,000床の病床が不足が推計される等、医療・介護需要の大幅な増加が見込まれている。</p> <p>本市は、市域で二次医療圏が完結していること、多数の人口を抱える全国最大規模の市であること、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれることなど、県内の他の圏域とは医療需要の動向が大きく異なっている。</p> <p>このような中、医療法上、医療計画に係る地域医療構想や基準病床数に関する事務は都道府県知事が行うこととされており、県内での一律の取扱いが、必ずしも本市の実情に沿ったものとなっていない。</p> <p>これまで県に対し、必要な事務処理の権限の一部を移譲するよう求めてきたが、要件が整えば基礎自治体でも分担可能な事務と、引き続き都道府県が担うべき事務についての区別が明確化されていないことから、協議が平行線となっている。</p> <p>&lt;本市の実績&gt;</p> <p>1. 既に県からの権限移譲等を受けて病院の開設許可や病床整備事前協議の手続きを行っており、法令や条例上、市の事務とされていない地域医療構想調整会議においても、本市の構想区域については、県の方針の範囲内において、関係者への事前説明等、会議運営に係る事務を担っている。</p> <p>2. 高度な医療機能を有する地域中核病院の市内6方面への整備、救急医療提供体制の整備、在宅医療連携拠点の全18区設置など、市域の医療課題や医療提供体制の動向を十分に把握し、効率的・効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を独自に展開してきた。</p> <p>&lt;支障事例&gt;</p> <p>1. 医療法上、都道府県知事が処理することとされている医療計画(地域医療構想含む)に関する事務について、必ずしも都道府県内の統一的な事務が地域の実情にそぐわないなど、地域の実情を把握する基礎自治体が処理した方が、より円滑かつ迅速に、適切な医療提供体制の構築が行える場合であっても、事務処理の権限のない基礎自治体は都道府県の方針に合わせざるを得ない状況になっている。</p> <p>2. 医療法において、地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が実行するとされているため、基礎自治体の実情を踏まえた効率的な会議運営や地域の医療機関への対応が行えない。</p> <p>&lt;提案内容&gt;</p> <p>地域の医療提供体制の構築能力を十分に持つ本市が、地域の実情に応じて、2025年に向けて真に必要な医療提供体制の構築に取り組めるよう、医療法上、都道府県知事が処理することとされている事務のうち、以下の事務について、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、協議が整えば、都道府県から市町村への権限移譲の対象となり得ることを医療計画又は地域医療構想に係る解釈通知の改正等により明確化されたい。</p> <p>1. 医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項のうち、二次医療圏における療養・一般病床に係る基準病床数等の策定 2. 同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議の運営等</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	198	09.土木・建築	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、都市災害復旧事業事務取扱方針、堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項、宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド	堆積土砂排除事業における補助対象要件の明確化及び堆積土砂量の推計方法の合理化	堆積土砂排除事業について、以下の①及び②の措置を求める。 ①「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」第2定義9ハ号に規定される市町村長が「公益上重大な支障がある」と認める場合として、「復旧作業の長期化等により市民の福祉の向上を妨げる場合」も含めることができることを基本方針等において明確化すること。 ②堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量の推計方法について、土の特性を考慮し、堆積土量に土の変化率を乗じて対象とする土砂量を算出できることを「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項」において明確化すること。	令和元年10月に発生した台風19号による河川氾濫により、堤外地内の一般社団法人等が非営利目的で運営するスポーツグラウンド等において、土砂や漂流物の堆積、施設損壊等の被害が発生した。当該施設は多くの市民が利用する公益目的の施設であり、本市において地域経済活性化やスポーツ振興の重要な拠点となっているが、法令上公共施設に該当せず宅地等と同等に扱われるため、堆積土砂の撤去や損壊施設の処分・復旧に対して災害復旧事業の活用ができなかった。堆積土砂や漂流物の撤去等には膨大な費用と時間がかかるが、非営利で活動する団体であるため、罹災時の資金調達に困窮し、復旧に時間を要することとなり、その結果、当該施設の利用を長期間に渡って休止せざるを得ず、市民の福祉向上を妨げることとなった。また、昨年の台風の罹災時に、本市では堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量の推計に当たって、掘削により土の体積が大きくなることは承知しており、かつ、堆積厚の計測において土の性質を特定することも可能であったが、土の変化率を乗じて算出してよいか分からなかったため、変化率を乗せずに算出した堆積土砂量をもとに事業費の申請を行った。その結果、掘削により土の体積が大きくなった分、申請額を実際の搬出量に基づく実費が大きく上回り、本来であれば事業の活用が認められるはずの土砂について、対象とすることが出来なかった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	199	08.消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第2項、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))	災害救助法による救助における現物給付の原則の見直し	災害救助法による救助における現物給付の原則を見直し、金銭により物資の購入が可能である場合は、現物による給付だけでなく、金銭給付による救助を認める等の要領改正を行う。併せて、どのような場合に金銭給付が可能であるかについて要領上に明記する。	災害救助法4条2項には、「救助は、都道府県知事等が必要であると認めた場合においては、救助を要する者に対し、金銭を支給して行うことができる」と規定されているが災害救助事務取扱要領では、災害救助法による救助は現物給付の原則が定められており、令和元年東日本台風(台風第19号)での災害対応では、生活必需品についても現物により給付を行った。しかし、年末年始の繁忙期に差し掛かり、調達事業者及び運送業者の確保や迅速な物資の調達・搬送が困難となったため、行政を通して申請・調達・給付を行うには相当程度の時間(およそ1カ月程度)を要した。このため、即時の生活必需品の提供ができず、多数の被災者から迅速な給付を求める要望が寄せられた。今回は風水害における支障であって、熊本地震ほどの被害規模ではなく、申請件数も44件程度(熊本市では1万件以上を支給)であったにもかかわらず、かなりの支給遅延が発生したものであり、これまでの提案とは異なる新たな支障事例が発生している。このように流通機構が遮断されるに至っていない程度のケースであれば、現物給付より金銭給付の方が迅速かつ効果的な救助となるため、被害規模に応じて、給付の方法を選択できるようにしてほしい。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	200	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第3条、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))	災害救助法による救助期間における協議方法の見直し	災害救助法による救助期間の基準を延長し、特別基準を設ける場合における国との協議方法の運用を見直す。	災害救助法では、救助期間等の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。ただし、特別基準として救助期間を延長する場合、運用上、一般基準として定められた期間内での延長しか認められておらず、被害状況により長期の救助が見込まれる場合であっても、その都度、期間の延長協議を行う必要があり、事務の負担が生じている。なお、この協議は、申請すれば認められる形式的な業務になっている。協議の方法については、メール又は口頭での伝達だけでも可能であるが、その後、書面による文書提出が求められており、救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・貸与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められており、令和元年東日本台風(台風19号)による災害では計15回の延長協議が必要となった。一般基準で定められた期間ごとに延長する運用を改め、災害規模、被災状況を踏まえた期間延長ができるようにしてほしい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	201	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第3条、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第229号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))	災害救助法による救助期間の基準の見直し	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準における救助期間の基準を見直す。	災害救助法では、救助期間の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。ただし、特別基準として救助期間を延長する場合、運用上、一般基準として定められた期間内での延長しか認められておらず、被害状況により長期の救助が見込まれる場合であっても、その都度、期間の延長協議を行う必要があり、事務の負担が生じている。なお、この協議は、申請すれば認められる形式的な業務になっている。協議の方法については、メール又は口頭での伝達だけでも可能であるが、その後、書面による文書提出が求められており、救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・貸与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められており、令和元年東日本台風(台風19号)による災害では計15回の延長協議が必要となった。災害救助法の一般基準で定められた各期間は、いずれも短期すぎるものであり、災害救助の実態に合っていないため、一般基準を一律30日程度を目安に見直ししてほしい。	—
R2	202	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条第1項第1号、第25条第1号、第27条第1項第1号	特定医療費(指定難病)助成制度における申請書類等から「性別」項目を削除	特定医療費(指定難病)助成制度において、申請書、受給者証及び再交付申請書から「性別」項目を削除すること。	特定医療費助成制度においては、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則により、「特定医療費支給認定申請書」(規則第12条第1項第1号)等に性別を記載することとされている。「性別」項目の必要性が明確でない中、「性別」項目を設けていることは、性的マイノリティに該当する申請者の心理的負担となる恐れがあり、都道府県及び指定都市においても、公簿等により当該項目を確認する事務負担が発生している。なお、性別については、特定医療費支給認定申請の際に添付される診断書(臨床調査個人票)に記載することとされているため、当該申請書等で項目が削除されても、「指定難病患者データベース構築」には支障がないと考える。また、申請書等から「性別」項目を削除した場合でも、市及び医療機関の事務に支障がないことから、「性別」項目の削除を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	203	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)	「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。	小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	204	11_その他	市区長会	指定都市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第22条、第29条 公職選挙法施行令第29条第1項	新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールの制定	選挙人名簿の管理に係る事務負担を軽減するとともに、選挙制度の根幹を揺るがす二重投票が発生しないよう、選挙時登録の際の新旧住所地間における選挙人名簿更新時のルール(新旧住所地が選挙人名簿に登録したことを通知する「選挙人名簿登録通知」の制度化)を求める。	選挙人名簿の登録は、登録基準日において、引き続き3箇月以上、当該自治体の住民基本台帳に登録されている者について行われるが、名簿登録後、当該自治体を転出した場合には、新旧住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。このため、1人の選挙人が旧住所地及び新旧住所地のそれぞれの自治体の選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在する。選挙時において、1人の選挙人が新旧それぞれの住所地で投票(二重投票)をされないよう選挙人名簿を適正に管理するため、新旧住所地での登録の有無を確認する必要があるが、①転入者が登録したことを旧住所地へ通知する自治体もあれば、②転出者の登録の有無を新旧住所地へ照会する自治体もあり、各自自治体の判断によって対応は様々である。このように選挙人名簿の管理に関し、ルールが定まっていないことで、例えば、選挙人が、①の旧住所地への通知のみを行い転出者の登録の有無を新旧住所地に照会していない自治体から、②の新旧住所地への登録の照会のみを行い旧住所地に転入者の登録通知をしていない自治体に転入した場合には、名簿登録に関する確認が全く行われないケースも発生している。	—
R2	205	11_その他	市区長会	指定都市市長会	財務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	財政法43条	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。	文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改修事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 救助の期間(4条3項)の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年5月を目途に周知する。	—	令和3年5月に開催した災害救助法等担当者全国会議において、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることについて、具体的な事例を示したとともに、内閣府HP(※)においても掲載した。 (※)下記URLにおけるページ番号82～88 http://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b8.pdf	—	—	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)付
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (37)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iii)特定医療費の支給認定に係る申請書等(施行規則12条1項、25条1項及び27条1項)における性別の記載については、削除することを検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (53)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (iii)特定医療費の支給認定に係る申請書等(施行規則12条1項、25条1項及び27条1項)における性別の記載については、令和3年度中に省令及び「特定医療費の支給認定について」(平26厚生労働省健康局長)を改正し、削除する。	特定医療費の支給認定に係る申請書等(施行規則12条1項、25条1項及び27条1項)における性別の記載については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号)により性別の記載について廃止する(令和3年12月27日公布、令和4年4月1日施行)とともに、令和4年3月17日付けで「特定医療費の支給認定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)の改正通知を発出した。	【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号) 【厚生労働省】「特定医療費の支給認定について」の一部改正について(令和4年3月17日付け厚生労働省健康局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_202">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.htm#r2_202</a>	厚生労働省健康局難病対策課
5【内閣府(3)】【総務省(2)】【財務省(1)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(児童福祉法19条の3第7項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	206	03_医療・福祉	都道府県	沖縄県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5、里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて(平成11年8月30日付け雇児第50号)	ファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所できることの明確化	「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け雇児第50号)を改正し、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所へ入所できることを明確化する。併せて、保育所利用に係る利用者負担についても、里親と同様の扱いとする。	ファミリーホーム事業は、最大6名の児童を養育する事業であり、児童養護施設のような大人数の中で養育するよりも、より家庭的な環境の中で、愛着形成が必要な時期の養育を行うことができる事業である。本県のファミリーホーム(県内9か所)はどれも児童養護施設のOB等の個人が養育者となっているが、事業創設から10年が経過し、養育者の高齢化が進んでいる。養育者が高齢の場合などでは、1日を通して365日複数の幼児と関わり続けることは非常に負担が大きい。しかし、養育者が負担軽減のために保育所を利用しようとしても、ファミリーホームに委託されている児童の取扱いが明確になっていないことを理由に、「保育の必要性」が認められない事例がある。幼稚園や認定こども園(教育認定)なら利用できることは承知しているが、近隣に幼稚園等がなく保育所しかないファミリーホームがあり、このような支障が生じている。また、将来的な担い手確保のためにも、養育者が利用できる施設は多様であることが望ましい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	207	03_医療・福祉	中核市	豊橋市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号イ(2)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し	認可外保育施設の保育従事者資格については、認可外保育施設指導監督基準において、概ね3分の1以上は保育士や看護師の資格を有する者と定められている。当市には外国人専用として運営されている認可外保育施設が5施設あるが、そこで保育従事者として働く「海外での幼児教育にかかわる資格を取得した者」については、日本における有資格者として認めることができないため、基準を満たすことができない状況が続いている。日本の保育士資格を取得するためには、養成校や通信教育での学科、及び認可施設等での実習などが必要とされているが、多くの認可外保育施設において人員に限られ、保育従事者の実習等による欠員補充が困難なほか、当該施設の多くの保育従事者は日本語が堪能ではなく、専門用語を理解し、短期間で保育士資格を取得することはハードルが高い。基準を満たすことができない場合は、経過措置の終了後に幼児教育・保育の無償化対象施設から除外されることになるが、資格者の部分にのみ問題が有るのであれば、認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える、「海外における教員資格」を日本の保育士資格として認定する制度を構築する、研修等の一定の要件を設けたうえで「自治体の長が認めた者」の配置でも可とする等の対応ができないか。例えば、教員資格については、都道府県の検定によって日本で相当する免許を取得できる制度があり、また海外において日本の保育士資格を所定の手続きをもってその国の保育士資格として認める制度もある。そして、認可保育施設については、待機児童解消までの間だけだが、幼稚園教諭等、つまりは教員資格取得者を保育士とみなせる特例もある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	208	03_医療・福祉	中核市	豊橋市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育体制強化事業実施要綱、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	保育体制強化事業の前年同月比較要件の見直し	保育体制強化事業の保育支援者を配置した月における保育士等の数の前年同月比較要件を撤廃し、保育士等の配置基準を満たした上で、保育支援者を加配した場合には全て補助対象とする。	施設状況によって当然保育士等の配置数は変わるため、保育支援者を配置する直前に保育士が退職した場合など、前年より保育士等が少ない等の理由で保育支援者を配置したとしても補助金を活用できない施設がある。ある保育所では、保育支援者が確保できた年度には上記取扱いにより、補助対象外となってしまったという事例が生じるなど、支障をきたしている。令和元年度は予算段階では30園が計画したが、「保育士、保育士以外の人員がそれぞれ前年度以上」という基準をクリアできない園も多く実際に実施できた園は20園にとどまる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-vosan.html</a>
R2	209	03_医療・福祉	中核市	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ	新制度未移行幼稚園の利用者が途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の施設等利用費の日割り計算に係る事務負担軽減	新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、毎月1日を基準日とし「月」単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。	「子育てのための施設等利用給付」に係る認定に当たっては、「月」単位ではなく、「日」単位での認定となる。新制度未移行幼稚園の利用者が、月の途中で他市町村へ転出した場合、改めて転出先の市町村が認定のうえで施設等利用費を支給する必要があるが、転出前後の支給額は日割り計算により算出するため、転出があった場合、その月の当該幼稚園の行事等に伴う日曜日や祝日等の開園状況やその振替による平日の休園等を確認し、転出前後のそれぞれの日数に応じて算出する必要がある。また、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-29」において、国は日割り計算を共通した法則のもとで実施することにより市町村間の日割り計算に係る連絡調整は不要としているが、転出前後の市町村で過給付を防止するため、確認の必要がある。したがって、月の途中の市町村間の転出入に伴う日割り計算の事務の軽減のため、在園しながら転出した場合は、「日」単位ではなく、毎月1日を基準日として、基準日に居住する市町村が当該月に係る施設等利用費の全額を支給する取り扱いを認め、事務の簡素化を図っていただきたい。 「参考」 件数 月5件程度 ・事務量(異動前後の市町村でそれぞれ必要) 異動情報の把握 3時間/月 1件の対応時間 2時間(日割り金額の算出・幼稚園との調整・相手方市町村との調整)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法6条の3第8項)を行う者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平11厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 また、当該児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等の取扱いについても検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【内閣府(6)(i)】【厚生労働省(7)(i)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)小規模住居型児童養育事業(児童福祉法6条の3第8項)を行う者に委託されている児童が保育所へ入所する場合の費用の支弁等については、政令を改正し、利用者負担を求めないこととする。 (関係府省:厚生労働省) [措置済み(子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第93号))]</p>	<p>小規模住居型児童養育事業者に委託されている児童については、保育所への入所が可能であることを明確化するため通知を発出し、保育所入所における費用の支弁等については利用者負担を不要にするため政令を改正した。</p>	<p>【厚生労働省】「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の一部改正について(令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、保育課長、社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課長通知)  子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第93号)  【内閣府・文部科学省・厚生労働省】子ども・子育て支援法施行令の改正について(通知)(令和3年4月1日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_206">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_206</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課</p>
<p>5【内閣府(2)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)利用する児童の全て又は多くが外国人である認可外保育施設における保育従事者の配置基準については、国家戦略特別区域の区域内に所在する場合に保育従事者の資格基準を緩和する現行の特例について、活用状況等を踏まえつつ、その在り方について検討し、令和3年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
—	—	—	—	—	—
<p>5【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (iv)子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け【FAQ2020年10月30日版】)]</p>	—	<p>子育てのための施設等利用給付について、一定の条件の下、月割りによる給付が可能である旨等を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】 ・転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡通知) ・幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年10月30日版)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_209">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_209</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	210	03_医療・福祉	都道府県	福島県	①内閣府 ②厚生労働省 ③④内閣府 ⑤⑥⑦厚生労働省 ⑧法務省	B 地方に対する規制緩和	<p>&lt;義務&gt;</p> <p>①都道府県基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3)</p> <p>②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)</p> <p>&lt;努力義務・できる規定&gt;</p> <p>③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条)</p> <p>④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条)</p> <p>⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)</p> <p>⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)</p> <p>⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p> <p>⑧地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)</p>	関係法律等に基づく計画策定の義務付け(実質的な義務付けとなっている努力義務を含む)を見直すこと	関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものについて、策定、改定の時期、計画の内容について、自治体が必要性や実態を踏まえて判断できるような任意規定とすること。また、実質的には義務付けとなっている努力義務について、策定が任意であることを周知すること。	関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものが多く、その一つ一つに係る当初計画の策定や大綱見直し等による改定作業が、自治体にとって大きく負担となっている。限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、その計画の必要性、自治体における現状を踏まえて、策定するかしないかも含めての判断を尊重するよう求めるもの。また、努力義務・できる規定となっている計画についても、計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	211	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第50条の2 生活保護法施行規則第14条、第14条の2	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。 【告示対象】名称及び住所地の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理に多大な事務手間が掛かっている。</li> <li>・特に、管理者変更の届出が未提出である医療機関への提出依頼や記載漏れの照会(管理者の生年月日・住所の漏れ)が多数。チェーン薬局は管理者の変更が年数回あることも珍しくなく、届出の提出側も事務手間が生じている。</li> <li>・管理者の変更については、厚生労働省が行っている保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条に基づく「保険医療機関の指定の変更」で十分である(県は、厚生労働省から管理者変更等に関する情報提供を受けている)。</li> </ul>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	212	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金交付要綱	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	生活保護費等国庫負担金等に係る実績報告書について、実績報告書様式の簡素化、チェック媒体の改善、要綱改正時期の早期化等により、事務負担の軽減を求める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書の記載項目が非常に多く複雑である。</li> <li>・交付要綱別紙様式の入力内容をチェックするために、要綱に定めのないチェック媒体の提出を求められており、入力及び確認に二度手間がかかっている。</li> <li>・要綱(報告書様式)の改正が提出期限直前にあるため、報告書の作成及びとりまとめに時間的猶予がない。</li> </ul>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>5【内閣府】</b>  (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法31)基本計画(2条の3第1項及び同条第3項)については、地方公共団体の判断により、関係機関による協議会等における協議結果を計画の一部として活用することが可能であること、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。  (8) 子ども・若者育成支援推進法(平21法71)  子ども・若者計画(9条1項及び2項)については、以下のとおりとする。  ・子ども・若者育成支援推進大綱(8条1項)を勘案した内容であれば、総合計画など地方公共団体における既存の計画等を当該計画とみなすことが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。  ・令和2年度中を中途に策定することとしている子ども・若者育成支援推進大綱の改定の時期については、地方公共団体及び「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」の意見を踏まえ、政策的に関連の深い他の大綱等の改定の時期に合わせる方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  (12) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平25法64)  子どもの貧困対策についての計画(9条1項及び同条2項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。  <b>5【法務省】</b>  (7) 再犯の防止等の推進に関する法律(平28法104)  地方再犯防止推進計画(8条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であること等を明確化するため、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」(令元法務省)を改定し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。  <b>5【厚生労働省】</b>  (5) 児童福祉法(昭22法164)  (iii) 障害児福祉計画(33条の20第1項及び33条の22第1項)については、計画に定めるように努めるものとされている事項(33条の20第3項及び33条の22第3項)を記載するか否かは地方公共団体の判断によること、地方公共団体において障害者基本法(昭45法84)36条1項及び4項の合議制の機関を設置している場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機関を活用することができることを、地方公共団体に次回の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平29厚生労働省告示116)の改正時に改めて通知する。  (26) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)  (ii) 自立促進計画(12条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下この事項において「都道府県等」という。)がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、都道府県等に令和2年度中に通知する。  (31) 次世代育成支援対策推進法(平15法120)  (i) 行動計画(8条1項及び9条1項)については、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。  (46) 社会的養育推進計画の策定に関する事務  社会的養育推進計画については、地域の実情を踏まえつつ、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(特別区を含む。以下この事項において「都道府県等」という。)の判断により策定されるものであることを、都道府県等に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策についての計画、再犯の防止等の促進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画及び社会的養育推進計画については、対応方針に従い策定主体への通知等を行った。  なお、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱の改定時期については検討中。また、児童福祉法に基づく障害児福祉計画については、次回の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針改正時に通知予定。</p>	<p>・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項及び第2項に基づく子ども・若者計画の策定について(令和3年1月29日内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(青少年企画担当)付事務連絡)  ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項及び第3項に基づく基本計画の策定について(令和3年2月19日付け内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課通知)  ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項及び第2項に基づく都道府県計画及び市町村計画の策定について(令和3年1月29日付け内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課連名事務連絡)  ・地方再犯防止推進計画策定の手引き(改訂版)(令和3年3月)  ・都道府県社会的養育推進計画」に基づく取組状況の公表等について(令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課通知)  ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項及び第9条第1項に基づく市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定について(令和3年3月30日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室通知)  ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画の策定について(令和3年2月8日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_210">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_210</a></p>	<p>内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課  法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、子ども家庭局総務課少子化総合対策室、家庭福祉課</p>
<p><b>5【厚生労働省】</b>  (15) 生活保護法(昭25法144)  (ii) 都道府県知事等が指定する医療機関の申請(49条の2)等については、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請(健康保険法(大11法70)65条)等と併せて地方厚生局を窓口として行うこととする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p><b>5【厚生労働省】</b>  (16) 生活保護法(昭25法144)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平6法30)及び生活困窮者自立支援法(平25法105)  生活保護費等国庫負担金等(生活保護法75条1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律14条4項及び15条4項並びに生活困窮者自立支援法15条1項)の実績報告については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、報告に用いる様式の改正が必要な場合は可能な限り早期に行うとともに、令和2年度事業の報告から当該様式への入力事務を効率化するための所要の措置を講ずる。</p>	—	<p>実績報告については、令和3年1月に、生活保護費等国庫負担金等交付要綱を改正し、報告様式を改正するとともに、報告様式への入力事務の効率化を図るための事務連絡を、2月26日に厚生労働省から発出した。</p>	<p>【厚生労働省】生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金における実績報告に係るチェック媒体様式の送付について(令和3年2月26日付け厚生労働省社会・援護局保護課経理係長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_212">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_212</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	213	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る事務負担の軽減	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る当初協議を廃止し、事務の負担軽減を求める。	・交付申請の前に、要綱に定めのない事前協議書の提出を求められており、二度手間となっている。	—
R2	214	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る申請書類等の簡素化及び交付決定時期の統一化	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る補助区分種目について、細分化されている補助区分種目を統合し、交付申請書や交付決定時期を統一化するなど、事務の簡素化を求める。	・同補助金の補助区分種目が複雑かつ多数であり、それぞれ交付申請書や当初協議書の様式や提出時期が異なっているほか、交付決定時期も異なっていることから、大きな事務負担となっている。 ・特に、県は市町村のとりまとめを行う必要があることから、負担が非常に大きい。	—
R2	215	11_その他	都道府県	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	独立行政法人福祉医療機構法第12条、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日付け厚生省収児第44号の4)、住民基本台帳法	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	【現況届に関する事務】毎年6月末日までに、「心身障害者扶養保険約款第23条」の規定により、保険契約者は独立行政法人福祉医療機構(以下、WAM)に受給者の現況届書を提出することになっている。県内在住者は住基ネットで氏名・住所・性別・生年月日を確認できるが、県外在住者は住基ネットでの検索が出来ないため、住民票を送付してもらう必要がある。このため、確認に時間を要し、市町村の事務負担も大きく、受給者にとっても負担となっている。(R1処理状況:県外の受給者114名) 【死亡の届出に関する事務】「心身障害者扶養保険約款第24条」の規定により、保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡した場合、速やかにWAMに死亡届を提出することになっているが、届出が遅れることによる県の過払年金件数が毎年約10件発生している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	216	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町、高知県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、特定教育・保育等に要する費用の算定に関する基準等の実施上の留意事項について、子ども・子育て支援交付金交付要綱、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の多子世帯の判定に係る運用基準の見直し	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の財源は、通常は県の措置費、多子減免が適用される場合は、市町村からの給付という違いがあるものの、いずれにせよ全て公費で負担される。児童養護施設入所者の副食費の免除に係る多子世帯の判定については、施設長が「保護者」として整理されるため、異なる施設に入所する場合は通算されず、また保護者のもとに戻るために長子の入退所が繰り返されたり親権者が異なるために苗字が違っている等の理由により、本籍地市町村へ戸籍の照会や児童養護施設に確認するなど判定が煩雑であり、市町村の負担となっている。 また、幼稚園にとっても給食費の徴収が複雑となり負担となっている。 (財源割合:県の措置費の場合→国1/2、県1/2、多子減免が適用される場合→新制度移行済の園は国36.9%、県31.55%、市町村31.55%ずつ、未移行の園は国・県・市町村1/3ずつ) そこで、幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直し事務負担の軽減を図りたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka-yosan.html</a>	
R2	217	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、高松市、松山市、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域児童福祉事業等調査要綱	地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し	厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直していただきたい。	県は、毎年、厚生労働省の委託を受け、統計法に基づく一般統計調査「地域児童福祉事業等調査」を実施している。調査目的は、認可保育施設、認定こども園、認可外保育施設等の現状把握や、保育所利用世帯の状況等の把握で、県は市町(中核市除く)を通じて施設及び施設を利用する世帯に対して調査を実施している。なお、国との委託契約については、県が契約事務を担当しており、支出負担行為担当官として国と県、国と中核市間の契約書等を作成している。 例年あらかじめ実施が予定されている調査であり、また、年度末に実施しなければならない調査内容ではないと考えられていたが、調査の実施スケジュールが毎年遅延しており、例年、契約事務と調査業務を県・市町も保育関係施設も多忙である年度末に実施しなければならず、負担となっている。また、調査対象の施設が協力を拒否する事例もあり、統計の正確性が確保できなくなっている。 そのため、11月末までには実施を依頼していただくようスケジュールを見直していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>5【総務省(8)】【厚生労働省(27)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) 心身障害者扶養保険事業(独立行政法人福祉医療機構法12条1項)において地方公共団体から独立行政法人福祉医療機構へ提出している現況届書及び死亡届書については、令和3年度から住民票の写しの添付を不要とする。 また、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含め、年金受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【総務省(11)】【厚生労働省(41)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び独立行政法人福祉医療機構法(平14法166) 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを令和3年中に通知する。</p>	<p>心身障害者扶養共済制度における年金受給権者の現況等の確認については、住民基本台帳法の規定に基づいて定めた条例に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能であることを、条例の規定例と併せて通知した。</p>	<p>【厚生労働省】心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況等の確認に係る住民基本台帳ネットワークシステムの活用について(令和3年12月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_215">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_215</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>5【厚生労働省】 (49)地域児童福祉事業等調査 地域児童福祉事業等調査については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、令和2年度から可能な限り早期に調査依頼を発出する。</p>	—	<p>地域児童福祉事業等調査スケジュールを早期化した。</p>	<p>【厚生労働省】令和2年地域児童福祉事業等調査の実施について(通知)(令和2年9月18日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_217">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_217</a></p>	<p>厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	218	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島県、香川県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、上島町、久万高原町、松前町、鬼北町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条	輸血用血液製剤の円滑な融通を可能とする見直し	輸血用血液製剤について、適正な保管・管理体制が整っていると都道府県が認定した三次救急医療機関に限り、医薬品医療機器等法に基づく販売業の許可を必要とせず、圏域内のあらかじめ指定を受けた二次救急医療機関への融通が可能となる制度とすること。	日本赤十字社による医療機関での血液製剤備蓄所の廃止に伴い、救急医療機関では救急患者に対応するため、一定量の輸血用血液製剤を在庫する必要があるが、本県では地理的要因により、血液製剤の販売を行う愛媛県赤十字血液センター(松山市)から遠隔地にある救急医療機関も多く、それらの医療機関はより多くの在庫を確保する必要がある。医療機関においては適正な在庫量の確保に努めているものの、使用期限が短いことから、血液製剤備蓄所の廃止により、使用期限超過による廃棄血液製剤が増加し、貴重な献血が無駄になることが懸念される。また、緊急に輸血が必要な患者が発生した際に、血液製剤の在庫が少ない救急医療機関において迅速な対応が困難であり、血液製剤を多く保有している三次救急医療機関への救急患者の集中が懸念される。血液製剤を販売、授与等する際には、医薬品医療機器等法に基づく医薬品販売業の許可が必要であり、基準に適合した販売店舗、管理する専任薬剤師の確保が必要であるほか、譲渡・譲受時には相手先等を記録し、その記録を保存する必要があることから、許可取得にはハードルは高い。なお、他自治体においては、地域の赤十字血液センターからの配送に時間を要し、緊急時に血液製剤の確保が困難になることが想定されていたり、現に血液製剤備蓄所の廃止後、血液製剤の廃棄量が増加しているところがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	219	11_その他	一般市	合志市	総務省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法、自衛隊法第97条第1項、自衛隊法施行令第120条、自衛官等の募集業務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号総務省自治行政局住民制度課長通知)	自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出できることの明確化	自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛隊より募集対象者情報の提出依頼があるところ、当該依頼に対して住民基本台帳の一部の写しを提出することに住民基本台帳法上の制約はないものと解されるが、対外的な説明の観点から通知等によりその旨明確化することを求める。	当市では、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、提供における法令上の根拠について市民から問い合わせが寄せられている。住民基本台帳法上、住民基本台帳の一部の写しの提供に関する規定は設けられていないことから、他の法令に基づく場合には住民基本台帳の一部の写しを提供することは可能であるものと解しており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているところであるが、この住民基本台帳法上の解釈が必ずしも明文化されていないため、対外的な説明が困難となっている。なお、「自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号)」においても、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができると解されています」と記載されているが、「市区町村長が同規定に基づき住民基本台帳の一部の写しを提供することが住民基本台帳法上可能である」とは明記されていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	220	05_教育・文化	都道府県	埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、毛呂山町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、山梨県、磐田市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく特別支援教育就学奨励費の定額支給化	「特別支援教育就学奨励費」の学用品費等を定額支給とすること。	【現行制度】 「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料(令和元年度版)文部科学省」において国庫補助対象限度額一覧があり、その中で、学用品購入費については「実費」と定められている。また、同資料に対象経費の算定方法について記載があり、「保護者等が費用負担している実態について確認を行うこと。なお、確認方法については、レシート・領収書等による確認」とされている。 【支障事例】 特別支援教育就学奨励費の支給事務について、支給対象額の算定のために事務担当者、教員、保護者に過度な負担が生じている。一つ一つの支給金額は数百円程度のものが多く、支給する金額に対して、事務担当者、教員、保護者の負担感が大きい。特に、「学用品・通学用品」について、当県では、支給件数が年間20,000件弱となっているが、保護者が申請してきた品物について、教育課程上必要なものかどうか一つ一つ確認が必要であり、その都度教員への確認作業が生じている。また、保護者には領収書、レシートなど、金額と支出したことを証明する書類の提出が必須とされているが、「雑貨」などと品物名がはっきり記載されないケースもあり、証拠書類として採用できないものもある。内容確認のための電話連絡や領収書の取り直しなど保護者に負担が生じている。提出された領収書やレシートが、税抜きで記載されている場合や購入店舗のポイントを使用されている場合は、支給額算定時に再計算を要し、事務担当者の負担になっている。 【制度改正の必要性】 本提案は、「制度の趣旨として定額支給になじまない」こと等を理由に関係府省との調整が行われなかった令和元年の提案の再提案事項である。特別支援教育就学奨励費のほかにも、同じく保護者の経済的負担を軽減することを目的として、学用品費等を支給する「奨学のための給付金制度」や、「生活保護法に基づく教育扶助費(基準額等)」は、一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて定額支給とされている一方で、当該奨励費のみ「制度の趣旨として定額支給になじまない」として、実費支給とされ、過度に事務担当者や保護者に負担を負わせている状況は実情に合っていないと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-yosan.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【厚生労働省】 (23)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) 輸血に用いる血液製剤(以下「血液製剤」という。)の地域における供給体制については、緊急時には、販売業の許可(24条)の有無にかかわらず、医療機関の間で血液製剤を融通することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 また、地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について、地方公共団体に令和2年度中に通知するとともに、日本赤十字社による出張所の設置や血液製剤の配送回数、配送ルートの見直し等について、地方公共団体、医療機関及び日本赤十字社との間において検討されるよう、必要な支援を行う。	—	血液製剤の地域における供給体制について、緊急時には、販売業の許可の有無にかかわらず、医療機関の間で血液製剤を融通することが可能であることを明確化し、令和3年3月31日付けで地方公共団体に通知した。 また、地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について、令和3年3月31日付けで地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】緊急時に輸血に用いる血液製剤を融通する場合の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項の考え方及び地域の実情に応じた血液製剤の安定供給に係る取組事例について(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、血液対策課長連名通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_218">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_218</a>	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、血液対策課
5【総務省(6)】【防衛省(1)】 自衛隊法(昭29法165)及び住民基本台帳法(昭42法81) 自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。	—	自衛官等の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合について、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、令和3年2月5日付けで地方公共団体に通知した。	【総務省・防衛省】自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)(令和3年2月5日付け防衛省人事教育局人材育成課長、総務省自治行政局住民制度課長連名通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_219">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_219</a>	総務省自治行政局住民制度課 防衛省人事教育局人材育成課
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	221	09_土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第15条、建築基準法施行規則第8条、建築動態統計調査規則	建築基準法第15条第4項の建築統計の作成に係る届出・報告の内容のオンライン化	建築基準法第15条第1項及び第2項の「建築工事届」「建築物除却届」及び同条第3項の「建築物災害報告書」の内容についてオンライン化し、国が当該入力結果を確認することができるようにすること。 なお、法制度上、都道府県が関与するステップが必要とすることであれば、建築主等が入力した届出・報告の内容を、都道府県が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に到達されるようにすることが考えられる。	【現行制度】 建築物を建築する建築主や建築物を除却する施工者は、都道府県等に対して建築基準法第15条第1項及び第2項に基づく「建築工事届」や「建築物除却届」を提出しなければならない。 また、市町村の長は、その区域内における建築物が災害により滅失等した場合に、都道府県に対して、同条第3項に基づく「建築物災害報告書」を提出しなければならない。 これらの「建築工事届」等を受理した都道府県等は、法第15条4項の規定に基づき、毎月、「建築着工統計調査票(マークシート形式)」等に「建築工事届出」等の内容を転記して作成し、国土交通大臣へ提出することが義務付けられている。 調査票の作成は、シャープペンシル(0.5mm、HB)を使用することが求められており、都道府県等は、建築主から紙面で提出された「建築工事届」等をもとに、手書きで調査票に転記している。 【支障事例】 限られた人員の中で、年34,429件(令和元年実績)の調査票を手書きで転記作成することは、非常に負担が大きい。 また、正確さが求められる統計において、人の手で「届出から転記する」という作業は、転記ミス、転記漏れなどのヒューマンエラーが生じることで正確性を損なうおそれがある。(令和2年度から、マークシートではなくExcelの調査票の提出も可能となる旨が国土交通省から周知されているものの、紙面で提出された内容をExcelに入力する労力は依然として大きく、またヒューマンエラーが生じる可能性も軽減されていないものと考ええる。) 加えて、「建築着工統計調査」は基幹統計であり、当該調査に要する経費は、地方財政法第10条の4に基づき、地方公共団体が負担する義務を負わない経費とされているが、国からは予算の範囲内として少額しか措置されず(年120万円程度)、1件当たり33円程度の予算では実作業量とあっていないと考える。 なお、届出に係る建築物が建築基準関係規定に適合するか否かは、法第6条に基づき提出される「建築確認申請」により確認できるため、都道府県では調査票を作成する必要はない。 建築統計の策定は法定受託事務とされているところであり、都道府県は本来国が果たすべき役割を代わりに担っているに過ぎないものである。 都道府県の事務負担を軽減するため、積極的な検討を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	222	11_その他	都道府県	埼玉県	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項	「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。	【現行制度】 「高等学校等就学支援金」は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する、法律に基づく制度である。 受給要件として、保護者等の住民税のうち市町村住民税所得割額及び道府県住民税所得割額の合算額が50万7000円未満であること等が定められている。 受給資格の確認のため、当県ではこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー法別表第二の項番113に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。 【支障事例】 マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。 上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。 結果として、市町村がこのような照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくは「Null」等で登録されており、所得要件を確認することができない。 そのため、当県では、上記の方については、住民税の課税額の確認のため、「生活保護受給証明書」、または「非課税証明書」の提出を求めており、申請者の負担となっている。 結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。 本来は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えるが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	223	05_教育・文化	都道府県	埼玉県	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	奨学のための給付金交付要綱別表、生活保護法第36条	「奨学のための給付金の支給に関する事務」において入手可能な生活保護関係情報の見直し	「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して、生活保護情報の情報照会を行った場合について、生業扶助(高等学校就学費)の情報を一律取得できるような措置を行うこと。 具体的には、生活保護法に基づく生業扶助情報を保護者(親権者)のマイナンバーに紐づけるよう規定すること。 なお、親権者が不在の場合には、生徒本人のマイナンバーに紐づけること。	【現行制度】 「奨学給付金」は、高校生がいる生活保護受給世帯等に対して、授業料以外の教育費(学用品等)を支給する制度である。 「奨学給付金」の給付単価を決定するにあたり、「奨学のための給付金交付要綱」に基づき、生活保護法に基づく生業扶助(高等学校就学費)の受給の有無を確認する必要がある。 そのため、当県ではこれまで生活保護受給世帯に対して、「生業扶助受給証明書」の提出を求めてきた。 しかし、平成31年4月から、「マイナンバー法」及び「当県マイナンバー条例」に基づき、「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して生活保護情報を取得することが制度上では可能となった。 【支障事例】 生活保護法に基づく生業扶助の受給情報は、福祉事務所によって保護者に紐づいている場合と高校生本人に紐づいている事例がある。 この場合、「奨学給付金」申請者となる保護者から取得したマイナンバーを利用して福祉事務所に情報照会を行っても、高校生本人に生業扶助の受給情報が紐づいている場合は、生業扶助の受給情報が確認できない。 そのため、当県では、現状においても、「生業扶助受給証明書」の提出を申請者に求めており、申請者の負担となっている。 加えて、申請窓口の高等学校においても、事務職員による添付書類の確認や、不足書類の提出依頼などが必要となり、負担となっている。 結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。 (参考)過去3年間 当県での生活保護受給世帯に対する「奨学給付金」支給件数 H29:1,652件 H30:1,626件 R01:1,421件	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (3) 建築基準法(昭25法201) (ii) 建築統計の作成(15条4項)については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、建築主が届け出る建築工事届及び建築物除却届の様式を、都道府県が作成する建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記が容易となるよう変更する。 また、地方公共団体からの意見を踏まえて、建築統計に関する手続のオンライン化について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【国土交通省】 (2) 建築基準法(昭25法201) (ii) 建築統計に関する手続については、令和4年度までを目途にオンライン化する。</p>	<p>建築工事届及び建築物除却届の様式を変更する「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」(令和3年国土交通省令第27号)を公布し、自治体への周知を行った。 (なお、建築統計に関する手続については、令和4年度までを目途とするオンライン化に向けて準備中)</p>	<p>【国土交通省】建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令(令和3年国土交通省令第27号) 【国土交通省】建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部改正及び建築物用途分類の改定について(技術的助言)(令和3年6月24日付け、国土交通省総合政策局情報政策課長、国土交通省住宅局建築指導課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.221">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.221</a></p>	<p>国土交通省住宅局、総合政策局情報政策課</p>
<p>5【内閣府(10)(i)】【総務省(11)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(35)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)による高等学校等就学支援金の支給に関する事務(別表2の113)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。</p>	<p>—</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務について、生活保護関係情報の情報連携を可能とした。</p>	<p>【文部科学省】デジタル改革関連法等の公布及び一部施行に伴う今後の高等学校等就学支援金支給事務等に関する運用の予定について(事務連絡)(令和3年8月2日付け文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.222">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.222</a></p>	<p>デジタル庁デジタル社会共通機能グループ 文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 厚生労働省社会・援護局保護課</p>
<p>5【文部科学省(15)】【厚生労働省(44)】 高校生等奨学給付金 高校生等奨学給付金については、生徒本人の個人番号を用いて生業扶助(高等学校等就学費)の受給の有無を確認できることを明確化するため、「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)等の手引き」(平26文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)を令和2年度中に改正する。また、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促すため、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>○文部科学省 生徒本人の個人番号を用いて生業扶助(高等学校等就学費)の受給の有無を確認できることを明確化した事務連絡を令和3年3月26日に発出した。  ○厚生労働省 生業扶助の受給情報を生徒本人に関する情報として登録されるよう促す事務連絡を令和3年3月30日に発出した。</p>	<p>【文部科学省】「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて」等の一部改正について(通知)(令和3年3月26日付け文部科学省初等中等教育局長通知) 【文部科学省】高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)等の手引き【該当箇所抜粋版】(令和3年3月 8次改正) 【厚生労働省】「情報提供ネットワークシステムにおける生業扶助の副本登録に関して」(令和3年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.223">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2.223</a></p>	<p>文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 厚生労働省社会・援護局保護課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	224	09_土木・建築	都道府県	埼玉県、越谷市、戸田市、朝霞市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法施行令第3条、公営住宅法施行規則第23条	「公営住宅法」に基づく近傍同種の住宅の家賃の算定方法の見直し	借上げ型公営住宅の「近傍同種の住宅の家賃」の算定方法について、建設に要した費用等の推定再建築費の算出が困難な場合には、地域の実情に応じて事業主体が算定方法を決定することが可能となるよう、公営住宅法令を改正すること。	【現行制度】 公営住宅の家賃の決定等に使用する「近傍同種の住宅の家賃(以下、近傍同種家賃)」について、公営住宅法施行令第3条及び同法施行規則第20条等で算定方法が定められているが、「当該近傍同種の住宅の建設に要する費用の額」を基に「推定再建築費」を算出するなど、積算法により算出することが定められている。 本県では、これまで、県の借上を前提に民間事業者が建設した新築住宅を棟単位で借上げ、借上型公営住宅として供給していたが、今後の県営住宅の住宅経営に関する方針で、既存公的賃貸住宅を活用した借り上げなどの新たな取り組みを行うこととしている。UR賃貸住宅は県内に7万戸以上あり、これを活用することで、必要な地域に必要な数を供給することができる。 【支障事例】 既存住宅は、建設から長期間経過していることが多く、住宅の建設に要した費用(以下、工事費)が不明な場合があるため、現行の算定方法では近傍同種家賃の算定が困難となっている。 平成8年の旧建設省通知では、「建設後、相当年度の年数が経過した等により近傍同種の住宅の建設に要した費用の確定が困難な場合・・・には、事業主体が建設年度別、構造別、床面積別の標準的な費用の額を設定することも許容される」とされている。標準的な費用の額の推計に当たっては、棟の詳細な床面積が必要となるが、図面が欠損している場合があるため、工事費算定が困難な場合がある。また、建設年度時点の国土交通大臣が定める主体付帯工事費が必要となるが、古いものは通知が入り困難な場合があり、同様に算定が困難である。 また、本県では、毎年度60戸前後の借上型県営住宅を整備している。今後、戸単位で借上げる場合、現行の算定方法では戸ごとに工事費を算定しなければならず、工事費を算定する棟数が増加し、事務負担も膨大なものとなる。 以上を踏まえ、工事費の算出が困難な場合は、例えば、UR賃貸住宅は、UR法に基づき、公営住宅とは別の算定方法によって近傍同種家賃を算定しているため、当該住宅を借上げる場合には、当該住宅の家賃を基に算定することも可能とするなど、事業主体が地域の実情に応じた近傍同種家賃の算定を行うことを可能とするよう、現行の算定方法の見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	225	03_医療・福祉	都道府県	埼玉県、埼玉県町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項、第4項、第51条の5第2項、附則第18条第1項、第2項	「障害者総合支援法」に基づく居住地特例対象施設の拡大	居宅や現在入所している障害者施設等から、別の市町村に存する介護施設に入所した場合に、現行では当該介護施設が所在する市町村が障害福祉サービスに係る費用を負担するが、当該介護施設入所前に費用負担していた市町村が引き続き負担するよう、居住地特例を見直すこと。 また、障害福祉サービスの利用申請手続きについても、介護保険サービスと同様に、介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で引き続き行えるよう、居住地特例を見直すこと。	【現行制度】 障害者施設等から介護施設に入所した方には、介護保険サービスに加えて、障害福祉サービスを利用する場合がある。 この場合に、介護保険サービスに係る費用は、障害者施設及び介護施設が介護保険法に基づく住所地特例施設に位置付けられているため、障害者施設や介護施設の入所前に居住地があった市町村が負担する。 一方、障害福祉サービスに係る費用は、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に位置付けられていないため、介護施設が所在する市町村が負担する。 また、介護保険サービスの利用申請手続きは、介護保険法に基づく住所地特例制度により、障害者施設及び介護施設の入所前に居住地があった市町村で行うが、障害福祉サービスの申請手続きは、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象外とされているため、介護施設が所在する市町村で行う必要がある。 【支障事例】 現行制度では、介護施設が所在する市町村に障害者福祉に関する財政的負担が集中してしまう。 また、介護保険サービスと障害福祉サービスの利用申請手続きについて、介護は介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で、障害は介護施設が所在する市町村でそれぞれ行わなければならない、住民の負担になっている。 ※介護保険制度に係る住所地特例については、平成27年の提案募集で複数の自治体が提案・要望した結果、見直されたものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	226	05_教育・文化	一般市	太宰府市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	文化財保存事業費関係補助金交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	史跡等購入費国庫補助で取得した土地の活用範囲の明確化	「史跡等購入費国庫補助要項(以下「要項」とする)」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や獣による掘り起こしなどから史跡等を守る(保存)するため、保存を目的とした財源を得るための史跡等の活用範囲について明らかにする。 現在の要項の第1項(趣旨)においては、「保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助」と定められているため、これにより取得した財産を活用して保存のための財源とすることは、補助金適正化法第22条に定める「目的に反した使用」にあたることと認められない場合があるが、例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあらず認められるものと考えられる。法律上及び要項上認められる史跡等の活用の範囲が明らかにされれば、それに照らして文化庁が(「文化財保存活用地域計画」等の認定過程において)自治体の行う史跡等の活用の可否を判断することができるようになり、自治体が史跡等の活用により自主的に財源を確保することが可能となることで、要項が目指す「保存のため」という目的をより達成しやすくなる。	当市の史跡面積は、4.85平方キロで市の面積の約16%を占め、年間6,000万円の史跡保存のための費用(内3%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【国土交通省】 (6) 公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の家賃の上限額となる近傍同種の住宅の家賃(16条1項)の算定については、既存民間住宅等を活用し公営住宅を供給する場合において、当該既存民間住宅等の図面の欠損等により算定が困難なときに、地方公共団体が収集可能な情報から簡便に算定する方法を、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>公営住宅法に係る近傍同種の住宅の家賃の算定について、図面の欠損等により算定が困難なときに、収集可能な情報から簡便に算定する方法について技術的助言として通知した。</p>	<p>【国土交通省】公営住宅法に基づく近傍同種の住宅の家賃の算定における合理的な方法について(通知)(令和3年3月25日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_224">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_224</a></p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>5【厚生労働省】 (32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii) 居宅や障害者支援施設等から他の市区町村に存する介護保険施設等に入所し、障害福祉サービスを利用する場合の居住地特例(19条3項)の適用については、介護保険施設等の入所者の状況等についての実態調査の結果等を踏まえつつ、介護保険施設等を対象とすることについて検討する。その上で、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【文部科学省】 (11) 史跡等購入費補助金 史跡等購入費補助金により取得した土地の活用については、以下の措置を講ずる。 ・文化財保護法(昭25法214)125条に規定する現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により生じた木材等を加工・販売する行為については、当該行為により得た収益の用途にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)22条に規定する補助金等の交付の目的に反した使用(以下この事項において「目的外使用」という。)には当たらないことを、全国会議を通じて地方公共団体に周知する。 [措置済み(令和2年11月26日・27日埋蔵文化財・史跡担当者会議)] ・上記のほか、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用について、目的外使用に該当するか否かを地方公共団体が判断するに当たって参考となる事例を交えた質疑応答集を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>令和2年11月26日・27日に行われた埋蔵文化財・史跡担当者会議において、史跡の現状変更等の許可を受けて行われる木竹の伐採等により生じた木材等を加工・販売する行為については、補助金等の交付の目的に反した使用には当たらないことを周知した。また、令和3年3月22日に、史跡等購入費補助金により取得した土地の活用について、目的外使用に該当するか否かなど補助金適正化法の考え方を具体事例やQAも交えてとりまとめた事務連絡を发出了した。</p>	<p>【文部科学省】補助金適正化法の考え方について(令和2年11月27日) 【文部科学省】補助金適正化法の考え方に関する参考資料の送付について(令和3年3月22日付け文化庁文化財第二課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_226">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_226</a></p>	<p>文化庁文化財第二課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	227	11_その他	一般市	舞鶴市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32条、老人福祉法第11条	「老人福祉法第11条の措置の実施の事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の61の項に係る事務(老人福祉法第11条の措置の実施に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報が利用できるよう番号法別表第2の61の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。	老人福祉法第11条の措置の実施(老人ホームへの入所等の措置)に関する事務については、当該措置の対象者は、同条第1項第1号の規定により、「65歳以上のものであって、環境上及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なもの」等としており、また、当該委任を受けた老人福祉法施行令第6条第1号において「当該65歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。」としている。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第22条第20号において「老人福祉法施行令第6条の規定の適用については、支援給付を保護とみなす。」とされていることから、老人福祉法第11条等で定める要件の該当性を適切に確認するためには、中国残留邦人等支援給付等関係情報が必要と考える。 しかしながら、番号法別表第2において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。 当市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、上述のとおり中国残留邦人等支援給付は生活保護とみなすこととされていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。	—
R2	228	11_その他	一般市	舞鶴市	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第33条、老人福祉法第28条第1項	「老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の62の項に係る事務(老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務)を処理するために情報連携できる特定個人情報は、市町村が保有している情報のうちにあつては生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報に限られている。 しかし、当該事務を処理するに当たっては、中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、当該特定個人情報が利用できるよう番号法別表第2の62の項に中国残留邦人等支援給付等関係情報の追加を行う。	中国残留邦人等支援給付支援給付は生活保護制度に準じて制度設計されており、当市においては、生活保護と中国残留邦人等への支援給付を同内容のものとして扱っており、「舞鶴市における老人福祉法の施行に関する規則」の別表第2の費用徴収の階層区分において従来は「生活保護法による被保護者」と記載されていた箇所には「中国残留邦人等への支援給付を受けている者」を平成20年に追加している。 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務については、「負担能力に応じて」費用を徴収することとなるため、上述のとおり生活保護関連情報に加え中国残留邦人等支援給付関係情報が必要と考える。 しかしながら、番号法別表第2において、生活保護関係情報等は情報連携可能な情報として規定されているが、中国残留邦人等支援給付等関係情報は規定されていない。 当市では、条例で個別に規定し、情報連携を行っているが、中国残留邦人等支援給付に関する事務は、生活保護制度に準じて制度設計されていることから、同一の法的根拠で情報を扱えることが必要と考える。	—
R2	229	11_その他	都道府県	兵庫県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項、第3項、第4項、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について(令和2年4月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)	新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限(休業要請)を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること	特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。 第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること。	【現状】 特定都道府県知事として特措法第45条に基づき要請、指示を行う場合、国の基本的対処方針及び、国の要請・指示等のガイドラインにおいて示された手順のとおり実施することとなっている。 【支障】 そもそも、第45条第2項に基づく要請は、第24条第9項に基づく協力要請を前提としているが、特措法上、第24条第9項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第45条第2項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であるため、本来は異なるものであると解釈すべきである。 このことを前提にすれば、第45条第2項に基づく要請を行う場合、いきなり個別の施設ごとに行うのではなく、まずは業種や類型ごとに法的な要請を行うべきである。 今回、パチンコ店に対して第45条を適用する際、店舗数が限定される業種であったため、第2項に基づく個別店舗への要請は可能であったが、仮に、全県的に多数の店舗等が点在し、組合など同業者の団体がいない業種や団体があっても未加盟事業者が多数存在する業種(例えば接待を伴う飲食店等)に対して第2項の要請を行うこととなると、相当数の個別店舗の営業確認等にかかりの時間を要するなど迅速な対応が困難となる。早急に蔓延防止のための休業要請の強い姿勢を示すのであれば、第45条に基づき、まず業種ごとに要請を行うべきである。 また、第45条第2項の要請に際し、国との事前協議が必要となっているため、機動的な対応が困難となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_kikka.html</a>
R2	230	11_その他	都道府県	兵庫県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項、第4項	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保	休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備(罰則適用など)を行うこと。	【現状】 本県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、パチンコ店に対し、兵庫県緊急事態措置により、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、それでも休業要請に応じない店舗に対し、③同法第45条第3項に基づく、施設の使用停止(休業)の指示を行ってきた。 【支障】 同法第45条第3項に基づく施設の使用停止(休業)の指示を行ったものの、結局2つの店舗が営業を継続して休業指示に応じなかった。これは指示に対して、「店名の公表」しか行えず、実効性の担保が課題となっているためである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_kikka.html</a>
R2	231	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	診療放射線技師法第26条第2項第2号、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第6号	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	【現状】 健康増進法により市町村はがん検診の実施に努めるものとされている。また、第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)において、がん検診受診率の目標値は50%とされているが、H30乳がん検診の受診率は本県内平均17.7%である。 平成26年に診療放射線技師法が改正され、病院、診療所以外で行う肺がん検診は胸部X線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施が可能となった。 集団乳がんマンモグラフィ検診は、平成28年から視診、触診は推奨しないと変更されたが、医師の立ち会いは従来どおり必要となっている。 【支障】 集団乳がんマンモグラフィ検診前に行う受診者への説明および問診は看護師が対応しており、医師が立ち会わなくても実施可能であるにもかかわらず、診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いがなければ実施できない。 郡部においては医師不足等により立会い医師の確保が難しく、立会い医師への報酬も高額であるため、検診実施の支障となっている。 マンモグラフィ検診時、乳房に痛みを感じた受診者は、二度と受診しないケースがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_kikka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>【内閣官房】 (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(24条9項及び45条)の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型インフルエンザ等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>5【内閣官房】 (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(45条)については、以下の措置を講ずる。 ・45条2項に基づく要請については、施設類型ごとに行うことを可能とする。 ・45条2項に基づく要請の実効性を担保するため、施設管理者等が要請に応じない場合は命令を行うことを可能とする。また、その施行に必要な限度において立入検査等を行うことを可能とし、命令に違反した場合は過料に処することとする。 [措置済み(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和3年政令第28号)等)]</p>	<p>特措法第31条の6第1項のまん延防止等重点措置に係る要請及び特措法第45条第2項に基づく要請について、特措法第24条第9項に基づく要請を前置せず、業態及び施設類型ごとに行えるようにするなどの措置を講じた。</p>	<p>【内閣官房】「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について(令和3年2月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) 【内閣官房】新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)新旧対照表</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_229">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_229</a></p>	<p>内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室</p>
<p>【内閣官房】 (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(24条9項及び45条)の在り方については、地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるよう、新型インフルエンザ等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>5【内閣官房】 (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31) 施設の使用制限の要請等(45条)については、以下の措置を講ずる。 ・45条2項に基づく要請については、施設類型ごとに行うことを可能とする。 ・45条2項に基づく要請の実効性を担保するため、施設管理者等が要請に応じない場合は命令を行うことを可能とする。また、その施行に必要な限度において立入検査等を行うことを可能とし、命令に違反した場合は過料に処することとする。 [措置済み(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和3年政令第28号)等)]</p>	<p>緊急事態宣言の対象区域の都道府県知事が、施設の使用制限等の要請を受けた者に対し、命令を発するに必要な限度において報告を求め又は事業場に立ち入る等の措置を講ずることができることとともに、施設管理者等が正当な理由なく施設の使用制限等の要請に応じなかった場合の命令及び過料に関する規定を設けるなど、実効性を担保する措置を講じた。</p>	<p>【内閣官房】「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について(令和3年2月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) 【内閣官房】新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)新旧対照表</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_230">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_230</a></p>	<p>内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室</p>
<p>5【厚生労働省】 (18) 診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【厚生労働省】 (25) 診療放射線技師法(昭26法226) 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、省令を改正し、医師の立会いを不要とする。 [措置済み(診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第119号))]</p>	<p>令和3年7月9日に診療放射線技師法施行規則を改正し、集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査における医師の立会いを不要とした(令和3年10月1日施行)。</p>	<p>【厚生労働省】診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第119号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_231">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_231</a></p>	<p>厚生労働省医政局医事課、健康局がん課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	232	11_その他	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、姫路市、加古川市、西脇市、三田市、南あわじ市、たつの市、神河町、和歌山県、徳島県、関西広域連合	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	移住支援事業・マッチング支援事業について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局)、住民基本台帳法	移住支援金制度における居住期間に応じた返還制度の廃止	移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。 廃止しない場合は、移住元の居住地や在住期間の確認、移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。	【現状】 移住支援金は地方創生推進交付金を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業した場合に支援を行っている。 移住者は、申請時に移住元の居住地や在住期間(5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。 支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。 【支障】 移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年に渡り居住確認を行う等、煩雑な事務手続きが生じている。 東京圏在任時に転居歴の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要があり、申請手続きが煩雑である。 移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなど手続きが煩雑である。	—
R2	233	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	起業支援事業について(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局)	起業支援金制度における補助対象期間等の見直し	起業(登記)して事業活動が本格化するまでには一定期間を要するケースもあるため、前年度に起業した者も支援対象となるよう、応募資格の要件を前年度4月1日からとすること。 また、事業所開設に要する経費を補助対象とするため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。	【現状】 起業支援金は、地方創生推進交付金を活用して、Uターン等による起業支援を行っている。 応募資格は公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業した者、補助対象期間は交付決定日から1月末までと定められている。 【支障】 応募資格は、公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業(登記)した者に限定され、前年度中に起業(登記)して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。 そのため、前年度の2~3月に起業した者は、制度上、完全に対象外となっている。 また、補助対象期間は、執行団体から起業者への交付決定日(当県の場合、募集・審査を経ると概ね8月頃)以降とされているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や初度備品費等を補助対象とすることができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka_vosan.html</a>
R2	234	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬などに限定されている。 発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。 【支障】 大阪府北部地震や平成30年7月豪雨等の大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施するのが困難となった。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、災害救助費の対象でないため、応援自治体の負担となっている。 【再提案理由】 令和元年台風第15号を契機として災害救助基準が改正(令和元年10月施行)され、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(損害割合が10%以上)まで拡充された。 支援対象が拡充された住宅の応急修理や、応急仮設住宅の供与を迅速に行うためには、その判断基準となる家屋被害認定調査及び罹災証明書の速やかな発行が不可欠である。救助以外の目的のために活用されることのみをもって、災害救助費の対象外とすることは災害救助業務の遅延を招きかねない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka_vosan.html</a>
R2	235	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法第2条第2号、被災者生活再建支援法施行令第1条	被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大(被災全地域への適用、半壊世帯及び一部損壊世帯への適用)	制度の対象となる被災地域について、同一の災害により被害を受けた全ての市町を平等に支援対象とすること。 制度の対象となる被災世帯について、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊及び一部損壊(損害割合が10%以上の世帯)も支援対象とすること。	【現状】 被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことなどが適用要件となっている。 同制度は、自然災害の被災者の生活の再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるが、半壊世帯・一部損壊世帯は支援対象となっていない。一方、災害救助法では、住宅の応急修理について支援対象が一部損壊(損害割合が10%以上)世帯まで拡大されている。 【支障】 平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や宍粟市は被災者生活再建支援法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない市町が発生した。 令和元年の台風第15号による住宅被害では、災害救助法に基づき一部損壊世帯まで住宅応急修理の支援対象が拡大された。一方、本制度では半壊・一部損壊世帯は支援対象外である。 【再提案理由】 同一の災害により被害を受けた世帯に対して、単に住所地のみによって被災者生活再建支援法の支援対象外となる事態は公平性の観点からも避けるべきで、法に基づく支援が平等に行われる必要がある。 対象となる被災世帯を災害救助法に基づく住宅の応急修理の支援対象と同様とすることで住民にも分かりやすい制度となるうえ、各種災害において多数発生している半壊被害も支援対象とすることは、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興につながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka_vosan.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	236	11_その他	都道府県	兵庫県、兵庫県市長会、兵庫県町村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第26条	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長(5年→10年)	マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)に合わせて延長すること。 電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマホによるオンライン申請、もしくは住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きできるようにすること。	【現状】 マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日までとなっている。一方、カードに搭載される電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までとなっているため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。(令和2年1月から、電子証明書の更新申請が必要な者が発生しており、県内では6月末時点の累計で約13万人) 【支障】 カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくい。 特別定額給付金のオンライン申請にあたり、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の更新や暗証番号の再設定が必要な住民が多くいたため、全国的にアクセスが集中して、公的個人認証システムがダウンした。 電子証明の有効期限が切れているために、コンビニ交付サービスが利用できない場合、マイナンバーカード本体が使えないという誤解が生じ(急にコンビニ交付が出来なくなったとの問い合わせが寄せられている)、マイナンバーカードの利活用の機会を奪うことになりかねない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	237	11_その他	都道府県	兵庫県、神戸市、姫路市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第29条、第32条、地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条	公営住宅の許可取消後の家賃相当額の回収事務について、私人への一括委託を可能とする見直し	公営住宅法施行令において、滞納家賃と損害賠償金(近傍家賃相当額)の双方について、請求から収納までの事務を一体的に私人に委託できるよう規定すること。	【現状】 県営住宅の退去者の滞納家賃の収納事務については、地方自治法施行令第158条の規定により私人委託ができ、債権回収の効率化を図るために債権回収会社及び弁護士に委託している。 一方で、当該損害賠償金は滞納家賃に比べて多額となっているが、収納に係る一連の事務(主体となつて行う①請求②督促③納付交渉④収納)については、私人委託を認める規定がないため、当県の職員が督促や納付交渉等の収納事務を長期に渡り行っている。 【支障】 国土交通省が提示した委託可能な事務は、請求書の送付などの事務補助的作業にとどまるため、請求や納付交渉などの収納に係る主体的かつ複雑な業務は県の職員が改めて行うこととなり、本質的な解決になっていない。 滞納に係る一連の債権回収事務であるにもかかわらず、滞納家賃の回収は私人(債権回収業者等)のノウハウ(請求から納付交渉、収納に至るまでの主体的な一元管理による滞納の回収)が活用できるが、損害賠償金については私人のノウハウが活用できず、債権回収業務の効率化に繋がらない。	—
R2	238	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律多面的機能支払交付金実施要綱(別紙1)第5の7及び8、(別紙2)第5の8及び9多面的機能支払交付金実施要領第1の7～9、第2の8～10、様式第1-6～1-8号	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1-6号 …… 「活動実施日時」欄 様式第1-7号 …… 「日付」欄、「分類」欄 様式第1-8号 …… 「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄  また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。	【現状】 農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施している。 【支障】 農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施しているところ、活動組織の大半は、パソコン作業の苦手な高齢の農業者が事務を担っており、毎年の活動記録や金銭出納簿、実績報告など多くの書類作成に苦慮している。 また、当交付金の制度改定が毎年行われ、それに伴って事務様式も毎年変更されるため、活動組織を指導する市町担当者の負担も大きくなっている。 なお、事務負担が大きいこと等を理由に、県内の70組織が活動期間(5年間)終了後に共同活動を継続しなかったため、約800haの活動区域が減少し保全体制に支障が生じた。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	239	11_その他	施行時特例市	宝塚市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、関西広域連合	法務省	B 地方に対する規制緩和	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第12条第1項、第19条第1項及び第3項同法施行規則 第17条第2項及び第4項市区町村在留関連事務取扱要領 第62(6)特別永住者証明書の交付	特別永住者証明書の交付方法の弾力化	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易書留等)による交付を可能とすること。	【現状】 特別永住者証明書の申請受付及び交付事務は、法定受託事務として市町が実施している。 特別永住者証明書の有効期間は7年間であり、特別永住者は7年毎に特別永住者証明書を更新申請しなければならず、申請時と交付(受領)時の2回の出頭義務が課せられている。 【支障】 更新申請時と交付(受領)時の2回ともに、本人または代理人もしくは取次者が市役所窓口に来庁しなければならず、申請者の負担はもとより窓口の事務負担にもなっている。一方、マイナンバーカードの場合、申請時もしくは受領時のいずれか1回の来庁で手続きが完了し、交付手続きの簡素化が図られている。本人以外の者が手続きできる要件が限られているため、更新手続きを行う義務を履行することが困難になっている特別永住者が存在する。例えば本人または代理義務者が就労している場合でも、「疾病その他の事由により自ら届出等を行うことができない場合」に該当しないため、別居の親族等が取次者となって手続きを行うことは認められない。そうした場合、更新申請時ほとんどなく、受領のために再度来庁を求めることについて、合理的な説明に苦慮しており、窓口でのトラブルが絶えない。 また、高齢で移動に制約がある場合でも、「疾病その他の事由」に該当しなければ原則として本人が2回出頭する義務があり、クレームが多く発生している。さらに、取次ぎが認められる場合でも、親族が遠隔地にしかおられない場合もあり、申請時はまだしも、交付(受領)のために再度来所を求めることは、時間的・金銭的な負担が大きく、更新手続きを円滑に進めるうえで大きな支障となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省】</p> <p>(9) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) (i) 以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務(2条)に追加する。</p> <p>③署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供(同条7項)並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付</p> <p>④利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供(同条7項)並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付</p>	—	<p>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行、更新の受付等について、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることが可能となった(日本郵便株式会社との協議及び当該地方公共団体の議会の議決が必要)。</p>	—	—	総務省自治行政局住民制度課
—	—	—	—	—	—
<p>5【農林水産省】</p> <p>(18) 多面的機能支払交付金</p> <p>多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするとともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p>	—	<p>活動記録等の項目と同等の情報が記載された資料を確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能な旨を通知した。</p>	<p>【農林水産省】多面的機能支払交付金実施要領における様式の項目省略について(令和2年12月24日付け農林水産省農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室長事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_238">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_238</a>	農林水産省農村振興局農地資源課
<p>5【法務省】</p> <p>(5) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平3法71)</p> <p>以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居地以外の記載事項の変更の届出に係る交付(11条2項)</li> <li>・有効期間の更新の申請に係る交付(12条3項)</li> <li>・紛失等による申請に係る交付(13条2項)</li> <li>・汚損等による申請に係る交付(14条4項)</li> </ul>	—	<p>特別永住者証明書の有効期間更新申請等に関し、特別永住者又は16歳未満の特別永住者等に代わって申請等を行わなければならない者が、特別永住者証明書を受領するために出頭することに著しい支障があつて、出入国在留管理庁長官が相当と認めるときについては、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、省令を改正し、本人限定受取郵便により特別永住者証明書を受領することを可能とした。</p>	<p>【法務省】日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令(令和3年法務省令第9号)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_239">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_239</a>	出入国在留管理庁在留管理支援部 在留管理課在留管理業務室



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	240	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県	財務省、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1 大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針	災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築	ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。 机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること。	<p><b>【現状】</b> 災害復旧事業費を決定する災害査定は原則として実地で行うが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合に限り、被災箇所を写真や設計書等の資料で確認する机上査定を実施することができる。 激甚災害に指定された場合は災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定限度額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。 災害査定(実地、机上査定)は、被災自治体において行われている。 平成30年7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害では机上査定限度額が2,500万円以下(都市局所管災害は2,400万円以下)に引き上げられ、被災箇所975件中821件(84%)が机上査定の対象となった。 一方、本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。</p> <p><b>【支障】</b> 実地査定は、災害が頻発する中、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっている。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、東京等から被災自治体への移動が制限され、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【財務省(2)】【農林水産省(3)】【国土交通省(2)】 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) (i)災害査定(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法7条及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令3条)については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年9月28日付け国土交通省都市局都市安全課、港湾局海岸・防災課、水管理・国土保全局防災課事務連絡、令和2年10月6日付け農林水産省農村振興局整備部防災課、林野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課事務連絡)] (ii)机上査定(公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭32建設省)12、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(昭40農林省)10等)の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt; 5【財務省(2)】【農林水産省(2)】【国土交通省(5)】 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 机上査定(公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭32建設省)12、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(昭40農林省)10等)の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、以下の措置を講ずる。 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける施設においては、机上査定の限度額を200万円未満(林道においては300万円未満)から500万円未満に引き上げる。 [措置済み(令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知、令和4年4月1日付け林野庁長官通知、令和4年4月1日付け水産庁長官通知、令和4年4月12日付け農林水産事務次官通知)] ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける施設においては、机上査定の限度額を300万円未満から1000万円未満に引き上げる。 [措置済み(令和4年3月31日付け国土交通省港湾局長通知、令和4年4月1日付け農林水産事務次官通知、令和4年4月1日付け農林水産省農村振興局長通知、令和4年4月1日付け林野庁長官通知、令和4年4月1日付け国土交通省都市局長通知、令和4年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知)] ・机上査定の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しているWEB会議方式による机上査定を平常時においても選択できるようにするとともに、災害査定において無人航空機等のデジタル技術を積極的に活用することを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年4月28日付け農林水産省農村振興局防災課災害対策室長事務連絡、令和4年4月28日付け林野庁森林整備部整備課課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け林野庁森林整備部治山課課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐事務連絡、令和4年4月28日付け農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室長事務連絡、令和4年4月28日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災調整官、港湾局海岸・防災課総括災害査定官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官事務連絡)] (関係府省:農林水産省及び国土交通省)</p>	<p>(i)新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを通知した。  (ii)机上査定の拡大について、災害復旧の迅速化に資するよう、農林水産省及び国土交通省の各担当部局が定める机上査定の限度額を、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける施設においては200万円未満(林道においては300万円未満)から500万円未満に、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける施設においては300万円未満から1000万円未満に拡大した。また、机上査定の実施に当たって、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から行ってきたWEB会議方式による机上査定を平常時においても選択可能とするとともに、無人航空機を活用した画像や三次元データ等のデジタル技術の積極的な活用を行うよう地方公共団体へ通知した。</p>	<p>&lt;R2対応方針(i)&gt; 【農林水産省】「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」(令和2年10月6日付け農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡) 【農林水産省】「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」(令和2年10月6日付け農林水産省林野庁森林整備部治山課課長補佐(災害対策班担当)事務連絡) 【農林水産省】「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」(令和2年10月6日付け農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐(災害対策班担当)事務連絡) 【国土交通省】「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」(令和2年9月28日付け国土交通省都市局都市安全課都市安全対策官、港湾局海岸・防災課総括災害査定官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官事務連絡)  &lt;R4対応方針(ii)&gt; 【国土交通省】「公共土木施設(公園)災害復旧事業査定方針」の改正について(通知)(令和4年4月1日付け国土交通省都市局長通知) 【国土交通省】「港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領」の一部改正について(令和4年3月31日付け国土交通省港湾局長通知) 【国土交通省】公共土木施設災害復旧事業査定方針の一部改正について(通知)(令和4年4月1日付け国土交通省水管理・国土保全局長通知) 【農林水産省】農地農業用施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け農村振興局長通知) 【農林水産省】海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け農村振興局長通知) 【農林水産省】林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】「林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」等の一部改正について(令和4年4月1日付け林野庁長官通知) 【農林水産省】漁業用施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け水産庁長官通知) 【農林水産省】漁港関係公共土木施設災害復旧事業査定要領の一部改正について(令和4年4月1日付け農林水産事務次官通知) 【農林水産省】農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱の一部改正について(令和4年4月12日付け農林水産事務次官通知) 【国土交通省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け国土交通省都市局都市安全課都市防災調整官、港湾局海岸・防災課総括災害査定官、水管理・国土保全局防災課総括災害査定官事務連絡) 【農林水産省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け農村振興局整備部防災課災害対策室長事務連絡) 【農林水産省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け林野庁森林整備部整備課課長補佐(災害対策班担当)事務連絡) 【農林水産省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け林野庁森林整備部治山課課長補佐(災害対策班担当)事務連絡) 【農林水産省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐(災害対策班担当)事務連絡)(政令市あて) 【農林水産省】机上査定の効率的な実施について(令和4年4月28日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室課長補佐(災害対策班担当)事務連絡)(都道府県あて)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbossv/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_240">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbossv/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_240</a></p>	<p>農林水産省農村振興局整備部防災課 林野庁森林整備部治山課・整備課 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 国土交通省都市局都市安全課、水管理・国土保全局防災課、港湾局海岸・防災課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	241	04_雇用・労働	中核市	寝屋川市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第58条第3項	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」や「1年単位の変形労働時間制」の適用が除外されているが、働き方改革の一環として、教職員については令和2年度から「1年単位の変形労働時間制」が適用される。 また、国の働き方改革の取組の一環として、平成31年4月から「フレックスタイム制」の清算期間が1か月から3か月に延長された。 これらの法改正の趣旨を踏まえ、地方公務員に関しても、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることができるよう地方公務員法等を整備していただきたい。	現行の法律によると、企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」(第32条の3)、「1年単位の変形労働時間制」(第32条の4)の規定が適用除外とされている(地方公務員法第58条第3項本文)ため、「1か月単位の変形労働時間制」(労働基準法第32条の2)によるフレックスタイム制は運用できない。 このような制度の下では、1か月単位での業務の繁閑には対応できても、複数月にわたる業務の繁閑には対応できず、業務繁忙時期等による時間外勤務の平準化の効果が限定的である。 【支障事例】 当市では、「1か月単位の変形労働時間制」によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の繁閑を調整しているが、複数月にわたり業務の繁閑がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できていない。 内部管理業務においては、出納整理事務や条例等の例規審査事務などがあるが、期間ごとの繁閑の差が著しく、1人あたりの時間外勤務時間でみると1か月に約30～55時間の差が生じ、効率的な行財政運営の支障になっている。 窓口業務においては、住民異動事務、国民健康保険事務、福祉・子育て関連の手当支給事務などがあるが、職員の勤務時間と市民サービスへの影響の相関性が高く、職員の勤務時間が固定化されすぎると、出勤状況によっては市民の窓口の待ち時間が長くなるなど、市民サービスへの支障が生じる可能性がある。 【現行制度による対応】 機構改革による業務配分の見直し、人事異動による人員配置の見直しを行ってはいるが、限られた人的財源を効果的に活用する観点から、繁忙期の業務量を基本として人員配置することはできない。 【解消策】 地方公務員の勤務時間について、3か月単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	242	03_医療・福祉	都道府県	香川県、徳島県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者等に対する医療に関する法律第5条第2項、難病の患者等に対する医療に関する法律施行令第1条	指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し	指定難病の医療受給者証について、負担上限月額の認定方法を、市町村民税(所得割)から保険者の所得区分に応じて認定する方法に改めること。	負担上限月額の階層区分の認定方法と健康保険の高額療養費の適用区分の認定方法は異なるものの、ともに所得水準に応じた区分であり、高い相関関係が見られる。各保険者に申請者の高額療養費の適用区分を照会しているにもかかわらず、医療受給者証に記載するのみで事務に活用されていない。 指定難病の負担上限月額は、6月に確定する住民税課税額に基づいて毎年見直すのが、高額療養費の適用区分も前年の所得によって見直しているため、二つの事務が重なる夏は、超過勤務が生じている。 難病患者は大抵、世帯に1人しかいないにもかかわらず、申請時に世帯員全員の住民税課税証明書を提出させており、申請者にとって大きな負担である。 現在、事務効率化のためマイナンバーを利用した情報連携を進めているため、申請に際してマイナンバーを取得する必要があるが、難病患者だけでなく支給認定基準世帯員全員のマイナンバーを取得・管理することは、職員の負担となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	243	09_土木・建築	都道府県	香川県、高知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法77条第1項、道路施設現況調査、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査	道路法第77条第1項に基づく道路に関する調査の運用改善	道路法第77条第1項に基づき実施する「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、都道府県が行う調査書の作成等(市町村及び地方道路公社等が管理する道路に係る調査の取りまとめを含む。)の事務の負担軽減に資するよう、これらの調査の一括による実施又は各調査提出様式の統合若しくは重複している事項の回答の省略を可能とすること等、調査事務の運用改善を図る措置を求める。	【現状の概要】 都道府県は、道路法第77条第1項に基づき、「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、国土交通大臣からの依頼を受けて調査書の作成・提出を行っている。調査書の作成に当たっては、都道府県が自ら管理する道路だけでなく、区域内の市町村(政令指定都市を除く。以下同じ。)及び地方道路公社等が管理する道路についても併せて取りまとめた上で、国土交通省へ提出する必要がある。これら調査について、令和元年度は以下の通り実施されたところである。 (道路施設現況調査) 調査対象とする時点: 令和元年3月31日 / 実施期間: 令和元年9月18日から令和2年2月28日 (道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査) 調査対象とする時点: 令和2年3月末 / 実施期間: 令和2年3月2日から令和2年5月29日 【支障事例】 現状、調査ごとに都道府県において調査書の作成等を行う必要があるが、特に市町村等からの取りまとめに当たっては、県に対して提出されたデータの確認を行い、全ての市町村の回答が出揃ってから、県独自の回答データと統合し、国土交通省へ提出する必要がある。これらは単純な事務作業であるが、県単体の分の調査の投入と市町村分の取りまとめを合わせると、約1～2週間程度の処理日数を要しており、調査ごとに負担が生じている。 また、それぞれの調査について、一部の調査項目の内容が重複しており、一方の調査で報告すれば足りるものについて、重ねて報告を求められている(例:後者の調査項目のうち、「路線」、「行政区域」、「区間距離」、「一般道・専ら区分」等)。これらの項目について、当県の場合、対象となる路線が、県道について約200路線入力が必要であり、市町村道等についても提出された約17,000路線の確認を行う必要がある。加えて、それぞれで入力する内容は一緒であっても、一方は道路管理者の名称で、他方ではその団体コードで回答する必要がある等、単純な転記等で処理しづらい重複事項もあり、作業が複雑になっている。なお、都道府県に対し調査書の提出を行う市町村においても、類似の事務負担が生じているものと推察される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	244	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生事務次官通知(昭和27年)、厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ	日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字社法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。	日本赤十字社の活動を支えるため、自治体が日本赤十字社の都道府県支部からの委嘱を受け、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動(活動資金の募集、救護資機材の管理)を実施するため、集めた活動資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。(厚生事務次官通知(昭和27年)と厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼(毎年2月)に基づき行われている) これらの活動資金及び交付金に関する業務について、法律上の位置づけがなく、自治体ごとに公金外現金として取り扱い、それに携わる人件費等についても自治体が負担している状況である。 公金外現金の取り扱いについては、公金に準ずるものとして各自自治体で要綱を作成の上、厳格に取り扱ってはいるが、現金事故が発生した場合、本来的には自治体には責任はなく、その責任の所在が不明確な状態となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【総務省】 (3) 地方公務員法(昭25法261) 地方公務員に対する1年単位の変形労働時間制(労働基準法(昭22法49)32条の4)の適用については、地方公務員の勤務実態や公務運営における課題、支障等を把握し、業務体制の改善に関する他の施策とも比較しつつ制度の在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【厚生労働省】 (36) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等については、オンライン資格確認の導入状況及び都道府県等の意見を踏まえつつ、医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律7条4項)への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討し、令和3年夏までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
<p>5【国土交通省】 (8) 道路法(昭27法180) 道路施設現況調査(77条1項)については、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査(同項)における回答のうち活用可能なものを、あらかじめ国において回答様式に転記した上で、都道府県等に対して照会する仕組みを構築する。 [措置済み(令和2年9月23日付け国土交通大臣通知)]</p>	—	<p>「道路施設現況調査」について、それ以前に実施した「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」における回答のうち活用可能なものを、あらかじめ国において回答様式に転記した上で、都道府県等に対して照会する仕組みを構築し、令和2年度から運用を開始した。</p>	<p>【国土交通省】令和2年度道路施設現況調査の実施について(依頼) (令和2年9月23日付け国土交通大臣通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_243">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_243</a></p>	国土交通省道路局企画課
<p>5【総務省(5)】【厚生労働省(19)】 日本赤十字社法(昭27法305) 日本赤十字社に対する寄附金などの現金の取扱いについては、実態調査等を行った上で、地方公共団体が当該現金を取り扱う根拠を法制的な面から検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	245	11_その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第51条	情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容裁決を行う場合の裁決書の取扱	情報公開等に係る処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決をする場合、審査請求人の氏名等が知られない形で被処分者に対する裁決書の謄本の送付が可能である旨明確化する。	情報公開・個人情報に関する処分となる「情報」は、一般的な行政処分とは異なり、一旦、情報に記録されている者の意に沿わない形で公表されてしまうと、その損害回復が非常に困難なものとなる。また、一般的に情報公開については、何人に対しても情報公開請求権を保障している一方で、公開請求者以外の第三者の権利保護のため、当該公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者に対して公開についての意見を聴いた上で、公開・非公開の決定がなされている。しかし、公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者より公開を希望しない意見を付したにもかかわらず、処分庁が公開決定をし、その公開決定に対して執行停止の申立てと審査請求がなされた場合、被処分者(公開請求者)以外からの審査請求に対し認容裁決をする場合には被処分者となる公開請求者に対しても、裁決書の謄本を送付しなければならない。審査請求が第三者に自らの情報が記録されていること自体知られることを望まないという趣旨であったとき、裁決により情報公開がなされなかった場合にも、審査請求人の氏名・名称が必要的記載事項とされる裁決書の謄本が公開請求者に送付されることにより、結果的に審査請求人の情報が公開請求の対象となった情報に記録されていることを知られてしまうこととなり、そもそもの審査請求の趣旨が損なわれてしまう。行政不服審査法においては、このような審理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で匿名性を要するケースについて対応が明らかでないため、その明確化を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	246	11_その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第9条第3項、第28条～第42条	情報公開等に係る処分における条例と重複する審理手続の適用除外等	情報公開等に係る処分について、次のとおり行政不服審査法の特例を創設する。 各地方公共団体の条例において、行政不服審査法と同様の審理手続を情報公開審査会等の附属機関が行わなければならない旨を定めた場合において、重複する審理手続についての行政不服審査法の規定を適用除外とする。または審理員を指名しない場合において「審査庁」と読み替えて適用する規定に代えて、情報公開審査会等の実質的審理を行う「附属機関」に読み替えて適用する規定を置く。	本来、「情報」は時間の経過とともにその性質・価値が大きく変わることも想定されるため、迅速な審理手続が行われることが望ましいが、現状、各地方公共団体の条例と行政不服審査法の二重の手続を経る必要があり、迅速性が失われており、同様の手続を二重に行う状態となっている。具体的に当市においては、情報公開条例に基づく手続について行政不服審査法とほぼ同様の手続を行う旨を定めることで情報公開審査会に実質的審理を委ねているにもかかわらず、行政不服審査法に審査庁が行う旨義務付けられていることにより、類似・重複した審理手続を行わなければならない。(国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により審査庁における審査手続を省略して、情報公開審査会に諮問することとなっている。)	—
R2	247	11_その他	指定都市	神戸市	法務省	B 地方に対する規制緩和	登録免許税法第10条、第25条、第26条、附則第7条、登録免許税法施行令附則3、不動産登記規則第189条、第190条、地方税法第422条の3	不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額情報を利用	不動産移転登記等に係る登録免許税を算定する際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子での評価額情報を利用して、法務局が算定すること。	不動産の移転登記等を行う際に申請者が登録免許税を算定して申告し、法務局が記載内容を確認する必要があるが、申請者は市町村が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書により算定することとなっている。これにより当市においては不動産移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約5万6千件あり、市町村においては窓口対応に多大な労力がかかっていると、住民にとっても市町村窓口へ来所する手間が生じている。なお、固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第422条の3の規定により法務局へ通知することとなり、法務局でその情報を確認することが可能。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	248	11_その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第415条、第416条	土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧可能化及び掲載項目の制限	土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧をできるようにすること。また、インターネットによる縦覧が可能となった場合は、現状よりも二次利用の恐れが高まるため、併せて掲載項目の制限を求める。	納税者が縦覧するためには、定められた期間内(通常4月中)に縦覧会場に赴かなければならず、納税者にとって不便な制度となっている。また、現行の縦覧制度では、所在地番や家屋番号まで表示することとなっているため、インターネットでの縦覧が可能になると、容易に所有者及び評価情報が特定され得るため、本来の趣旨にとどまらず、商業目的等、二次利用される危険性がある。 <b>【縦覧制度】</b> 納税者が所有する資産にかかる評価額が適正かどうか、行政区内の他の所有者の資産と比較できる制度。 土地:所在地番、地目、地積、価格 家屋:所在地番、家屋番号、構造、種類、床面積、価格 が記された帳簿を閲覧する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	249	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民年金法第12条1項、第4項、国民年金法施行令第1条の2	国民年金関係の申請・届出のインターネット手続化	事業主が年金事務所に対し、第2号被保険者や第3号被保険者の電子申請ができることと同様に、法定受託事務とされている国民年金関係の申請・届出を、市町村の窓口及び郵送による手続と併用して、インターネットでもできるようにする。	加入者にとって、国民年金事務は「手続き内容(加入・免除・納付)」や「加入種別(第1号、第3号)」によって、手続先が市町村と年金事務所に分かれるなど、極めて分かりづらい状況。市町村が担当する第1号被保険者は、国民年金関係の申請・届出のたびに市町村窓口に来所する必要があり、負担となっている。市町村にとっても事務負担が生じており、市民・窓口ともに負担軽減を図る必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【総務省】 (13)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査の不服申立ての手續において、第三者である審査請求人が処分の相手方から自らの氏名等を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合の手續の在り方については、処分の相手方が第三者である審査請求人の氏名等を知ることができない取扱いとする方向で、有識者の意見も踏まえた検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 行政不服審査の不服申立ての手續については、情報公開の開示決定等の処分に対し、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報を不開示とすることができる制度の趣旨が没却されたと考えられる場合には、氏名等の個人が特定される情報を知ることができない形で裁決書を作成することが可能である旨を、ガイドラインの配布により周知する。	令和3年5月28日から「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられた。検討会における最終報告では、情報公開の開示決定等の処分に対して、第三者が審査請求を行った場合など、一定の情報を不開示とすることができる制度の趣旨が没却されてしまうような場合には、運用において氏名等が分からないような形で裁決書を作成することは、法令改正によらずとも当然に可能であると考えられると示された。 検討会の最終報告を踏まえ、令和4年6月28日、上述の考え方を記載したガイドラインを整備・配布した。	—	—	総務省行政管理局調査法制課
—	—	—	—	—	—
5【法務省】 (2)地方税法(昭25法226)、登録免許税法(昭42法35)及び不動産登記法(平16法123) 不動産の登記申請に係る登録免許税の額等を計算するための書類については、申請者及び市町村の負担軽減を図る観点から、固定資産税の納税者に交付される固定資産課税明細書(地方税法364条3項)の利用を促す旨を関係団体等に通知するとともに、ホームページ等で周知する。 [措置済み(令和2年12月8日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)] また、市町村長から登記所への通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査(登録免許税法26条1項)については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。	—	不動産登記の申請に当たり、申請人が保有する固定資産課税明細書により固定資産課税台帳に登録された不動産の価格を確認することができる場合には、市町村が発行する固定資産評価証明書ではなく当該明細書を利用するよう、日本司法書士会連合会に協力を依頼した。 また、法務局ホームページにおける案内についても、令和2年12月8日に同旨の内容に更新した。 なお、市町村長から登記所への通知がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査について、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等は、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、検討している。	【法務省】不動産登記の申請における固定資産課税明細書の活用について(令和2年12月8日付け法務省民事局民事第二課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2.247">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2.247</a>	法務省民事局民事第二課
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (21)国民年金法(昭34法141) 国民年金第一号被保険者に係る申請及び届出については、オンライン化に向けて検討を行い、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【厚生労働省】 (34)国民年金法(昭34法141) (ii)国民年金第一号被保険者に係る申請及び届出については、以下の措置を講ずる。 ・国民年金保険料免除の申請、国民年金保険料納付猶予の申請及び学生納付特例の申請並びに資格取得の届出及び種別変更の届出については、申請者がマイナポータルにより行うことができる仕組みを構築し、令和4年度上期に運用を開始する。 ・付加保険料の納付の届出等については、申請者がオンラインにより行うことができる仕組みを構築し、令和7年中に運用を開始する。	国民年金保険料免除・納付猶予・国民年金保険料学生納付特例の申請及び国民年金第一号被保険者資格取得届等については、令和4年5月11日よりオンラインによる運用を開始した。 なお、付加保険料の納付の届出等については、令和7年中に運用開始予定。	【厚生労働省】国民年金第一号被保険者に係る申請、届出等手續の電子化について(令和4年5月2日付け厚生労働省年金局事業管理課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2.249">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu.tsuchi.htm#r2.249</a>	厚生労働省年金局事業管理課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	250	05_教育・文化	一般市	三田市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・教育基本法 ・特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化	・要保護児童生徒援助費補助金(文部科学省)の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化 ・本補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者のうち、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準にかかる判断手法を明確にすること。	【現行制度の概要】 ・本補助金は、市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒(要保護児童生徒)の保護者に対して必要な援助(就学援助)を与えた場合、費用の一部を補助するものである。「現に生活保護を受けている世帯(被保護世帯)」の他、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を対象とすることができる。 【支障事例】 ・昨年、子どもの貧困問題や生活困窮者自立支援への対応について社会的ニーズが高まっている。国庫補助金を活用して、より一層積極的な支援を行っていきたいと考え、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」にかかる適用条件について、文部科学省に見解を求めたところ、以下の内容でご教示いただいた。 対象となる世帯は、「不動産を所有している者については、不動産等の資産を処分したとしても生活保護の基準を満たしている者」、もしくは「不動産等の資産を所有していない者であることの確認ができていない者」である必要がある。 実際に、この基準に基づき判断するにあたり、不動産を所有していないことや、処分したとする場合の判断手法等について、疑義が生じる点もあるため、具体的に示していただきたい。 経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者への支援を行うことで、子どもの教育環境を保障する当該補助事業の趣旨を鑑みると、判断手法等についても、保護者へ過度な負担を求めることなく、また事務の簡便さも一定必要であると考え。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	251	03_医療・福祉	一般市	由布市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	児童手当法第8条	児童手当等における認定、支給及び支払い方法の遡及	児童手当や特例給付(以下、児童手当等)において、認定請求の時期にかかわらず、事実発生日の翌月から支給対象とするなど、不支給期間が発生しないよう遡及方法について見直しを求める。	児童手当等は、児童手当法第8条第2項の定めにより、認定の請求をした日の属する月の翌月から支給されている。市町村の開庁時間外に出生届を提出された際に十分な制度周知がなされず、認定請求が遅れたことにより、不支給期間が発生した。 〈事例2〉 公務員の児童手当等は、児童手当法第17条の定めにより、各所属長の認定を受けることとなっている。公務員になり一般受給資格者としての受給事由が消滅したとき、又は、公務員でなくなり一般受給資格者として、認定請求する時には手続きを要するが、住所地の市町村長に対する手続きを失念する事例が後を絶たない。市町村においても出生・死亡・転居の場合と異なり、手続きの周知・説明が困難な場合が多い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka.html</a>
R2	252	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱	「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」の対象事業の自由度の拡大	「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金」は、該当する7種の事業について要綱で定める対象経費の3分の1を国が補助するものであるが、全国自治体の申請額の総額が国の予算額を上回った場合には、国による査定が行われ、予算額の範囲内で各自治体への配当額が決定されている。査定に際しては、当市では実施計画中の学校運営協議会や地域学校協働本部の設置実績が加味されており、配当割合が年々減少している状況である。このような国の方針を間接的に強要されるような状況下では、各自治体は地域の特性や自由意思に基づいた事業展開ができないため、当補助金についての傾斜配当の是正を求める。 また、コミュニティ・スクールだけではなく、学校評議員等の学校・地域の連携構築に資する取組を査定の上で加味してほしい。	学校運営協議会の設置以外の方法で、学校と地域の連携を図っている自治体が査定の上で不利になり、十分な補助を受けられず、事業の実施に支障をきたす問題がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>
R2	253	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	へき地児童生徒援助費補助金交付要綱	学校統廃合に伴うへき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費(スクールバス委託料)の補助期間の延長等	現在、学校統廃合に伴うスクールバスの運行に係る国庫補助金については、補助期間が5年となっており、その後は地方交付税で措置されるため、補助期間を延長していただきたい。 また、学校統廃合は、地区毎にまとまって行われることになるため、補助対象者を現行の通学距離4キロ以上に限るのではなく、スクールバスを利用する地区全体の児童を対象としていただきたい。	学校統廃合から5年間が経過し、国庫補助がなくなることで、地方自治体の財政負担が大きくなる。その結果、スクールバスの台数や1日の発着回数削減、児童生徒の下校時刻に合わせた運行の見直しなどの検討が必要となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>
R2	254	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条	日本スポーツ振興センター災害共済給金支給事務の自治体からセンターへの委譲	現在、災害共済給金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を經由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。	日本スポーツ振興センター(以下、JSC)が決定する給付金を市の口座に受け入れ、学校毎の給付額を送金する際に送金漏れが数回起きている。 学校では、給付金を各保護者ごとに振分け、「給付金決定通知書」や領収書等を用意し、保護者に連絡したうえで受け渡しを行うが、送金漏れによる保護者手渡しが出来なかった事が起きている。 当市では、保護者への直接送金仕様に変更予定だが、誤送金などのリスクが伴う。 当市が行った政令市調査では保護者への支給方法はさまざまで、一部の市では給付金から振込手数料を差し引いて口座振込とするなど、市の対応に差が出ている。 昨年度、JSCの九州ブロック会議時に、JSCが保護者に直接給付するよう、複数の県市が要望し、JSCから「今後のシステム改修における検討材料を集約している」との回答を得ている。	—
R2	255	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	GIGAスクール構想の実現	学校における1人1台の端末を活用した教育の確実な実現に向け、自治体の多様な導入方法を勘案した仕組みとなるよう「公立学校情報機器整備費補助金」のうち、「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」について、Wi-Fi端末とLTE端末の選択が可能となるよう補助額を設定してほしい。	当市が導入しているLTE方式のタブレット端末は、Wi-Fi方式の場合に必要なネットワーク整備費が不要である一方、端末にモデムを搭載するため約1.7万円増加し、通信費も必要となる。 現在のGIGAスクール構想の実現における端末の補助額(4.5万円)はWi-Fiを想定したものであるため、LTE端末の導入には十分ではない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu-kekka_vosan.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【文部科学省(12)】【厚生労働省(40)】 要保護児童生徒援助費補助金 要保護児童生徒援助費補助金については、補助対象見込額の算定のため地方公共団体が提出する事業計画書の記載方法が明確となるよう、令和3年度事業から事業計画書の様式を見直す。	-	要保護児童生徒援助費補助金の交付申請に先立って、補助対象見込額の算定のため地方公共団体が提出することになっている「事業計画書(第2表)」の「C欄(現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯)」には、生活保護を申請中であるものの、生活保護受給が決定していない世帯の児童生徒について記入することを明記するなど事業計画様式を見直した。その見直し後の様式を令和3年5月13日に発出した。	【文部科学省】令和3年度要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等)に係る事業計画書等の提出について(依頼)(令和3年5月13日付け文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbossv/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_250">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbossv/2020/r2fu.tsuchi.html#r2_250</a>	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 厚生労働省社会・援護局保護課
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R2	256	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法等、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ	幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること	幼児教育・保育の無償化に伴う認定において、月割りの取扱いを可能とする。	現行では、幼児教育・保育の無償化に係るFAQ4-11において、「施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません」とされ、遡及認定はできないと規定されている。また、FAQ7-16においては、「認定区間に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないように、両市町村と在籍圏の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします」ともされている。しかし、保護者の申請するタイミングによっては、認定期間に空白が生じることがある。例えば、児童の転園を伴わない転入の場合、申請手続きが転入日より後になり認定期間に空白ができ、保護者が実費で保育料を負担することになるといった事例が多い月で20件程度発生している。そのため、教育保育給付認定のFAQ-419のとおり「当該市町村間で調整が済んだ場合には、月割りの取扱い」とすることはできないか。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	257	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等	幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	258	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法施行令第24条、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(令和元年7月1日)、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き(令和元年7月版Ver.13)、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ(令和元年8月29日発出版)	児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化	「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。	現行では、事務処理要領(令和元年7月1日)において、「無償化対象児童の場合、無償化後の負担上限月額を記載するのではなく、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、特記事項欄に無償化対象児童であることを記載する」とされている。また令和元年8月29日発出版の無償化に関するFAQNo.21により、無償化対象児童についても多子軽減対象者は記載が必要とされている。しかし、無償化対象児童については、無償化対象期間中に利用者負担が発生しないことが明らかであり、「所得区分に応じた負担上限月額」や「多子軽減」を認定する必要はない。特に、「多子軽減」の認定については、在園証明などを求めることとなり利用者の手間となっている。FAQNo.18では「支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります」とあるが、小学校入学の前年度まで無償化が続き、就学猶予の対象となった児童についても、小学校就学の始期に達するまでの間は無償化の対象となるため、児童発達支援等の支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースは想定されないかと思われる。簡素化した場合の各方面への影響については、①国保連の業務への影響については、受給者台帳の登録情報に不整合がなければ問題ないかと思われるので、負担上限月額の認定時に負担上限月額と所得区分が不整合にならないように登録を行うことで影響は出ないかと思われる。②障害児通所支援事業者の業務への影響については、「所得区分に応じた負担上限月額」の認定や「多子軽減」の認定の有無にかかわらず、無償化対象児童としての請求をすることになるため、影響は特に生じないと思われる。③保護者への影響については、「多子軽減」の認定にあたっては、在園証明等を求めることもあるため、簡素化によりそれが不要になる。特にデメリットは生じないかと思われる。④自治体業務への影響については、①に記載のとおり、負担上限月額を0円で認定する際には所得区分との整合が取れていなければならないため、その点に気をつける必要があるが、「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務が簡素化されれば、事務負担の軽減は大きいと思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka.html</a>
R2	259	03_医療・福祉	指定都市	熊本市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)	重心児には該当しない医療の必要な児童における医療的ケアの報酬の見直し	重心児には該当しない医療的ケア児の受入れを促進するため、医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件拡大、及び障害児通所支援事業所が医療的ケア児の支援を評価した加算を算定できる仕組みとしてほしい。	重症心身障害児(以下、「重心児」という。)を対象とする事業所において、重心児を受入れた場合の基本報酬は、重心児以外を受入れた場合の2倍以上である。重心児に該当しないが医療的ケアが必要な児童は、支援において配慮が必要にも関わらず、重心児以外の基本報酬を算定することになるため、特に児童発達支援や短期入所支援において、医療的ケア児に係る受入れの妨げとなっている。 ・重心児以外の児童発達支援事業所と重心児を対象とする児童発達支援事業所の基本報酬単位:重心児以外→利用定員が10人以下の場合830単位 重心児→利用定員が5人の場合2,096単位、利用定員が10人の場合1,068単位 ・福祉型短期入所と医療型短期入所の基本報酬単位:福祉型(福祉型強化短期入所サービス費)→区分3の場合968単位、区分2の場合803単位、区分1の場合699単位 医療型(医療型短期入所サービス費)→2,907単位 ※医療型短期入所の基本報酬に係る対象要件:重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児) 具体的な支障例 ・視覚障害(全盲)、療育手帳A1 医療的ケアが必要で、てんかん持ちの児童について、常に職員の付き添いが必要であるうえ、看護師がいる事業所でなければ受入れられないが、重心児には該当しないため、当該児童は利用することができなかった。 上記のように、重心児には該当しない医療的ケア児が重心児を対象とする事業所を利用できにくい状況が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2020/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府(9)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(34)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (iv) 子育てのための施設等利用給付(30条の2)について、施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)が、その小学校就学前子ども(30条の4第1項)の利用する特定子ども・子育て支援施設(7条10項1号から3号の施設に限る。)を変更せずに月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】)]	—	子育てのための施設等利用給付について、一定の条件の下、月割りによる給付が可能である旨等を地方公共団体に通知した。	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】 ・転出入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について(令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) ・幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_256">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_256</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【内閣府(4)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、交付申請等に関する様式の一部の共通化を図る。 [措置済み(令和2年4月8日付け文部科学省初等中等教育局長通知)] また、地方公共団体の事務負担を更に軽減する方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【内閣府(7)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(10)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実績報告書に関する様式の一部の共通化を図るとともに、入力事務を効率化するための必要な措置を講ずる。 [措置済み(令和3年7月6日付け厚生労働事務次官通知)]	認定こども園に係る施設整備の事務手続における事務負担を軽減するため、実績報告書の様式の一部の共通化を図るとともに、入力補助機能を付加した。	—	—	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (vi)障害児通所支援利用における無償化対象通所児童(施行令24条3号)に係る障害児通所給付決定(法21条の5の5第1項)については、所得区分に応じた負担上限月額及び多子軽減措置の認定について、報酬の審査支払等に係る事務処理システムの改修の必要性を勘案しつつ、簡素化する方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	多子軽減措置の認定の対象となる児童のうち無償化対象通所児童である場合は、多子軽減措置の認定をすることなく、無償化対象通所児童として利用者負担額の判定が可能であること及び受給者証における多子軽減措置の認定についての記載を不要とすることを、地方公共団体に通知した。 なお、所得区分に応じた負担上限月額の認定簡素化については検討中。	【厚生労働省】「無償化対象児童に係る多子軽減認定の取扱いについて」(令和4年3月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)]	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_258">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2020/r2fu-tsuchi.html#r2_258</a>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
—	—	—	—	—	—